

独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所

第2回無形民俗文化財研究協議会報告書

**—市町村合併と無形民俗文化財の保護—**

独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所

無形文化遺産部



## 序にかえて

本日は朝早くから、そしてお寒い中、たくさんお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今回の無形民俗文化財研究協議会は、現在の形になりましては第2回でございます。しかしその前身として、我々の部が旧芸能部と申しておりました平成10年度から続けておりました、民俗芸能研究協議会という催しがありました。平成17年度の第8回まで、民俗芸能研究協議会を続けて参りまして、昨年度から無形民俗文化財研究協議会という形でそれを引き継ぎ、本年度が第2回ということでございます。したがって、最初の研究協議会の立ち上げから数えますと、今回がちょうど10回目という協議会になります。この節目の会にたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。

当初、この協議会は予算の裏づけもない形で始めましたが、現在は我々の無形文化遺産部の一つの主要な事業として位置づけるまでになっております。これも毎年お集まりいただきますみなさま方のご協力の賜物と感謝いたします。

ご承知のように、昨年4月から、旧芸能部を無形文化遺産部という形に改組いたしました。それまでは主に無形文化財としての伝統芸能、無形民俗文化財としての民俗芸能を対象としてやって参りましたが、無形文化遺産部となりまして、無形の文化遺産全般に対象を広げるという形で発足して現在2年目を迎えておるところでございます。

もちろん、無形の文化遺産の中でも、日本におきましては無形の民俗文化財が非常に大きな位置を占めております。無形の民俗文化財の場合、単に研究者、専門家だけではなくて、広くその現場で保護に当たられる地方自治体の方々、あるいは実際の保護団体、保存会の関係者の方々、そういった方々の役割というのが非常に大きいものがございます。

この協議会は、我々研究者の側、それから行政の側、それから地方の現場で保護に当たられるの方々、保存会の方々、に広く御参加をいただきまして、さまざまな無形民俗文化財の現代的な課題について協議して参ろうという場でございます。

これから今年度の趣旨説明があろうかと思えますけれども、今年度は「市町村合併と無形民俗文化財の保護」というテーマを設定させていただきました。ここ数年の全国の市町村合併の状況を申しますと、約3000あった市町村が、約1800という形に合併統合されたという現状があります。無形の民俗文化財は、言うまでもなく、その地域ごとでの保護活動というのが根幹になりますので、この市町村合併の影響を、文化財の中でも最も顕著に受けるものではないかという問題意識が我々の方でございます。そこで今年度は、その市町村合併と無形民俗文化財の保護というのをテーマにさせていただきました。

昨今、さまざまな学会、研究会等で、この市町村合併の問題は取り上げられております。そういった中には、市町村合併の無形民俗文化財の保護に関する、否定的というか、マイナスの側面を批判的に検証するという試みも多く見られるわけでございますけれども、本協議会は、あくまでもそういった状況の中で、よりよい保護をどうやったら展開できるかという、できる限りプラスの視点で物事を考えて行きたいなと思っております。

もちろん、実際の現場に立たれているみなさま方の中には、非常に厳しい現状を我々以上に肌身に感じていらっしゃる方が多いかと存じます。しかし、そういった現状の中でも、やはり、何かプラスに転じられるところはないのか。あるいは、マイナスの要因をできる限り小さくして、保護の明日につなげられる方策はないのかという視点をぜひとも今日の協議会の中で見つ

けていけたらというように考えております。そういった、保護政策を効果的に、有意義に進めるアイデアというのを、皆さん方の中から相互に出し合って、今日の終わりの段階で、少しでも有意義であったと考えられる会にしてみたいと存じております。

本日、夕方まで、なかなか長丁場でございますし、例年になくご参集の方々が多いもので、窮屈な状況でまことに恐縮でございますけれども、ぜひとも最後まで、活発なご議論をお願いして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(平成 19 年度「第 2 回無形民俗文化財研究協議会」挨拶より)  
東京文化財研究所無形文化遺産部長 宮田繁幸

# 目 次

I.	序にかえて	
II.	趣旨説明	1
III.	報告	7
1.	「市町村合併による民俗芸能の保護と継承 —相模原市内の一人立ち三匹獅子舞を中心に—」	7
	相模原市教育委員会文化財保護課 木村弘樹	
2.	「市町村合併と保存会活動—盛岡市の事例を中心に—」	17
	盛岡市教育委員会歴史文化課副主幹 千田和文	
3.	「町村合併と無形民俗文化財の保存と活用 —とくに学校教育において—」	27
	揖斐川町教育委員会教育委員長職務代理者 寺田昭士	
4.	「市町村合併と民俗芸能の伝承 —「合併から政令市へ」浜松市を例に—」	37
	浜松市生活文化部文化財担当課主任 戸田 剛	
5.	「市町村合併が綾子舞の保存振興に与えた影響」	49
	柏崎市綾子舞保存振興会会長 須田弘宗	
IV.	総合討議	57
V.	参考資料	83
VI.	アンケート集計結果	115
VII.	あとがき	130



# 趣 旨 説 明

東京文化財研究所無形文化遺産部 俵木 悟





それでは続きまして、私から、今回の協議会のテーマを含めた趣旨説明をさせていただきます。今、部長の宮田からも話がありましたが、昨年度より、これまでの民俗芸能研究協議会を受け継ぐかたちで、新たに出発させていただきましたこの無形民俗文化財研究協議会ですが、今回は第2回ということになります。

今年の協議会は、テーマを「市町村合併と無形民俗文化財の保護」ということにさせていただきました。この協議テーマは、数年前から、みなさまのアンケート等でも要望が多くございまして、この数年、いつもこの協議会の開催にあたって、テーマの候補の一つに挙がっていたものでした。しかし、全国的に合併の動きが非常に活発に進行中である間は、取り上げるのがなかなか難しかったテーマでもあります。

先ほど部長のあいさつにもありましたように、いろいろある文化財の中でも、民俗文化財の保護という分野こそ、市町村合併の影響は大きいであろうということは容易に想像できます。というのも、民俗文化財は他の文化財と比較しても圧倒的に多様なものが対象となり、かつ、それぞれが地域的な特徴を持っており、かつ、地域のなかで伝えられていること、これが重要な意味を持つものであります。したがってその保護の施策も、地域の人々によって、地域においてなされるのが理想的であることは言うまでもありません。多くの民俗文化財の保護のための事業が、地方自治体を主体として行なわれる理由もそこにあると考えられます。

しかし、言うまでもなく現在、地方自治体の財政事情は非常に厳しく、そうした中で、民俗文化の保護という即効的で目に見える成果が現れにくい分野の仕事というのは、なかなか理解が得られにくいであろうと思います。行政改革の一環としての市町村合併という状況の中で、民俗文化財の保護という仕事の意義をアピールし成果を挙げていくために、何ができて、何をすべきであるのか、多くの行政担当者の方々が頭を悩ませているだろうと思います。

ところで日本では、近代以降、三度の大きな合併があったと言われていています。一度目は1889年、市町村制施行に伴う、いわゆる「明治の大合併」。二度目は戦後の1953年、町村合併推進法施行以降のいわゆる「昭和の大合併」。そして三度目が、現在進行中のこの「平成の大合併」です。

今回われわれが主に話題とするのは、この平成の大合併の影響であります。この現象は1995年に改定された、合併特例法の影響が大きいと言われていたようですが、実際には、次々と合併が行なわれたのはちょうど2000年あたりからだったのではないかと考えています。

この合併の背景を、国は、例えば地方分権の推進であるとか、地方財政の効率化、あるいは時代の変化による生活圏の広域化への対応といったようなことで説明しております。しかし、行なわれた合併の実状を見ると、地方の苦しい財政事情を何とか改善しようという経済的な問題が一番の動機になっていたのではないかと思います。

そもそも、平成の大合併がこれだけ全国的な規模で進められた要因の一つには、合併特例法の適用があったと新聞等ではよく言われております。また、もともとあった大きな市が、周辺の町村を取り込むような形での吸収型の合併であるとか、あるいは県境をまたぐ合併、あるいはいわゆる飛び地合併というようなものが、よく話題になっており、これまでの地域の枠組みや、もともとあった地域の連携を生かすというのとはちょっとかけ離れた、合併すること自体が目的であったような合併の例も多く耳に入りました。

その点では少なくとも、例えば旧村の単位を大字というかたちで残した明治の大合併であるとか、あるいは学校の校区、学区を一つの基準としていた昭和の大合併などと比べても、地方の文化や社会のまとまりというものが考慮されることがあまりなかった合併であるという評

価値は避けられないような気がします。

また、大規模合併が多かったことから、これまでそれぞれの町村の中で中心地区から離れた周辺部にあった地区が、いつそう周辺に位置づけられるような結果になったところも多いようです。この状況は、とりわけ民俗文化の視点から見れば、喜ばしいことではないとは言ってもありません。中心から離れた周辺部にも、当然豊かな民俗文化が伝えられている例はたくさんあるわけですが、それらに対する支援の目配りがこれまでと同じようになされるかどうか、不安をもたれている方は多いと思います。

こうした問題に対する問題提起は、例えば、日本民俗学会が去年『日本民俗学』という学会誌上で特集を組んでいるように、これまでも若干ではありますがなされています。

しかし今日、ここにお集まりの方の多くは、そのような困難な状況の中でも、これまでと変わらず、あるいはこれまで以上に民俗文化の伝承を行政的な面から支えていこうという意欲を持った方々が多いのではないかと思います。私たちも、そうした方々のために少しでも役立てるような協議会にしたいと考えています。困難な状況を嘆くばかりでは、生産的な議論にはなりません。むしろこの状況を何か新しい取り組みを始めるための契機ととらえるようなことができればいいのではないかと思います。

先ほども言いましたように、長年の懸案であったこのテーマを、今年実際に実施できると考えましたのは、近年になって、少しずつ、合併後の民俗文化財の保護の取り組みというものの、合併を生かしたといいますか、合併が契機となって新たに展開された取り組みというのが、少しずつ我々の耳にも届くようになってきたからに他なりません。このような観点から、今回は五つの地方自治体の事例の報告をご用意いただきました。

そのうち三つの事例につきましては、まさに近年、合併を経験した自治体からの報告です。神奈川県相模原市、岐阜県揖斐川町の事例では、それぞれ今回、合併した複数の町村内に、かねてから同じような、非常に文化的に近い民俗が伝承されていたところでした。それらを、この合併を契機に、さまざまな形で連携させながら保護や振興の取り組みをしていこうという見通しを持っておられるようです。

また静岡県の浜松市は、今回の合併の中でも有数の大規模合併の例でありました。とりわけ、私どもにとって、民俗芸能の宝庫といわれる天竜川沿いのいくつかの町村が浜松市に含まれることになったことが注目を集めました。このような大規模合併では、どうしても一つ一つの民俗にかける行政的な支援というのは軽くならざるを得ないというように我々は思ってしまうがちですが、浜松市ではこれにどう対処して行こうとお考えになっているのか、そのビジョンを今日、お聞かせ願えるのではないかと思います。

また、他の二つの事例については、今回の合併で必ずしも大きな影響を受けたわけではありませんが、過去に合併を経験し、それを契機として、伝承活動を活性化させたり、ユニークな取り組みを進め、定着させてきたりした例ということでお話をお願いしております。これからこの状況にどのように対処すべきかについて悩んでいる皆さまにとりましては、先達のお話として聞いていただけるのではないかと思います。

まず岩手県の盛岡市は、岩手県自体が民俗芸能の宝庫と言われることが多いわけですが、その中でも特に多くの民俗芸能の保護団体があります。この多くの保護団体が、盛岡市主導のもと、合併した旧町村部などの団体も含めて横の連携を密にとって、お互いに切磋琢磨しあいながら活発な伝承状況ができ上がっているようです。

また柏崎市の綾子舞の事例は、今回唯一、保存会の立場からのご発表をいただく予定になっ

ております。話をお聞きしますと、かねてから保存会側が持っていたさまざまなアイデアを、合併で自治体が大規模化する中で、それを契機としてさまざまに行政的な支援を取り付けつつ、保存会が主体となって実現させてきており、結果的に今では、柏崎市を代表する文化として「綾子舞」が広く知られるようになっております。こうした事例について、その経験や、苦勞を聞くことで、今度は自分たちの身近にある無形の民俗についてどんなことができるのかということを考えるきっかけになってくれればよいなと考えております。

最後になりましたが、前回に引き続き今回も大変多くの参加のご希望をいただいております。本日は、すべての方に来ていただくと、この席がすべて埋まるくらいの参加希望者を得ておりますので、なるべくお席はお詰め合わせて、可能な限り多くの方が座れるようにご配慮をお願いしたいと思います。



**報告 1**

**市町村合併による民俗芸能の保護と継承  
—相模原市内の一人立ち三匹獅子舞を中心に—**

相模原市教育委員会文化財保護課 木村弘樹



**司会 俵木悟**（東京文化財研究所無形文化遺産） それでは時間になりましたので、1 番目の発表に移らせていただきます。相模原市教育委員会文化財保護課の木村弘樹様より、「市町村合併による民俗芸能の保護と継承—相模原市内の一人立ち三匹獅子舞を中心に—」ということでお話いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

**木村弘樹**（相模原市教育委員会文化財保護課） みなさま、おはようございます。ただいまご紹介いただきました、相模原市文化財保護課の木村と申します。まだ若輩者で、また民俗の専門ではございませんので、なかなかみなさまのご満足いただける発表ができるかどうか自信がないところではございますが、どうぞお付き合いをいただければと思います。

それでは、このパワーポイントで、みなさまのレジュメの方と同じ画面が出てきますので、それに従いまして説明をさせていただきます。

まず目次的なところで、まずはじめに相模原市と津久井四町の合併。次に、相模原市の文化財保護行政の特徴。続きまして、相模原市内及び周辺の一入立ち三匹獅子舞について。これは下九沢以下、5ヶ所ほどございます。4番目に、相模原市における民俗芸能の保護と継承に関わる取り組み。さらに5番目として、相模原市民俗芸能保存協会という組織がございますので、そちらのご説明を致します。最後、今後の課題というところで、まとめにさせていただきます。

では、まず1番目の、相模原市と旧津久井四町の合併でございますが、神奈川県全体の地図がこちらでございます。旧相模原市内がグレーになっているところで、合併前が人口約62万、90km<sup>2</sup>程度の市だったのですが、これが平成18年3月18日に、まず1回目の合併をしまして、人口約66万人、面積が244.3km<sup>2</sup>とかなり大きくなりました。ただしここは、黄色い部分、津久井町と相模湖町というところで、真ん中の城山町を飛び越えた、飛び地合併という形になっております。

そして、つい昨年度ですが、平成19年3月11日にまた合併をしまして、人口約70万人、面積が328km<sup>2</sup>ということで、このピンク色の城山町、藤野町を合併しまして、山梨と県境を接する、上は東京都と接していますので、面積にしますと、県内で横浜市に次ぐ2番目の大きさになっております。

ここでは、旧市内の場合は「相模原」という言い方をするかと思います。それから旧津久井郡四町のことを総称して「津久井」というような言い方をしていきたいと思いますので、そのようにご理解いただければと思います。

今私が勤めているのが、相模原市と書いてあるちょうどその上くらいに本庁舎があるのですが、この藤野まで行きますと1時間強かかるという所で、一日がかりの仕事になってしまいます。そのような合併の状況でございます。

続いて、相模原市の文化財保護行政の特徴を先に説明いたしまして、それに関わる文言等が後で出てきますので、ご紹介します。平成12年に従来の「文化財保護条例」を改正いたしまして、「文化財の保存及び活用に関する条例」を制定します。長たらしい名称とお思いの方もいらっしゃると思いますが、「保存及び活用に関する」というのは、今は分かりませんが、その当時は全国でも一つだけだったと聞いております。

その特徴と致しましては、指定文化財制度を補完する「登録文化財制度」、これは国の方でも、建造物についてはすでに導入されていましたが、これを、有形はもちろん全部、それから無形民俗や記念物についても、すべての分野・種別において登録制度を導入しているという、

ここが大きな特徴でございます。簡単に図で表記しますと、この登録制度の特徴としましては、国指定文化財あるいは県指定文化財であっても、市登録文化財を重ねることができ、国指定・県指定というところとマルが重なっているのが分かるかと思えます。そういったところが、一つの特徴でございます。

この、無形民俗文化財で市登録文化財になっているものがございしますが、その中で県指定になっていて、かつ、市登録になっているというものがこれからいくつか出てきます。これは、地域で保存・継承され、公開をされ、市民に親しまれているというものについては、市の登録文化財というのも重ねさせていただいて、市の方でもそういった取り組みをしているものを、これからご紹介させていただきます。

では具体的に、相模原市内及び周辺の三匹獅子舞の概要を簡単にご説明します。先ほどの拡大のところですが、まず、旧相模原市の北部に「下九沢御嶽神社の獅子舞」。同じく北部の方に「大島諏訪明神の獅子舞」。それからちょっと南にいて、愛川町との境に「田名八幡宮の獅子舞」。それから隣町、愛川町の方に「三増（みませ）の獅子舞」。合併しました津久井町に「鳥屋（とや）の獅子舞」、「鳥屋」とかいて「とや」と読みます。この五つが主に、この合併した新市域及び周辺にある獅子舞ということです。東北地方から関東地方に「一人立ち三匹獅子舞」が多く分布していることはご存知の方が多くかと思えますが、この相模原市域が南限と言われておりますので、この五つについてもうちょっと具体的にご紹介いたします。

まず下九沢の獅子舞ですが、奉納日が8月26日で、毎年この伝統を守り続けております。舞手の方も仕事返上で来ており、非常に伝統を重視していただいています。特徴としましては、三匹獅子と道化役の岡崎、花笠、笛、唄で構成され、獅子と岡崎が円形で舞います。また、首を振って見栄を切るようなしぐさや独特な足さばき等が特徴です。後で簡単ですがビデオを回しますので、見ていただくとより分かりやすいかと思えます。下九沢の獅子舞は県指定であり、かつ市の登録にもなっています。

次に、大島の獅子舞でこちらも県指定であり、かつ市の登録という形になっております。大島の獅子舞については、奉納日は本来8月26日だったのですが、今は8月第4日曜日になっています。舞の形態は、三獅子と鬼による舞の他、先導役の天狗、道化役の岡崎、笛、唄で構成されています。これも後で、映像でご覧いただければと思います。

続いて田名の獅子舞ですが、これは昭和49年に復活をした獅子舞でございまして、まだ復活してから歴史が浅いことから、今のところ市の登録という位置づけになっております。奉納日が9月1日。9月1日は学校が始まる日で、実は写真でも分かるように、舞手が小学生・中学生になっておりますので、9月1日に舞うとなると、なかなか昼間は難しく、夜5時頃に奉納することが多いです。特徴としましては、三匹獅子とバンバによる舞の他、先導役の天狗、花笠、笛、唄で構成され、雌獅子が藪畳（やぶだたみ）と花笠、バンバに隠される雌獅子隠（めじしかくし）が途中であります。これも後ほど映像でご覧いただきます。

続いて、合併をしました鳥屋の獅子舞ですが、こちらも県指定であり、市の登録という形です。こちらの奉納日が以前は8月10日だったのですが、現在は8月第2土日になっています。特徴としましては、三匹獅子と籠子（ささらこ）、笛、唄で構成され、籠の上で父・子獅子が腹に太鼓を付け、母獅子についてはささらを持つ形態です。旧市内及び周辺に五つの獅子舞があるわけですが、純粋に三匹獅子舞だけで舞うのはここだけです。こちらの方もあとで映像を簡単に流しますので、それで見いただければと思います。

続いて市域外ではありますが、同じく県指定になっております、愛川町というところの三増。



「みませ」と読みますが、「三増峠の合戦」というのがありまして、まさにすぐそばです。奉納日が7月中旬。本来は7月20日に行なわれていまして、特徴としては、三匹獅子、バンバ、天狗、簾子、笛、唄で構成されているということです。実は先ほど紹介しました田名の獅子舞が復活をする際には、この三増の獅子舞から習ったため、構成は同じになっております。この獅子舞の特徴としては、ちょっと右側の写真が見づらいなのですが、のぼりのところに「県立愛川高校……」と書いてあるとおり、愛川高校の以前の校長先生が、選択授業として非常に熱を入れて取り入れまして、それで高校生もこういった舞に参加をしているのが一つの特徴でございます。

最後に、獅子舞はすでに行なわれていないのですが、矢部の村富神社というところに獅子頭だけが残っており、市の指定の有形民俗文化財になっているものがあります。頭の内側に文化3年(1816)の銘がありまして、後頭部まで全部木で覆われているというのが特徴となっています。記録・伝承では明治年間にすでに断絶したと伝えられており、かつてはかつては三匹獅子舞が行われていたわけです。以上が、この五つ、及びこの獅子頭だけという状態ですが、市内及び周辺の獅子舞の簡単な概要です。

続いて、簡単にビデオを流させていただきますと思います。

(ビデオ上映)

これが下九沢の獅子舞になります。今盛り砂を取っていた、簾だけ持っているのが岡崎といまして、あとは3匹の獅子です。右から剣獅子、玉獅子、巻獅子です。

(ビデオ場面切り替え)

これが見栄を切って、首を横に振るような動きです。またこの岡崎というのが、道化役も兼ねており、扇で舞手を涼ませたりします。

(ビデオ場面切り替え)

これが舞の後半になりますけれども、円形になって独特な足さばきが見られます。ここでは岡崎も一緒に舞っています。

(ビデオ場面切り替え)

次に大島の獅子舞です。前が鬼、それからその後ろに3匹の獅子が並んでいまして、後ろに簾を擦っている、これが岡崎という道化役。その奥に、先導役の天狗が舞場の周りを回るといいうものです。

(ビデオ場面切り替え)

これは舞の後半になりますが、シャギリといって一番盛り上がるところです。

(ビデオ場面切り替え)

続いて田名の獅子舞です。奥にあるオレンジの服を着ているのが、バンバというリード役的な存在です。あと奥の方で太い竹のようなものを持っている、あれが先導役の天狗になりました。竹を振って大きい音を立てたりして観客を驚かせたりしています。

(ビデオ場面切り替え)

これは舞の後半にある雌獅子隠しです。「雌獅子が隠された」という歌がお聞こえになったと思うのですが、藪畳を置きまして、そこにバンバと、後ろに本来なら花笠がすぐに出てくるのですが、花笠の方がまだ慣れていないようで、後であわてて出てきているという状況だと思えます。雌獅子隠しは多いと思うのですが、こういった形は少ないのではないのでしょうか。

(ビデオ場面切り替え)

ちょっと映像が古くて申し分けないのですが、津久井町の鳥屋の獅子舞になります。真ん中の雌獅子だけ箆を持っているというのが珍しいかと思えます。非常に上体を上下にずらすようなしぐさが多いので、これは非常に腰が疲れるのではないかと思いつつも見えています。

(ビデオ場面切り替え)

これは舞の後半で、さらに盛り上がって、動作が激しくなっています。この獅子舞は、雨乞いを願うものと伝えられております。(ビデオ終了)

本当に足早になってしまいましたでしたが、市内の四つの獅子舞を簡単に紹介させていただきました。映像で見ていただくと、写真よりはなんとなくイメージが付き易いかなと思ひまして、ご用意させていただきました。なお、これは前の担当者の方からお借りいたしまして、ぎりぎりで作ったので、名前等がご紹介できず、申し訳ありませんでした。

それでは、またレジュメに戻りまして、今、獅子舞の方は大体ご覧いただきましたので、次に市としての民俗芸能の保護と継承に関わる取り組み等をご紹介いたします。民俗芸能に関する調査を過去に行ないまして、各種、調査報告書等を出しているというところです。今日、わざわざこちらの俵木さんの方でご用意をいただきました。今紹介した五つの獅子舞、それからその獅子舞等をまとめているもので、六つの報告書を、獅子舞だけで出しております。残念ながらもう頒布はしていないのですが、図書館等にはありますし、あるいはこちらに来ればご覧になれるのでしょうか、そういったことで、ご活用いただければと思います。また獅子舞だけではなく、神楽などの各種調査もしております。

続いて、無形民俗文化財として文化財指定、または登録ということで、すでに市の指定とか、登録とかという言葉は何回か言わせてもらっていますが、文化財指定、または登録により、民俗芸能の保護、これは細かく申しますと、保存会の会長さんが代わっただけでも、届出をいただくといったことをしております。そのような密接なつながりによって保護をしております。それから普及のため、リーフレット等を発行しております。こちらが『相模原の文化財』という、指定・登録したものを、1件ずつまとめている本で、この中で無形民俗文化財も紹介しております。あるいは、活用ということで、市の主催事業や学校・地域等へ出演の依頼などをしております。

続いて民俗芸能団体への支援ということで、指定・登録文化財のものについては、市の方から、小額ですが奨励金を、継承活動に役立てていただくために交付をしております。

県指定についても、県の方からそういった制度がありますが、県指定ですと、あまりお金の話は言いたくないのですが、本来10万円ほど出るようになっております。市の指定ですと13万5000円、あるいは市の登録ですと9万円という額を出させていただいているのですが、神奈川県では、残念ながら今、調整率というものをかけまして、確か3万円弱しか出ていないかと思ひます。ちょっと些末な話を申し訳ないのですが、そういった事情もありまして、市の登録も重ねさせていただいているという面もあります。

次に、民俗芸能大会など保存団体の出演機会の提供と後継者育成のための普及事業を開催しています。これは次の部分で、またご紹介をします。

それから最後に、相模原市民俗芸能保存協会への支援・助成を行ってまして、この協会活動についても後ほどご紹介いたします。

では、民俗芸能大会についてですが、毎年2月～3月頃に、市より民俗芸能保存協会に委託をしまして、6から9団体程度が出演します。近年は、合併をしているということで、津久井

地域から数団体を招待して開催をしており、今後も津久井の方にも広く声をかけていきたいと思っております。

その一例として、左側の写真が、津久井町を代表とするお囃子で、「首長囃子（くびちょうばやし）」というものがあり、そうした団体を招待しました。あるいは、右側の写真では、相模原市内の相模原音頭というのを津久井の方も一緒に交えて歌って、ぜひ、合併した皆さんも覚えてくださいというような意味合いで、最後フィナーレ的にやったりしている、そういうような映像です。

続いて、民俗芸能大会以外の普及事業ですが、古民家園という県指定重要文化財の「旧青柳寺庫裡」を公開している施設が市内の大島、先ほどの大島の獅子舞が行われるところのそばにあります。ここで民俗芸能や仕事唄にちなむ体験事業を行っています。これが、左側の「上溝（かみみぞ）のぼうち唄」という、麦などの脱穀をする際の仕事唄、作業唄なのですが、これを、あえてここに出したのは、唄が「津久井の城が落ちたげな」という歌詞で始まるからです。津久井城という、小田原城の一級支城があるのですが、まさにこの、古民家園からちょうど見えるところにありまして、そういったところでも、津久井との関わりがありますよ、という意味合いの説明をしながらこのような事業を行なっています。それと仕事唄ということで、雑木林の炭焼窯を作る時に歌った「大沼の土窯つき唄」なども紹介しております。

続いて民俗芸能保存協会についてですけれども、これは民俗芸能の保存と後継者育成を図る目的で、昭和54年に設立しまして、主に先ほどの民俗芸能大会、それから機関紙「さがみはらの民俗芸能」の発行、あるいは加盟団体の各学校・地域への出演依頼・支援等をしております。現在旧市内のみで8団体の加盟ですが、先ほど言った獅子舞、仕事唄、神楽、あるいは昭和初期からできた盆踊りや音頭などの保存会が加盟しています。ここについては今後、「鳥屋の獅子舞」など、津久井地域の団体に、現在、協会への加盟を打診しているところでございまして、加わっていただいて、こういった民俗芸能の活動に新たに広く関わっていただきたいと思っております。しかし、「鳥屋の獅子舞」につきましても、伝統を重視しており、「地元の神社で舞うのが本来である」とお考えで、その考え自体は良いことでもありますが、今のところ、あまり積極的な回答をいただいているところではございません。

その他の団体もいくつかご案内をしているところですが、なかなか保存会組織等がなくて、一つ二つでも新たに加盟してくれればいいかなと打診しているところでございます。

最後に課題としましては、まず、津久井地域への民俗芸能団体の更なる調査をしなくてはならないということです。どんな保存会があり、どんな活動をしているのかがまだ詳細につかめていないところでございますので、これから調査していかなくてはなりません。

それから、津久井地域の民俗芸能団体の協会への加盟ですが、これは先ほどの鳥屋の獅子舞のところでご紹介したとおりでございます。津久井地域の民俗芸能団体の保護・支援として、例えば鳥屋の獅子舞を市の登録文化財に指定するといったような例です。今後も調査等で、これはというものがあれば、さらに指定・登録を拡充していきたいと考えております。それから、民俗芸能普及事業への津久井地域団体の出演増加ですが、これは民俗芸能大会等でも、これからどんどん津久井の保存団体に出演していただきたいと先ほどご説明したとおりです。

民俗芸能大会などは、今度は逆に、相模原から津久井の方に出張って、直接PRしていかなくてはならないとも検討しているところでございます。こうしたことによって、新地域の全域に渡りまして、相模原・津久井の民俗芸能の普及がより図られていくのではないのかと感じておりまして、これが、今後の私どもの目的として取り組んでいくべきところでございます。

与えられた時間ですと足早になってしまいまして、つまらないお話になってしまったのですが、以上が報告になります。獅子舞を中心に、と言いながら、獅子舞は前半のみの説明になり、申し訳なかったのですが、以上で報告といたします。ご清聴どうもありがとうございました。

**司会** ありがとうございます。実は、木村さんはあまりはっきりとおっしゃりませんでしたけれども、この獅子舞の報告書、相模原市の教育委員会さんで作っているのですが、これは合併前から、例えばこの鳥屋や三増の獅子舞の報告書、これを作った当時には、ここは相模原市内ではなかったにも関わらず、相模原市の教育委員会さんが市の独自事業として作っておられたのですね。それが今回、こうしたものが伝わっている地域も、合併によって相模原市に含まれたということでは、ある意味では先見の明があったと言えるのかもしれませんが。

これは、地方自治体としては画期的なことだと思うのですね。よその自治体にあるものを自分たちの独自の事業でとりあげて、こんな立派な報告書まで作るというのは。そういった点ではすごく先進的な取り組みをされていたのかなと思います。

**木村** 当時の担当者が素晴らしかったということです。

**司会** あとですね、私のほうから、ごく基本的な質問を一つさせていただきたいのですが、真ん中あたりに「相模原市の取り組み」ということで、さまざまな、例えば助成事業等のお話がありましたが、これは今回合併になって、新たに含まれました旧津久井地域等のものについても、まったく同様に、現在その権利が与えられているということなんでしょうか。

**木村** 鳥屋の獅子舞には、市の登録というかたちでここに追加をしましたので、同じように、大島、下九沢と同じような形の奨励金、あるいは事業等の依頼があればちょっと打診をしたり、というようなことはしています。

**司会** ありがとうございます。それではフロアのみなさまの方から、後で総合討議の時間をとっておりますので、大枠での話はそちらでお願いして、あくまで、木村さんのご発表に関してですが、確認事項等、質問がございましたら、2、3お受けいたしますが、いかがでしょうか。

**吉川周平** (京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター) 京都芸大の吉川と申します。今の俵木さんのご質問に関連するのですが、結局、津久井地区で文化財の担当者がいらっしまったのかどうかということと、そちらの方での補助金と今度のもので、変化が多いとか少ないとかいうことがあれば教えていただきたいと思います。

**木村** 津久井地域についても、各町に文化財の担当はいたのですが、これは大きい生涯学習、あるいは社会教育という課の一つの職員が、スポーツもやり、教育もやり、文化財もやりというポジションでございました。そういったところは、合併をしまして、文化財保護課の方で引き受けるような形で、現地の管理などは、引き続き現地の教育課の担当のところで行なっております。それで支援については、各町でも独自に保存会に補助金を出しているというところもありました。鳥屋の獅子舞にも旧町から補助金が出ていたのですが、たまたまですが、市の登録という位置づけの奨励金と、町が出していた補助金の額が同じでしたので、我々も非常に幸

いでした。これに多い少ないがあると問題があったかなとも思いますが、旧町の補助金を引き続くような形の、奨励金になっております。

**関谷学**（あきる野市教育委員会文化財係） あきる野市教育委員会文化財係の関谷と申します。よろしく申し上げます。先ほどのご説明の中で、保護施策の一つとして、登録文化財制度の説明があったかと思うのですが、県指定文化財の中にも市の登録文化財があるというふうなお話なのですが、県指定文化財の中で、市の登録にするものとししないものとの基準というか、峻別はどの様な形でされているのか、ちょっと教えていただければと思うのですが。

**木村** はい。まず簡単にご説明の中でも言ったのですが、地域で保存・継承され、活動がもうすでにありまして、これが広く公開されて市民に親しまれているものについては、市の方でも支援をするという意味合いで登録という形のものをつけております。ですから逆に国や県指定の有形文化財で、刀のようなものを特に公開せず、個人の方がずっと持っているようなものについては、なかなか市の登録を重ねるのは難しいこととなります。はっきりとした事例で言いますと、そういった形の取り扱いです。ですから、民俗芸能については、なるべく市が支援できる形にしていきたいと取り組んでおります。

**司会** 他にございますか。よろしいですか。それでは木村さまのご発表でした。どうもありがとうございました。（拍手）



## 報告 2

### 市町村合併と保存会活動 —盛岡市の事例を中心に—

盛岡市教育委員会歴史文化課副主幹 千田和文





**司会** 続きましては、盛岡市教育委員会歴史文化課副主幹の千田和文様からです。「市町村合併と保存会活動—盛岡市の事例を中心に—」ということでお話をいただきます。千田さま、どうぞよろしくお願ひいたします。

**千田和文**（盛岡市教育委員会歴史文化課） ただいまご紹介に預かりました、盛岡市教育委員会の千田と申します。

東文研さんからお話をいただいて、こういう民俗芸能の場でお話するのは初めてでございます。ご多分に洩れず、私も四半世紀前に、埋蔵文化財の担当で採用されて、もう現場では使えない物にならんということで、一般文化財を統轄しろということで、10年ほど前から、民俗芸能も含めてお世話させていただいております。

先ほど、岩手は民俗芸能の宝庫というお話もいただいて、まことに光栄でございます。岩手の県教委の職員の方がいらっしゃる予定ですが、まだいらしていないようなので、代わりに御礼申し上げたいと思います。

岩手は非常にフィールドが広いわりには、民俗芸能が、文化財一般もそうですけれども、岩手大学、私立大学等でも講座はございますが、なかなか学問・研究素材として根ざさないという土地でございます。その辺が非常に、私ども文化財を担当する職員にとりましても、今後ともに大きな課題でもあるというふうに考えております。

今日は、市町村合併ということでございまして、その辺でお話をさせていただきたいと思っております。岩手県の県央部を代表するさんさ踊りの絵で最初のページを作っていました。絵の方が20数コマありますけれども、最後の方で間に合わなくなって、駆け足になってしまうかもしれません。その辺ご容赦いただきたいと思っております。あとは、ご質問の方でもいただきたいと思っております。

まず、市町村合併でございますので、概要について、相模原さんと同じようにご説明したいと思います。近年の合併では、平成3年頃に、県央部で北上市というところがありますが、そちらの方の合併を契機に始まりました。それで県央部の方の、ちょうど盛岡、そして花巻など、58市町村が、35市町村になってしまいました。ご存知の通り、岩手県は青森県の東半分、津軽を除いて下北半島から、もともと藩政時代は盛岡領ということでございまして、津軽とも接していましたし、松前とも接していたという地域です。南がおよそ、この辺から下の方が、もともと伊達領の仙台藩でございますので、そういう意味も含めまして、色々な文化の要素が入り混じっているということです。お米のかたちをした、およそ四国4県分といいますが、実際はそれよりは小さいですが、東京・神奈川・千葉・埼玉を足したのよりちょっと大きいくらいの面積で、人口は137万人ぐらいということでございまして、四国1県の愛媛県よりも人口は少ないというようなあんばいがあります。

お米の形をしていますけれども、藩政時代は四大飢饉ということで、八戸方面から、やませという北東からの風によりまして、米が非常にできにくいという自然環境の中で、郷土・自然の風土の培った芸能が生まれてくるというわけでございます。

合併でございますけれども、平成18年の1月に、当市は北部にございまして玉山村というところと合併しております。玉山村は、渋民といえばみなさんよくお分かりかと思っておりますけれども、石川啄木のふるさとです。その玉山村と合併いたしました。またそれ以前の平成4年に、14～15年くらい前ですか、南部の都南村というところとも合併しております。この二つの合併によりまして、人口がやっと30万になりました。来年の4月に中核市になることになって

おります。

先ほど申しましたように、釜石からだいたい県南、昔で言えば水沢・江刺、この辺を境として、仙台伊達領と盛岡南部領の境になるわけでございます。そういう関係でございまして、いろいろな民俗芸能の中の要素にも旧藩時代のものが入り混じっているのをうかがうことができます。これは門屋先生が平成8年、もう11年ほど前になりますけれど、県の悉皆調査で出された時のデータでございます。私のレジュメの資料のコマが小さくて見づらいかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

早池峰神楽、つまり岳神楽、そして大償神楽を中心とした神楽など、県央部を中心として、やはり民俗芸能は北上川流域、県土の中心である石巻から岩手町まで、北上川という一級河川が流れておりますけれども、南北に流れている川を中心に芸能が発達しております。沿岸部は、ご存知の通り三陸リアス式海岸が多いわけですが、そちらはまた別の意味で、南、特に気仙地方にそういう芸能が多い。県北はやはり八戸に近いのですけれども、岩手と申ししましても、例えば馬産に関する、一戸、二戸、三戸から九戸までございますけれども、そういう「牧」に関するような芸能と申しますと、駒踊り等がありますが、それがやはり岩手県だけでも中央部から北側という形で分布しているようでございます。

その中で、後は田植踊り、そして風流の中にはいろいろ、剣舞含め、獅子踊り、そして先ほど申した駒踊り、そして盆踊りの一つだろうといわれているさんさ踊りが県央部の方に多く分布しております。

これが地域別でございすけれども、これも県のデータです。1064件の団体数からそれを割り振ったものでございます。左から3番目、147件が盛岡と周辺地域。盛岡だけではございせん。そして、もう一つのピークが112件の花巻地域。実はこの花巻地域は同じ平成18年度の1月1日に、早池峰神楽がございすけれども、大迫町・東和町・石鳥谷町・花巻市の4市町がすべて合併してしまいました。ということは、112件が全部花巻市の民俗芸能という形になっております。そして、遠野。遠野はちょっと件数が低くて、82件。あと北上地域が99件。これも実際、数字的には動いているかと思ひます。それから、奥州地域が149件ということで、一番多いピークになっています。奥州市は水沢市・江刺市・前沢町・胆沢町・衣川村が合併しておりますけれども、実は水沢にはそんなに多くありませんで、現在の江刺区が神楽を中心としたもの、あと有名なものでは、籾の長い金津流などの鹿踊りが大変有名になっております。それと沿岸部は大船渡地域ということになっております。

これが、自分で撮ったものだけまとめてきましたので、非常に見づらいかと思ひますけれども、まず宮古市に伝わりす黒森神楽。宮古市の山口という地域です。そしてこれが早池峰神楽。岳地区、大償神社で奉納する二つの大償神楽と岳神楽を総称しまして早池峰神楽ということで、国の指定を受けております。これは岩泉町、山間部の北の方にございす、県指定の七つ舞、要するに七つ物ということで、七つの道具を使って踊ると言われておりますけれども、そういうような風流踊りがございす。これが、剣舞、獅子踊りの主なもの。主な特徴でございすけれども、これが先ほど申しました、北上周辺、岩崎地区でございすけれども、その周辺の剣舞でございす。阿吽の、白いお面、赤いお面、七色のお面をつけて踊る民俗芸能でございすけれども、お面をつけた剣舞。こちらは盛岡にございす剣舞なのですが、これはお面をつけない剣舞ですね。こういう違いがございす。

ここが南部と伊達の境かといえはそうでもないのです。こちらはもと南部領なのですが、こちらは若干、南部と伊達の藩境といひますか、旧藩境に多く分布しております。必ず伊達領と

いうことでもございません。それがこの獅子踊りの方の分類でも、同じく言えますけれども、これが確か江刺の梁川金津流という獅子踊りだったと思います。簾が長くて、角は本物の鹿角を使っている獅子踊りで、太鼓がちょっと斜めにかまえております。これが盛岡の城下に伝わっております、山岸獅子踊という獅子踊りでございます。この辺はだいたい同じなのですが、本物の鹿の角は使っておりません。太鼓はお腹にしっかりと装着して、動きやすくしています。

これが盛岡の郊外周辺に伝わります、乙部地区というところにございます法領田獅子踊りでございます。大きな違いでございますが、伊達と南部の違い。こちらが「太鼓踊り系」というふうに呼ばれております。これは城下に伝わります太鼓踊り系なのですが、通常、盛岡では太鼓を持たない「幕踊り系」というのが多く分布しております。この他に太鼓だけで、獅子をつけずに踊るものもあります。

盛岡の状況でございますけれども、平成4年、そして、平成18年度の合併後、46団体が指定されております。その中に未指定、これは実は玉山地区でございますが、9団体ほどありますが、それをトータルしまして、こういう数字になっております。

玉山が入ったことで大きな芸能の違いといいますと、先ほど申しました、ここに駒踊りが一つ入ってきていますね。駒踊りは岩手県には九つの団体しかありませんで、やはりすべて盛岡から北側、県央部から北側に分布してございます。そういう意味で、玉山との合併によりまして、新たな芸能といいますか、そういう要素の芸能が盛岡に加わったということになります。

私も、合併後初めてお目にかかる踊りでございまして、岩手県で一番寒い、本州で一番寒いところに玉山村藪川というところがございまして、それが盛岡市内になりました。冬場ですと氷点下20度くらいになる地域でございます。その地区の学校、外山（そとやま）小学校の全校生徒は6名しかございません。その6名がすべて駒踊りの踊り手になっております。こういう形ですね。すべて小学生になっております。

また神楽に戻りますけれども、これはやはり玉山地区にございます日戸（ひのと）神楽と呼ばれるもの。これが旧盛岡市内の郊外にございます八ツ口神楽。これがまた、玉山地区にございます、江戸里神楽系の神楽だと言われておりますけれども、巻堀（まきぼり）神楽。それと、これが一つ、神楽ではございませんが、田植踊りの笠を振っている状況でございます。県央部、北上川流域にはやはり田植踊りが多く分布しておりますが、こういう若い男性が女性の早乙女の姿で笠を振る芸能でございます。これがまた剣舞。やはり、盛岡の剣舞。郊外の地域に行きますと、お面をかぶらない剣舞ですね。これが先ほどの山岸の獅子踊りです。これがあと、都南永井地区の方に伝わる念仏剣舞で、大笠をぐるぐると振り回す念仏剣舞です。

あと、先ほどのさんさの話はあとでまとめますが、さんさ踊りとか田植踊りの中に出てきます、いわゆる一八（いっぱち）と呼ばれる道化、そういう方が必ず加わってくるということです。

次にさんさの話になります。さんさは「さんさヨー」というふうな掛詞が語源になったということも言われておりますけれども、諸説がございまして、地元の大学の先生、あと研究者の方々に、「さんさは本当に民俗芸能なのか」というふうなご意見もございます。神事性・娯楽性・観光性というもので、結構、いろいろ話題になっております。

次の話になりますが、ここにございます、盛岡の協議会の流れでございますけれども、昭和48年（1973）に旧村の16団体で協議会ができました。当時、都南村は4万人ぐらいの人口でございます。盛岡市は当時22万人ぐらいの市で、県庁所在地でございます。団体加盟数の比較をしていただければお分かりかと思いますが、村の方が断然多いわけでございます。そ

して、平成4年に紫波郡都南村と合併しまして、平成5年の数字を見ていただきますと分かるかと思いますが、盛岡市の無形民俗文化財保存連絡協議会11団体に対しまして、都南村の協議会が21団体ということでございます。要は、盛岡よりも都南の方が団体数では市を超えてしまったのですね。組織そのものも、さんさ踊りを主体とした協議会と言われておりますが、旧盛岡にも、先ほど申しました念仏剣舞、田植踊りなど色々な芸能が残っているわけですが、数の上で、断然都南村の方が多いわけでございます。18年に旧玉山村と編入合併しまして、村指定の4団体が協議会に加盟しました。協議会は盛岡市の無形民俗文化財に指定されているということが条件でございます。

実は旧都南村の「三本柳さんさ踊り」の会長である藤澤清美さんは今年の3月まで県の職員だった方なのですが、20歳の時にお許しを得て、三本柳さんさを伝承しますということで、自分が会長になって、都南地区でずっと続けられて、盛岡市の全体の協議会会長もなっております。

協議会の事業としましては、顕彰事業、そして民俗芸能フェスティバルとして発表会を行っております。発表会はずっと継続して、旧村、旧市の単位で両方の地区で開催しております。「通し上演会」というふうな一般公開の映像記録事業も行っております。これが主な事業です。

県の事業も含めますけれども、こういう風に自分たちで、協議会に市が補助金を出しております。これは県の事業、これは藤澤さん方の自主事業。これはまた県の事業、これは市が協議会と共催でやっている事業です。これは市の観光サイドと保存団体がやっている事業。各種いろいろございます。

それで、どういう経緯を経てきたかといいますと、時間の関係でちょっと走りますけれども、他の市町村とも同じでございますが、合併時に協定書に基づき、役所同士でございますので、色々な課題がございますけれども、指定文化財は、そのまま市の制度に統合するという最初の協定書に基づいておりますので、村の指定物件については、そのまま、市の指定物件になるということでございます。村の文化財保護審議委員の先生はそのまま市の文化財保護審議委員となり、定数の問題もございましたが、そのまま移行していただきました。

そして先ほど申しました、合併すると二つの町村でやっていた芸能大会が一つになるのではないかと非常に危機感を持って、保存会の方から「やる場が少なくなれば後継者育成にならんぞ」というふうなご指摘もございまして、やはり、開催する場は減らさないようにしながら、ぜひ調整して欲しいという要望もございました。

それで、都南村の平成4年度の時は、任意団体同士の事前調整でございますので、市の民俗芸能の協議会と、村の民俗芸能協議会がそういう調整を図りましたが、昨年に玉山村と合併した時には、民俗芸能協議会がございまして、結構これが多いのですが、芸術文化協会、いわゆる芸文協という芸術文化の中に、民俗芸能の団体が入っているという例が、岩手の場合には非常に多いわけでございます。その中で、盛岡の場合は42団体の市の協議会、それに旧玉山村には40団体ほどの芸術文化団体連絡会の中に11団体の民俗芸能が入ってまして、その11団体だけを、民俗芸能の方でも協議会へどうぞというふうに、調整を図ったわけでございます。

そこで、「どうぞ」というのはいいのですが、前提がございまして、指定されていなければ入れませんよということで、その辺で、実はまだ玉山区と調整を図っています。未指定が7団体あるものですから、市文化財保護審議会委員が玉山区に出向きまして、指定ができるかどうか

か調査を行っております。実は合併から3年以内に、未指定団体が指定になりませんと、補助金といいますか、育成助成金が打ち切られるという行政サイドの判断が待っておるわけでございます。

今回、俵木さんからお話をいただいたのを契機に、県内でアンケートをとってみました。色々な意見がございます。例えば「取り組みについて温度差がある。足並みをそろえることが大切」。「合併を契機に協議会を作りました。そして情報交換、交流が図られております」と沿岸部の方の意見もございます。

あとは悲観的な話としましては「合併を望んではいるが、旧町の団体は、活動拠点は町だけで十分だ」と。「そんな吸収合併されて、となりの大きな町でやるつもりはないよ」というふうな町もやはりございます。また大きな問題で、「組織が文化協会の中にあるので、なかなか民俗芸能の協議会だけに参加することは望まない」というふうな県北部の意見もございます。

最悪の例では、「あまり広く合併しすぎて、1市4町2村の合併で、文化財担当の統轄下では保存会活動の現状が把握されていない」と。これは論外でございますけれども、通常ですと合併調整の時に担当者同士、調整を図るべきものなのですが、把握ができていない。把握ができていないというよりも、団体さんに行政サイドが無視されている可能性がすらあるという場合もございます。あとは「合併により個々の保存会の活動は変化しない。今後も協議会の組織率を上げて団体の自主事業の展開を図りたい」という意見もありました。

つけ加えまして、後継者の問題などでも、やはり「やめたい。(指定)解除をお願いしたい」とか、「小中学校での活動に取り込まれていない芸能の後継者は大変である」などもあります。あと過疎地域ですと「途絶えてしまう」というのが大きな問題でございますし、当市でも、市指定で協議会に参加している団体でも、実質、休会している団体がございます。

休止している団体に対して、協議会は何をなすべきかという大きな問題がございます。隣の保存会の庭元さんのところに別の庭元さんが行って、「オラ方で手伝ってやるから、一緒にやりませんか？」と言っても、「ヤンダ」って言われるのですね。そこまでしてまで復活したくない。隣の世話にはなりたくない、従来民俗芸能は地元でやりさえすればいいんだという意見も出ておるようであります。これは大きな問題でございますし、それが画一化された芸能という方向にもつながります。

盛岡で代表されるさんさ踊りは観光的要素も強く、団体数も多いのですが、やはり神楽団体などにはそういった厳しい現実もかなりあり、後継者が少なく休会・休止状態という団体が多くなってきているのが実情でございます。

それと行政と団体との関わりでございますが、やはり「自活してほしい」、「文化協会に所属しているからいいのだ」というふうなこともございます。あとは上から3行目くらいですか。「行政はタッチしていない」と。連合会組織、協議会組織には、町の大会、要するに芸能祭りだけの名義貸しで、組織には何もタッチしていないよ、という意見もございます。「平成7年に協議会活動を再開して以来、徐々に行政主導から協議会主導に変えつつある」と。変えつつあるというのは、これは担当者を変えつつあるということでございます。「今後、周辺との合併も想定されるが、発表会等の事業は自主的に続けられていく可能性は高い」ということですが、これは担当者の気持ちでもありますし、担当者がそう仕向けているというような県央部の町の実情であります。

また大きな問題として、「エンターテイメント化、イベント化が進みすぎ、見栄重視で『型』を崩している」。これが最近非常に目立つので、自治体としても気をつけるようにしているの

ですが、それ以上のことは何も言えないというのが実態かと思えます。

あと「合併により、市町村枠を越えて発表の場が増えた」。自治体とすれば、補助金がないので、大会費用の補助は、本当は厳しいはずなのですが、保存会側にしてみれば、支度金さえ用意してもらえればどこでも出かけてやるよという場が増えたというのも実際かと思われま

す。あと「時間を決めてステージ出演が多い」、「郷土芸能が年中行事と一体となり、伝承されてきたという認識が薄れつつある」というような危機感も味わっている。それで、一つの例でございます。学校教育の中で、先ほどの都南地区で乙部中学というのがございますけれども、その地区では全校生徒 280 名が必ずひとり最低 1 演目やるということが、総合的学習の時間の中で決められています。今後、指導要領がどうなるか分かりませんが、今でも、田植踊り、さんさ踊り、念仏剣舞そして獅子踊り、これが PTA の課外活動のバックアップを得ながら行なわれております。それで、かつて国立劇場でも公演した経緯がございますけれども、そういう保存会活動、これには必ず、協議会の傘下に入っています保存会の父兄、おじいちゃん、おばあちゃん、お父さん、お母さん、そしてお姉さん、お兄さん、すべてこれに関わっておるような現状でございます。まあ、先ほどの黒川のさんさ踊りの子どもバージョン、中学生バージョンですね。これがそうです。子どもたちの浴衣姿は、お父さんから借りてきたのであまりびしっと着られてはいないですが、中学校 3 ヶ年は必ずこれを経て、そして高校生になっていくという事例でございます。

もう一つの事例は、高校生・大学生によるサークル活動と郷土芸能というような場合です。これにも地元の保存会は関わっております。けれども、関わり方が、先ほどの中学生とはやはり違います。高文祭に出演のため、そして、地元で伝承を披露ということも謳ってはおりますけれども、やはりイベント的というように、私の個人的な評価ではございますけれども、そういうサークルもございます。ただ、大学生の場合には、民俗芸能教育というふうなものとのつながりがございますので、一概には批判もできません。やはりそれには保存会側の意識が大きく関わっているかと思えます。同じさんさ踊りの保存会でも、例えばこういう高校生に教えるにあたって、好意的に一生懸命教える保存会、それとやはり「芸が盗まれる、芸が間違っ

て全国に広がる」という危機感を味わって、芸をあまり外に広めない組織というの

も、一つ、実態としてあります。さんさ踊り自体が、農村部の盛岡の周辺部で踊られたものでございますけれども、それが今、夏祭りとして、今年から 4 日間の大きな祭りになっております。東北三大祭りに一緒になって、「四大祭りだ」と言っているのですが、なかなか、やはりそういう娯楽性なのか、観光性なのか、それがどうしても重視されがちな芸能でございますので、その辺の問題は出てこようかと思えます。

最後になりましたけれども、目的。やはり、協議会、そして保存会の目的意識の違いによって、大きく関わり合い方が変わってこようかと思えます。保存会の中では、先ほど申しましたけれども、同じ 46 の団体が協議会に入っておりますが、意識に若干違う部分を読み取れるのが、行政の担当者として感じられ、色々な意見が出ているようでございます。それが、市町村の中でも、それぞれ担当者の関わり方もございますので、事務局との役割というのは非常に大きい形かと思えます。どうしても、専門の担当者は多くはございませんので、やはり、なかなか保存会の方々と渡り合いながら進めていくということ、金の切れ目が縁の切れ目にならないように、ぜひ続けていきたいと思えます。ただ補助金付けでやっていくだけでは、行政の続けられる要素ではないと。やはり、目的意識を持ってもらい、何のための協議会、保存会なの

かというあたりを、もう1回、みんなで考え直す機会を持ったほうがいいのかなど思っています。

そういう意味では、私どもの方では、先ほど申しました藤澤さんが、40年間自分の保存会を守り、かつ協議会の方も10数年まとめていただいておりますので、それは行政としては、ほんの少しのお手伝いをしているだけでございます。

取り留めのない、雑駁な話にはなりましたが、以上で岩手県盛岡の現状をご報告申し上げます。ありがとうございます。(拍手)

**司会** 千田さま、どうもありがとうございました。盛岡のように、これだけたくさんの保存団体がありますと、その間の連携というのが一つ問題になるかと思うのですが、今日お話いただいたのは、保存連絡協議会という組織を作って、保存会同士でのさまざまな活動を行うということです。

ただ、今日お話を聞いておりますと、平成4年の都南村との合併の時は比較的うまくかみ合うことができたようではありますが、現在の玉山との合併の中では、旧市と村との温度差の問題であるとか、さまざまな意見が出ておって、盛岡市さん自身の方でも、現在合併問題というのに悩まれているという印象を受けましたが。

**千田** そうですね。いろいろ、文化財サイドの方の思いと、あとはどうしても民俗芸能の場合、盛岡周辺では、先ほど申したさんさ踊り、夏祭りを中心とした活動がやっぱり多いわけですので。

さんさの中でも16団体は、伝統さんさということで協議会に組織しておりますけども、他に全部で40以上の組織がございまして、その他は全部観光の方の組織の方に、振興協議会とか夏祭り実行委員会の方に所属しておりますので、その辺で自分たちの目指すものは何なのかというあたり、それを見据えた上で、市指定にすべきかなどいろいろ見方が変わってきます。また玉山区というのは、さんさ踊りは少ないのですが、神楽が非常に多い地域でございまして、その辺を今後どうしていくかというのが大きな課題かと思っております。

**司会** そうですね。連絡協議会というのが、発表会やイベントの開催以外にどういう仕事をしているのかな、ということに私は関心を持ったのですが、これは後で総合討議の中でお聞きできればと思います。

今の千田さまのご発表に関しまして、ご質問がある方がございましたら、ちょっと時間が押しているので、2、3ではございますが、お願い致します。どうぞ。ご質問なさる方は、所属とお名前を先によろしく願います。

**星野紘** (東京文化財研究所名誉研究員) 星野といいます。

今のお話で、村の芸術文化協会、協議会の、もう少し具体例で、うまくいっていない点というか、村の芸術文化協会というものの性格といいますか、もしお分かりでしたらご説明いただきたい。例えば今、よさこい踊りが村社会にかなり浸透していますが、そういうのも関係するかどうか、含めてお願いいたします。

**千田** 平成4年の都南村との合併の時には、当然、芸術文化協会、絵画とか民謡とか、他の芸

術の分野と一緒にあって、その中に郷土芸能も入っていた。それをあえて分けて、協議会という形にして市と合併しました。玉山の場合は文化協会のまま合併しましたので、文化協会にも属しますし、そして協議会の指定の4団体については市の協議会の方にもご参画いただくと、二つの組織に所属していただいております。

その中で、よさこいのお話が出ましたが、全国で40近いよさこいナントカというのがあるというようにきいております。盛岡もご多分にもれず「よさこいさんさ」というのがございます。鳴子を持って何かの要素を入れればよさこいになる。高知県の方いらしたら非常に申し訳ない話ですけど。これは高校・中学校・小学校・幼稚園を含めてです。地元の幼稚園でもさんさ踊りとよさこいナントカというのを、必ず一緒に演目でやります。ウケが非常に良いわけでありまして、そして躍動感がある。さんさ踊りも、実は音を持ってきたのですが、このように跳ねて腰を下げて、そしてグルグル回りながらやる盆踊りです。

私はこの盆踊りを知ったのは盛岡に就職してからなのです。岩手県の県南部では盆踊りはありません。北海盆唄とか相馬盆唄で踊るのが普通でございます。さんさ踊りが盆踊りだといってもピンとこないのです。盆踊りというのは、ゆっくりと踊るものが盆踊りだと思っている。さんさが非常に動きのある盆踊りだということを認識しておりません、実はこれにもよさこい版がございます。

ですけれども、よさこいのお祭りは、観光サイド、商工会議所が主催しております、年に1回やっております。そういうものとはまるっきり分けて、ある程度、郷土芸能、民俗芸能、伝統芸能ということで、協議会は組織されておりますので、同じ団体であっても色々なところに顔出しをしていますが、組織として参画しているというのが実体かと思えます。よろしいでしょうか。

**星野** はい、ありがとうございます。

**司会** ありがとうございます。ちょっと時間が過ぎてしまいましたので、申し訳ありませんが質問の時間はこれで打ち切らせていただきます。もし他に何かご質問ございます方がおられましたら、みなさんの封筒の中に質問用紙が入っております。これは後ほど、総合討議の時にも、今日ご発表のみなさんへの質問ということで受け付けておりますので、そちらにお書きになって、総合討議の前に出していただければ。出た所の受付に質問用紙の回収箱がございますので、そちらに入れていただければ総合討議の方で取り上げたいと思います。もし質問用紙が入っていない方は、この名札に青いシールが貼ってあるのがうちの東文研のスタッフですので、そちらに声をかけていただければご用意いたします。

それでは、千田さま、どうもありがとうございました。(拍手)



## 報告 3

### 町村合併と無形民俗文化財の保存と活用 —とくに学校教育において—

揖斐川町教育委員会教育委員長職務代理者 寺田昭士



**司会** それでは午後の発表を始めさせていただきます。まずは岐阜県の揖斐川町教育委員会教育委員長職務代理者の寺田昭士先生より、「町村合併と無形民俗文化財の保存と活用—とくに学校教育において—」というタイトルでお話いただきます。

実は私、揖斐川町には個人的に思い出がありまして、数年前に私自身、この辺りの太鼓踊りを調査に出かけたことがあるのですが、ちょうど、谷汲山で有名な谷汲村にうかがった時に、たまたま私が行った日の次の日が閉村式だったのです。ちょうどその次の日に村がなくなるという日だったのです。そのことが私の中ではとくに印象に残っておりまして、今回、この町村合併の話をする時に最初に声をかけたうちの一人が今回の寺田先生でした。

その後、揖斐川町ではこのように、合併する前から揖斐川町という町は一つあったのですが、旧揖斐郡の町村のうち、大野町と池田町を除く1町5村が合併しまして、現在、新しい揖斐川町という一つの大きな町になっております。旧町村のさまざまなお祭りや、芸能を集めたこのような、郷土読本『揖斐川町の祭りと踊り』というような本をお作りになりまして、これを私の方にも1冊送っていただきました。合併してからもこういうかたちで、旧町村のさまざまな芸能を集めて保護や紹介の取り組みをされているのだなということを知りました。

今回は、その活動をご発表いただければと思ってお呼び致しました。それでは寺田先生、よろしくお願いたします。

**寺田昭士**（揖斐川町教育委員会） ご紹介いただきました寺田と申します。私は38年間、小中学校の社会科の教員をやっておりまして、10年前に退職しまして、それから合併協議会の年金生活者代表ということで、合併協議会にも参加し、文化財保護委員とか現在の教育委員会に教育委員としてお世話になっております。

実は今ご紹介いただいた、祭りと踊りの保存についての事業に参画しましたので、行政に代わってお話をさせていただきます。立場は午前の人とちょっと違うのですが、お聞きいただきたいと思えます。何せ機械に弱いもので、パワーポイントは教育委員会の山本学芸員に手伝ってもらってやりますので、途中でちぐはぐするかも分かりません。お許してください。

今日は「町村合併と無形民俗文化財の保存と活用」という問題を、特に学校教育の視点から考えてみたいと思ったわけです。それには理由があります。追々述べていきたいと思えます。

まずお手元にあります資料の確認をさせていただきます。途中で見ていただけたらありがたいと思えます。まずは『文化財マップ』が入れてあります。これは今年の1月に合併してから作りました。いろいろアイデアを俵木先生に教えていただきながら作ったものです。それから、今日の発表のレジュメを2ページ、裏表にしたのを入れておきました。だいたい何をしゃべるか、全部そこに書いてありますので、後ほどご指導いただければありがたいと思えます。それから、先ほどの郷土読本の表紙を入れておきました。次に、本の目次を見ていただくために、6、7、8ページというページの打ってあるところが、その本の目次になっております。それから、26くらいの祭りと踊りを副読本の素材にしましたので、28、29、30ページに「おきんか祭り」という祭りをどう書き込んだかということで、その原稿を入れておきました。それから、13、14のページの一覧表というのを入れましたが、これは調査した結果を全部表記したものです。それから最後、学習の指導計画を1枚ですが、入れておきました。

画面にうつっておりますのが、合併して中核になっている旧揖斐川町です。もともと揖斐川町というところですが、三輪神社というお宮さんがありまして、その揖斐祭りの様子です。大体300年くらいの歴史があるといわれております。その由来を話すといろいろあると思うの

で、その本に書いておいたのですが。その揖斐祭りの例祭に行なわれるのが子ども歌舞伎なのです。これが人気の的になっておりまして、揖斐祭りという子ども歌舞伎を見に行くというイメージが強いわけです。ただ、最近少子化で、子ども歌舞伎をやること自体にいろいろ課題があるわけです。これは明治20年頃からやっております。五つの町内がありまして、毎年交代でこの歌舞伎をやります。後ほどまた触れます。

マップを入れておきましたが、町村合併をしましたその範囲ですが、この黄色く塗ってあるところが、旧の村が五つと町が一つ。1町5村が一つになった地域です。先ほどの発表の範囲とかなり違いまして、小さな町ですが、人口は2万7千人で、市にならないということです。それから面積は803平方km<sup>2</sup>というので、子どもに説明する時は「琵琶湖の大きさだよ」という言い方をしております。琵琶湖が分かるかどうかは、また別ですけれども。そして、その中の93パーセントが山なのです。先ほどのマップを見ていただくと分かると思いますが、その93パーセントが山で、あとは住宅だとか用地があるという地域です。

もう急速に過疎化が進んでおりまして、それと小さい村が並立しておりましたので、財政事情も悪化して、自治組織の弱体化が非常に進んでおったわけです。それが話し合いの結果、一つになったのですが、実は、この山なのですが、「両白山地」といいます。両方の「両」に「白」と書いて「両白山地」。両白山地というのは、石川県の加賀白山、それから岐阜県の能郷白山、この白山を結んだ稜線が両白山地といえます。これは中学の地図にはそういう言い方をしていますが、範囲が決められていないのです。どこまでがその範囲であるかということ、その地域が言う所までだということ。その両白山地にまたがっています。だから左に行きますと、滋賀県と接した所です。それから北へ行きますと、池田町、大野市。これ、福井県なのです。そういう、いわゆる県境の町なのです。県の境にある町です。これが非常に祭りと踊りに影響を与えております。これが一つの課題です。

二つ目の課題は、合併する時に思ったのは、この広い地域の文化や伝統を、どう維持・発展させていくのか。これが県境の町という課題と同時に出てきています。特に今日お話する、祭りと踊りという、住民の生活に割合直結している文化財をどう保存活用していくか。これが町村合併の議論の中で、非常に大きな問題になりました。

町づくりの目標を、今言いました地理的・歴史的な条件から、「自然と歴史が育むふれあいと活力のある健康文化都市」というふうな、合併協議会で決定させていただきました。それで、今までなかったものとして、教育委員会に文化課を初めてここで作ったということです。なら今まで文化行政を誰がやっていたということになるのですが、教育委員会みんながやっていたということです。ここで初めて文化課というものを設置させていただきました。

さて、設置したことはいいのですが、17年、18年のこの2年間、大変多くの問題がありまして、三つほど羅列しました。それだけ広い地域が一緒になりましたので、各地域の民俗資料等の整理と活用をどうしたらいいのかということです。ご多分に漏れず、どの小さな村でも民俗資料館というのをもっているわけです。全地区持っているのです。1町5村ですから、6ヶ所民俗資料館があるのです。それぞれ一所懸命地域の資料を収集したのをどうしていくのか。まず目録がばらばらなのです。無いところもあるのです。それから、廃棄した方がいいなと思うようなものがあるのですが、これをどうしたらいいのか。廃棄された村は怒るに決っているわけですから。これも問題になります。

二つ目は、民俗芸能の保存会の支援です。財政的支援というのが一つあると思うのですが、財政的支援だけではないのですね。ちょっと余談になりますが、私が直接聞いたのですが、保

存会の方が「もう保存会を解散したい」という言い方をされるのです。「保存会を解散して『同好会』にしたい」と。「何ですか」と言ったら、「保存会って言つとると、昔の様式をそのまま引き継がないと納得せん人と、そんな古いもの嫌や、新しい様式を入れたらどうや、という人の葛藤があつて嫌になつてまつた」ということです。保存会というのをやめて、自由に踊ってくれるようにする意味で、同好会にしたいと思うのだがどうや、というように腹の底を語ってくれた事例があります。そういう意識のある中で、どう支援していくかという問題があります。

三つ目が、今日中心にお話をします、いわゆる祭りと踊りの保存と活用。この日常的な行事をどう保存していくか、どう活用していくかということ調査事業として含みまして、形は「郷土読本『揖斐川町の祭りと踊り』の編纂」という形にしました。調査やっただけではいかんわけで、それがかたちになっていないと。とにかく子どもに訴えかけようということから始めたわけです。

これは、さっき見せていただいた郷土読本の表紙ですが、祭りと踊りの賑わいを見ていただいているわけです。文化課の取り組む三つの課題がありますが、無形民俗文化財の保存と活用事業として、この、祭りと踊りの調査に取り組みましたが、その事業に取り組むきっかけなのです。私は先ほど言いましたように、合併協議会の委員として参加しておりましたから、その会議が3年くらい続いたのですかね。毎回、文化の話をしていました。もう、特に委員さんの中には、そんなことちょっとも考えていない。なんていうと叱られるかな。もっと大事なことを考えてくれているのかも分らんが。「文化でしか、一体感はおんよ」という話をしたことがありましたので、どうしてもやらざるを得ないようなかたちになって、こうしたわけです。

その、一体感。1町5村が一つになったときの一体感を早く作らないと、どんな事業を立ち上げてても大変だろうという意識がありましたので、まず1町5村の祭りや踊りを共有することから始めようと考え、地域住民、特に児童生徒が揖斐川町の踊りや祭りを知るために、郷土読本の調査編集事業をやるということで、平成17年、18年の2年間で行いました。この過程で俵木さんにもご指導いただきました。

第1段階として、新町全体の祭りや踊りの悉皆調査をやらなければいけないだろうということです。有名な祭りや踊りはもう知っているのですが、それだけではないのです。日常的なものといいますと、地域の中でささやかにやられているものもあります。そういうものも含めて悉皆調査をやりました。その結果は、お手元の配布資料の13、14ページに様式の一部が出ていますので、見ていただきたいと思います。

ところが、先ほど文化財マップで見ていただいた通り、広大な面積で、町内には小さい集落が126ヵ所あるわけです。そうすると、それぞれの集落に、祭りや踊りの特異なものがあるわけです。それから、小学校が9校あります。したがって、126人の、東京でいう区長さんというのと違うのですが、小さな集落をまとめている人を「区長さん、区長さん」というのですが、その区長さんと、各学校から、1名ないし2名の教職員の協力を得て、悉皆調査をやりました。専属の調査員が4名、その中の1人が私ですが、専門の調査員がその結果をまとめて、小学校単位で集約しました。それが先ほど見ていただきました一覧表です。各小学校下で、どんな祭りや踊りが伝承されているかは、町村合併が進み、時間が経過するに連れて、集落が消えていくのです。集落が消えていくとともに、祭りや踊りも消えていく、ということを目撃しました。これは消えるぞ、ということを目撃しましたので、平成の町村合併のこの時期が、もう調査の最後のチャンスだろうと考えて、大変ご無理を言いました。その集落の区長さんに「やってく

れ！」ということでお願いしました。やっていただいたものを一覧表にしました。

一覧表にした項目は、「祭りや踊りの名称」はもちろんです。そして「実施場所」、「所在地」、「実施時期」、それから「概要」ですね、例えばその由来、それから祭りや踊りの概要、というような項目でまとめてみました。悉皆調査で分かった、現在継承されている祭りや踊りの件数は、この2万7千人の町に338件あるのです。かなりの数だなと思っているのですが、もちろん338件の中に県指定が4件、それから旧の町村が指定したのが12件、それから指定外が322ある。指定外はいったい誰がということになるのですが、これは各地区の区長さんが、区長になったものの責任として、祭りや踊りを実施するということです。それから、お宮に関わるものだったら神社総代。それから、数少ない保存会の方たちの努力があるわけです。

内容はそれほどまだ精査していないのですが、各地域からあがった案件は、年中行事的なものも入っています。ただ、村おこしのために新しく出てきたものは省きました。例えばさっきのソーラン節。これはどこもやっています。こういう踊りはやめました。いつか歴史の中に出てくるのかも分かりませんが、それから、どここの地区の村おこしの踊りというものもやめました。

ただ一方、近年、休止または廃止された踊りがあるわけです。それは豊年祭りとか雨乞い祭りとかいもちの神送りといった、稲作関係のものが消えている。それが10件くらい。それから神楽が3件、村芝居が2件です。廃止された理由は、少し自然に対する考え方が変化してきたのではないかという予測をしています。また、継承に時間や経費がかかるものも休止や廃止の対象になってきているという結果があります。

そこで、悉皆調査をもとに、新揖斐川町内の住民、特に児童生徒に祭りや踊りを伝えることを目的に、さっきから言いました郷土読本にまとめました。3部構成にしました。お手元の配布資料の6、7、8ページがそうです。本の目次ですが、第1部は新しい「郷土揖斐川町のあらまし」という形で書きました。第2部は「郷土に伝わる祭りや踊り」。これが26の素材がありました。それから第3部に資料を位置づけました。それぞれ各部の意図について、これからお話をさせていただきます。

まず、第1部のあらまし。私は今71才ですが、私の子供の頃はこの町村の垣根はなかったです。私は谷汲の山の中ですが、揖斐の祭りといえば自分たちの祭りだと思って行きました。そういう一体感を今の子どもたちに持ってもらいたい。一体感が持てないものかという狙いで、三つのことを考えました。

まず一つは、隣接する他県の市町村を含めて、合併の実態を地図に落とししました。例えば岐阜県本巣市という隣の市があるのですが、これは、本巣町・真正町・糸貫町・根尾村、この四つが合併して、本巣市になったのです。それから他県でいいますと、滋賀県の米原市は、山東町、伊吹町、米原町、近江町が一つになって新しい米原市になっているわけです。それで、この上の地図だけでは、資料を見ても由来を聞いても、昔のことは分からんだろうということで、合併前の町村の名前を書き込んで一体感を出そうというように考えました。これが大変難しかったです。それぞれの地域で、町村合併する経緯と時期がばらばらですから、大変難しかったです。

それから二つめは、先ほど言いましたように、町の西と北は両白山地に境をしている地域です。勝山市に泰澄という人がおみえになるのですが、その人が始めた白山信仰というのがあります。白山信仰は自然神ですから水の神様、木の神様なのですが、その白山信仰の流れを踏襲した地域にある祭りだということを記述することによって、白山神社はこの新しい揖斐川町の

どこに行ってもありますし、それにまつわる祭りもあります。

それから三つめは、今言いましたように、山地に囲まれた地域ですので、実は生活文化を伝えるのは、今は道路ですが、一昔前は道路ではなく川です。それから峠です。川や峠で地域はつながっているという説明をできるように、あらましを考えました。以上、三つのことを工夫することによって、新揖斐川町は、昔から各地域が繋がっているのだよ、ということを実実に基づいて理解してもらおうということです。これはまず、学校の先生です。先生がたに祭りや踊りの素材を扱って下さいよと言っても、そこら辺の背景がなかなか掴めませんので、これを読んでいただいて、第2部で取り上げる祭りや踊りは同じ自然と歴史をもとに、現代まで継承されているということを読み取れるように願って、第1部を記述しました。

それから第2部です。第2部は、悉皆調査をもとに、各小学校区から祭りと踊りを一つずつ選定して、4人の専属調査員を中心にして、今度は詳細調査を始めました。詳細調査を重ねて、小学校高学年が読み取れることを目標にして、編集をしました。今日はその中の一つである、通称「おきんか祭り」という祭りについてお話をしたいと思います。お手元の資料の28、29、30ページに目を通しながらお聞きいただければと思います。

まず、記述する時に考えたことは、地域ではただ「おきんか祭り」と呼んで継承されていますが、この「おきんか祭り」という言い方では、子どもとか他地域の人の興味や関心が広がらないだろうと。そういう意味で、踊りと、願いと、意外性がひと目で感じ取れるように工夫しました。これは正直言ってかなり時間がかかりました。というのは、その祭りや踊りの真髄をどう掴むかということができないと、この表現がコピーとして浮かんでこないのです。それが先ほどの目次の中にありますので、ご一覧ください。

このおきんか祭りは、夜の9時と11時に中学生がリーダーとなって、その地区の子ども全員が外へ出て、地区内を練り歩きます。午前2時にまた、地域に伝わる民謡「おぼば」を歌いながら、「おきんかー、おきんか」と言って歩くのです。ちょっと歌ってみます。よろしいでしょうか。こういう歌です。「おぼば、どこいきやーるなー、おぼば、どこいきやーるなー」おぼばって、おぼあさんのことなのですが。「三升樽さげて、そーらばえー」。2番です。「嫁の在所へなー、嫁の在所へなー、初孫抱きにそーらばえー」。「ひゆるひゆるひゆるー、ひゆるひゆるひゆるー」と笛が入るわけですが、これを歌いながら、子どもが回って歩いてくれるわけです。

そこで、このおきんか祭りのどこに焦点をあてて記述するかです。祭りだよ、見りゃ分かるよ、ではないわけで、写真でも文章でも、その祭りの意義を捉えられるようなところが書けないだろうか、ということです。祭りや当日の様子は参加することで分かるので。資料上段に、お母さん方が、お供えする「鳥の子」を作って祭りの準備をしている姿があります。「鳥の子」という言い方はいろいろあると思うのですが、この8月の暑い時期ですから、お母さんやおぼあさんは首にタオルを巻いて頑張っている。汗が流れるのを拭きながら、お祭りの準備をしているわけです。また、午前2時に子どもたちが地区の子を起こして歩くので、夜通し起きているわけです。そういうところを写真に撮ったり書いたりして、こうした伝統を継承している人と人とのつながりを持つところを、特に工夫して編集をしようと努力しました。すなわち準備や人と人とのつながりを、子どもの体験と関わらせて記述しました。これが第2部です。

次に、第3部は資料なのですが、広い地域ですので7分割した、その一部ですが、第2部で記述した祭りや踊りの実施場所、上の方に「ほうろ踊り」とありますが、これは本文に書いてあります、これほどなのだということで、地図に位置づけました。

また、学習に関わる町内の主な公共施設。先ほど言いましたように、民俗資料館が六つある

ので、その位置を示しました。それから、人と人の行き来に関わる峠ですが、今、少し生活から消えかけています。峠の名前も、峠の役割も。そういうものを位置付けています。これはただ岐阜県だけの話ではないので、滋賀県とか福井県との関わりの中で、祭りと踊りがあるのだというところを分かるように、地図に書きました。これで、先ほど言いました一体感が感じられないか、そういうことを願ったわけです。

本を作るだけでは意味がないので、郷土読本を活用して、各教科で町内に伝わる無形民俗文化財を学習するために、さっき言いました町内の九つの小学校は、指導計画を学校ごとに作って1冊にまとめました。そしてこれを、先生がたが交流していただくように作りました。小学校の4年生に「昔のものを伝える」という単元が組んでありまして、教科書によって、祭りや踊りを組んでおります。これを教科書通りの素材ではあかんわけで、自分の地域の祭りや踊りを取り扱ってもらうように。それから、4～6年生の総合学習の時間ですが、これ、なくなると困るのです。総合学習の時間に、郷土の学習として、この本を活用しながら、地域の祭りや踊りの勉強をしてもらう。

その中の一つですが、先ほど言いました谷汲小学校という学校があるのですが、この学校は総合学習の時間を6年生が1年間で60時間とっているわけです。「ふるさととともに生きる」という単元名で60時間。その中の、「ふるさとの歴史と文化」という小単元を設けて、そこで15時間を谷汲踊りの学習に充てています。その15時間をどういう目標で、先生がたは子どもと学習しようとしているかという問題ですが、ここに書きましたように、地区の人々が、その地区の人たちのくらしをよくしようと工夫や努力をしていることを指導の基本的な目標にすると。祭りに集まる、みんなで踊りの輪をつくる、そういうことが地域の中で生きているのだよ、ということを教えていきたい。

二つめは、素材を教材に載せるときには、どうしても、地域の人に聞き取りをやらなくてはならない。やること自体が大事です。それから実物の観察をしなくてはならない。そういう聞き取りや観察によって、子どもたちが地域の人たちに触れ合っていく。地域の人たちも、「ああ、そうや、祭りはな……」と、祭りを思い起こしながら、子どもに語ってもらおうということを狙っております。

三つ目ですが、踊りの練習や発表をやるわけですが、何を練習で掴ませたいかということになると、基本的にはお囃子のリズム感だとおっしゃいます。装飾品だとか、身につけるものもまあ大事だけれども、リズムが取れるか。そのリズム感に浸るのは、小さければ小さいほど良いという結論です。ということで、表現体験をそこでしていくわけですね。

最後に民俗的の技能。実は、後ほどちょっと出しますが、谷汲踊りではシナイを使いますが、4メートルの竹を半分に割って、16ずつの32に割くわけですね。この技術が基本になるわけですが、その竹を細工するところを子どもが、今はもう生活の中から消えておりますので、お話を聞いたり、実際に竹をなぶったりすることをやる。この四つを単元、15時間の目標にして組んでおります。

これは資料に載っているものですが、特に指導したいということで4点挙げています。とにかく、谷汲保存会の方の指導をまず受ける。保存会の人に参加してもらうということです。それから、迫力のある踊りのコツ、足の大きな動きだとか、腰を低くするとかという動作は日常的にはないので、この動作を身につけてもらう。それから、友達同士でお互いにアドバイスしながらやる。それからこれは野外でやることですので、風の吹く中でやることについて留意しながら練習をします。この四つの目標を持って本授業をやります。



これがさっき言いました谷汲踊りです。昭和30年に岐阜県の重要無形文化財の第1号になっておりまして、海外にも遠征しております。国内では、数えましたら、帯広から長崎まで56箇所へお邪魔している踊りです。谷汲小の練習風景を見てもらうわけですが、先ほど言いましたようなねらいで、子どもたちは地域の保存会の人の指導を受けて、運動会に発表をしました。

実はこれは、保育園です。保育園でも踊りをやったのです。これ、踊りはいいのですが、なぜ保育園の先生がこの踊りに取り組んだのかということなのですね。実は、谷汲地区の保育園の先生も知らなかったというわけです。どういうことかということ、町村合併すると、よそから先生がみえるので、地域の祭りには参加しないのです。町として、祭フェスティバルをやって、それを見たときに、この谷汲踊りに触れて、「じゃあ、保育園の子どもやろう」と言ってくれました。私は、見て感じて、参加することによって、機会と時間があれば、引き続き後継者は出てくるものだろうと思いました。先ほど言いました、小学校で練習している子どもは、もう青年になって、来年から大人のチームに入る子どもが出てきました。こういうつながりがあります。

課題があります。見ていただければ分かるように、先ほど言いました地域ですが、学校統合が進みます。統合した場合に、その地域の祭りをどう考えるか。それから二つめ、なぜ祭りや踊りを学習するのかという目標の捉え方。それから、学習者が継承者につなげられる手立てはどのようにしたらいいか。それから最後に、そういう、先ほど言いました、竹細工のような伝統的技術をどう伝承していくのか。そういうことが今後の課題ではないかと話し合っております。

最後です。これは、春日地区というところの太鼓踊りです。こういう踊りも収録しておきました。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

**司会** 寺田さん、ありがとうございます。揖斐川町はかなり広い範囲で合併しているわけですが、実際にはその一つ一つの町村は必ずしも人口が多いわけではございませんで、合併しても町のままであるというような感じなのですが、その中で、今見たように、例えば峠や川を通じて、それぞれの地域とつながっていたのだということをつかりやすく説明して、しかもそれを子供さんたちに、教育の中で体験も通じて理解をしてもらうというような活動に一所懸命に取り組んでおられる。それによって、新しく合併した揖斐川町というもの、その地域の誇りと合併した地域内での一体感というのを作り上げようという試みであったのではないかと思います。寺田先生、少し、質問をみなさんから受けたいと思いますので。今の、寺田先生のお話に関して、質問があれば2、3受け付けます。いかがでしょうか。

**浜島司** (まつり同好会) すみません、まつり同好会から来ました、浜島と申します。今日の主題からは離れるかもしれませんが、「おきんか祭り」の中で子どもさんが「おばば」を歌って行かれますが、あそこで確か、獅子頭を持って回られるのだと思いますが、「おばば」という民謡と、まあ、あの場合はちょっと獅子舞とは言いかねる感じはありますが、実は岐阜県の関市では、神楽を奉納された後、笛だけですが、「おばば」を笛で吹いて帰られるというものがあります。それから、私、愛知県の豊明ですが、私の所でも、獅子舞の中に「おばば」の一節が組み込まれております。一説では「おばば」という民謡は、揖斐川町発祥じゃないかというお話もあるようですが、その「おばば」と獅子舞のつながりは、揖斐川町ではあまりなかったのですか。かつてはあったのですか。その辺のところはどうでしょうか。

**寺田** おっしゃるように、揖斐川町だけではなくて、岐阜県で言いますと、東濃に「おばば」を歌うところがあるのです。これは獅子舞とつなげてやってらっしゃるので、先ほど揖斐祭りの屋台をお見せしたのですが、その前で獅子舞を舞う時に歌ったということです。今でも揖斐祭りの時には「おばば」を歌いながら神輿を担いでいます。それが流れたというように考えています。だから、そのつながりがどういうことで、どういう芸能方式でやるかということについてまでは、地域に聞いていない段階です。ただ、その歌を歌う子どもたちの気持ちがどうなのかなという感じはしておりますが、「嫁の在所」って言ったって分かりませんよね。それを歌っていつてくれること自体は大事なことですけどね。

**浜島** ありがとうございます

**司会** ありがとうございます。時間が押していますが、他に、今ご質問されたい方はおられませんでしょうか。よろしいですか。そうしましたら、後ほどまた、総合討議のところでご質問も受け付けますので、ひとまずこの辺で終わらせていただきます。寺田先生、どうもありがとうございました。(拍手)

**報告 4**

**市町村合併と民俗芸能の伝承  
— 「合併から政令市へ」 浜松市を例に —**

浜松市生活文化部文化財担当課主任 戸田 剛



**司会** 続きましては、浜松市生活文化部文化財担当課主任の戸田剛さまより「市町村合併と民俗芸能の伝承—『合併から政令市へ』浜松市を例に—」というお話いただきます。浜松市は、今回の平成の合併の中でも 1、2 を争う大型合併であったということは、みなさんご存知だと思います。特に我々のような民俗文化財に関わる者としては、その中のいわゆる三信遠の静岡の部分、天竜川沿いの地域が民俗芸能の宝庫として知られておりますが、この部分が広く浜松市になったということで、私もちょっとビックリしていたところです。そういったものが今後、どのような見通しを持って保存・伝承の活動をされていかれるのかということ、今日お聞きできればいいなと思ってお呼びいたしました。それではよろしく願いいたします。

**戸田剛**（浜松市生活文化部文化財担当課） 浜松市の生活文化部文化財担当課の戸田と申します。よろしくお願いたします。与えられた時間に対しまして、お手元の資料にありますスライドの量が多くなってしまいました。駆け足での説明になることを、あらかじめご了解願いたします。

では始めに、まず浜松市の概要から説明をしたいと思います。概要を説明するだけでも、ゆうに 30 分は超えてしまいますので、3 分少々 の DVD にまとめてございますので、そちらの方をまずはご覧ください。

(DVD 放映)

「やらまいか」それが、浜松魂。日本から世界へ。飛躍の新時代を迎える浜松市。

挑戦する都市、浜松。浜松市の歴史はチャレンジスピリットの歴史。数々の世界的企業を生み、近年は最先端技術でも世界的に注目されています。

広大で豊かな自然環境の大いなる恵み。全国に誇る特産物も数多く生み出されています。国際文化都市、浜松。楽器製造の歴史を生かし、国際コンクールの開催、人材育成、海外交流など、音楽の街づくりが進みます。さまざまな地に、世界に誇れる文化、芸能が受け継がれています。

国際観光都市、浜松。四季を通じての温暖な気候。心と体を癒す豊かな自然。風光明媚な浜名湖。徳川家康公ゆかりの名所、旧跡や、アクロシティに代表されるコンベンション施設も充実し、魅力ある国際観光都市として走り出しています。

政令指定都市浜松の時代。日本へ、世界へ、挑戦し続ける都市、浜松。

胎動・鼓動・躍動「やらまいか」

以上、3 分少々で浜松市の概要をご覧いただきました。後ほども、所々で概要も含めながら説明をさせていただきます。

今日、お話をさせていただく内容ですが、まず始めに浜松市の姿。先ほど DVD でご覧いただきました。その後、市町村合併の以前、合併後から政令市への移行までの期間、そして、現在の政令市移行後の、時期的に 3 段階に分けて、主に行政の組織から見た民俗芸能ということでご説明いたします。そのあと、浜松市内にあります民俗芸能、無形民俗文化財のご紹介をさせていただきます。最後にまとめとして、伝承の活性化、保護団体からの声を含めて、合併の影響についてまとめていきたいと思います。

まず、先ほど DVD でもご覧いただいた浜松市の姿でございますが、平成 17 年の 7 月 1 日から、静岡県西部の天竜川・浜名湖地域の 12 市町村で構成を致しております。地理的に言い

ますと、DVD の冒頭でもありましたが、東京と名古屋の中間、愛知県東部の東三河地域、長野県南部の南信州地域、そして静岡県西部の遠州地域の3地域で構成されております三遠南信地域、約200万人の交流圏の中核・拠点都市となっております。市の南北を天竜川が縦断しておりまして、遠州灘に注いでおります。天竜川中域の中山間地、そして海岸域、浜名湖域、そして三方原台地といった、特色のある地形を有しておる所であります。

市の面積としましては、1511.17km<sup>2</sup>。人口は10月末現在で82万人を超えております。面積的には岐阜県の高山市に次いで、全国第2位。人口的にも政令市の条件を満たす人口を有しておりまして、第15位の人口規模となっております。地形的にも先ほど申した通り、海拔0メートル地帯から2200メートルを超える赤石山脈の南端を含む、かなり特色ある、高低差のある地形となっております。

農林水産業ですとか工業といった、いわゆる物を製造する都市というところで発展しておりまして、農業生産額についても全国第2位の出荷額、工業につきましても、全国に名だたる一部上場企業が本社の機能を有しておりまして、輸送用の機器、楽器、光技術、電子技術関連などの先端技術を中心に、全国第8位の製品出荷額を有しております。

政令市になりまして、七つの行政区、中、東、西、南、北、浜北、天竜に分かれておりまして、それぞれが特色ある行政を推進しております。

また、お手元の資料にもお配りさせていただきましたが、指定文化財につきましては425件、うち、無形民俗文化財は、国・県・市の指定を含めて、11件ございます。区ごとにばらつきがあるということも、その表を見ていただくとお分かりになると思います。また政令市の移行に併せまして、員数ですとか、名称といったものも統一を図らせていただきまして、現在425件の文化財を有しているという形になります。尚、合併による文化財の見直しは行っておりません。ですので、旧市町村の文化財をそのまま引き継いでいるという形になっております。

これが浜松市内の中心市街地。右側にあります背の高いビルがアクトシティというビルで、浜松の駅前核となっております。ただし、百貨店・デパートについては、地方デパートが1軒あるのみという、中心市街地は非常に今、空洞化が進んでいる状況になっております。そして、浜名湖と遠州灘。さらに天竜川中流域の中山間地を含む広大な市域を有しております。

市町村合併以前の説明でございしますが、地理的には南北が73km、東西が52kmという非常に広大な市域の中に12の市町村がございました。文化財行政組織でございしますが、12市町村ごとに特色のある体制で行ってきておりました。所管は、教育委員会部局の生涯学習、または社会教育の担当課が所管をしておりました。ただし、旧浜松市以外の11市町村と旧浜松市とは、体制が大きく異なっておりました。こちらが、また後ほど、合併の協議の中で問題となってくる事項でもございました。

まず、旧浜松市以外の11市町村につきましては、生涯学習の担当課に職員が配置されているという形での事務分掌です。文化財係であるとか、文化係という名称を持っていたところも、旧浜北市ではございましたが、それ以外の小規模の市町村につきましては、社会教育係の中に担当がいるという形で、人工数としてカウントしますと、当然のことながら1名未満です。しかも、全ての部門を1人が担当しておりまして、兼任という形でやっております。スポーツでありますとか、文化振興、青少年行政、はたまた学校教育部門もすべてやっているという形で進めておりました。

ただし、地域が限られていましたので、それぞれの地域性を生かした施策を推進しておりました。例えば建造物で言いますと、旧浜名郡雄踏町では、中村家住宅という重要文化財の民家

建築がございますが、そちらを中心とした建造物を生かした街づくりを進めておりました。

また、記念物と致しましては、公共物の無駄なものとして、真っ先に挙げられていて、全国放送などでも取り上げられましたが、旧磐田郡の水窪町。こちらは特別天然記念物のカモシカの生息地でありまして、文化庁の補助を受けまして、「カモシカと森の体験館」というような施設も作りまして、カモシカと共生する森林の町というように形で、特色ある施策を進めておりました。

また、本日のテーマでもあります、民俗につきましては、旧引佐郡の引佐町、磐田郡の佐久間町、そして天竜市といった、国や県の指定文化財が所在をしているところにつきましては、行政と一体となって保護行政を進めておりました。当然その中では、学校教育との連携ですとか、芸能発表会、フェスティバル等を開催しておりまして、公開にも努めておりました。

また、埋蔵文化財につきましては、浜北市ですとか、旧引佐郡細江町、こちらは周知の埋蔵文化財包蔵地が数多くあるということもございまして、また銅鐸の出土地ということで、細江町につきましては、銅鐸最中ですとか、そういったところで、観光サイドと連携した街づくり、地域振興施策も行われておりました。また、埋蔵文化財の遺跡の多いところでは、早くから埋蔵文化財の専門職員が置かれまして、文化財行政体制につきましても、複数名での体制がとられておりました。

ただし、旧の浜松市の場合につきましては、所管をするところが生涯学習推進課と博物館の2課に分かれておりました。その中でも、博物館が主体となって進めておりまして、主に埋蔵文化財行政に重点が置かれた施策が進められておりました。そのため、今回のテーマであります民俗については、ほとんど手がつけられていないというような状態の中での合併になったということです。

合併をするにあたりまして、事務事業のすり合わせを行なっていったわけですが、文化財に関するところにつきましては、文化財作業部会というところで検討をしていきました。当然、問題となってきますのが、先ほども説明した通り、体制が違うということです。特に旧浜松市においては、所管課が二つの課に分かれている、どちらがリーダーシップをとってやっていくのだとか、逆に、担当する部門が分かれていることによって、そちらの方は俺たちは知らないよ、というような声もなきにしもあらずということがございました。また、財政的な面ですと、補助金の交付対象、つまり要綱がばらばらであったために、交付対象もばらばら、交付金額もばらばらといったような不整合が出ておりました。

調整事項としましては、まず本庁、旧浜松市の組織を再編する。そのため、生涯学習推進課の中に文化財を所管するグループを設置するという形になりました。博物館から埋蔵文化財行政を含め、文化財については生涯学習推進課で一本化するという形の組織再編がとられました。また、補助金の交付要綱につきましても、一本化するということでの合意がなされております。

こういったことから、固有の組織の枠組みは調整されましたが、市町村独自で持っていた、いわゆるソフト事業のところについては、調整がなされないまま、合併を迎えたという形になっております。それで17年の7月1日から合併ということで、新浜松市が誕生しております。

旧の市町村名が全て、地域自治区という形に置き換わることになります。旧の市町村単位、地域自治区には、総合事務所というものが置かれて、今までの役場や市役所とほぼ同等の機能を果たすということで進められておりました。また、住所表示につきましても、旧の市域—天竜市と浜北市ですが—こちらについては、「浜松市どこそこ」というように、市の名前が、浜北と天竜という名称が消えてしまうという表示の仕方。町村部につきましては、例えば「浜松

市雄踏町どこそこ」という形で、町の名前・村の名前は残るといった表記の仕方に変更になっております。

文化財行政組織についてですが、17年の7月1日から、政令市移行までの19年3月末までは、12の地域自治区ごとに教育委員会の生涯学習所管課が担当しておりました。この組織でいきますと、本庁と教育事務所、または分室の二層構造という形になっております。本庁は生涯学習部の生涯学習推進課の中に、文化財保護グループという、これは課ではございません、一グループという形ですが、編成をされております。合併と同時に、埋蔵文化財関係につきましては本庁へ統合されまして、いわゆる、出先では埋蔵文化財行政はまったく取り扱わないという体制になりました。

一方、出先であります教育事務所につきましては、旧の市域と、郡部の中核的なところについては教育事務所がおかれまして、その中に生涯学習課が置かれました。また、町村単位につきましては、教育事務所からさらに枝分かれした組織として、分室が置かれております。分室につきましては、学校教育も含めて、教育委員会業務を全て一つの分室、一つの課でやるという体制になりましたので、人工数につきましては、合併前よりも減になっております。併任・兼務による対応という形で学校教育部門を含めて、一つの部屋、一つの課で対応してきておりました。

その中で出てきた課題と致しましては、まず、民俗芸能の保護団体とのコミュニケーションというところが出てきました。行政組織が変わったことにより、連絡体制が変化しました。例えば、そこに記載がありますとおり、保存会・保護団体の方がどこへ連絡をすればいいのか分からないというところもございまして、補助事業の申請時期を逃してしまったということもございました。

また、全市域を対象とした公開事業の実施ということも強く求められております。新市の一体感を醸成するためであるとか、新市民へのアピールということも含めまして、こちらの方は合併してすぐの市議会におきまして、市議会議員の方からこういう事業をぜひやるべきだということで、一般質問の中でも触れられております。

これらの問題の根底にあるものとしましては、やはり、民俗芸能に対する意識の差が大きいということがございます。これは、先ほどの区別の文化財分布表でもお分かりの通り、伝承されている地域が非常に偏っております。主に浜名湖以北の中山間地域、旧郡部を中心としたところに多く所在しております。そういったこともありまして、これは市民の声というところで挙げられていた意見ですが、地域に所在する、いわゆる田舎の文化、古臭い文化は浜松の文化ではないというような乱暴な意見を言われる方も一部いらっしゃいました。

また、行政内における意識の格差も著しいものがございまして、文化の認識の違い、これが如実に現れてきております。旧の浜松市につきましては、合併前から音楽文化の振興ということに力を入れておりました。一部上場の世界的な楽器メーカーがあるということもございまして、音楽を中心とした街づくり。文化事業＝音楽というところで古くから進めてきていた関係もございまして、そういったところから見ますと、民俗芸能のようなものは文化として捉えるにはふさわしくないのではないかというような、こうした乱暴な意見もなかったわけではございません。

これは、浜松市に限らず、広域合併における諸問題の根源ではないかと考えております。民俗芸能につきましては、もう、地域が勝手にやっているものだという意識が中心部の方には多かったということがございます。こういった課題を含みながら、政令市へ移行していったわけ



でございます。

今年の4月1日から、浜松市も政令指定都市に移行をしたわけでございます。色分けがしてあります通り、北半分は天竜区となっております。で、緑色で塗られております北西部ですね、こちらの方は北区ということで、市域の大半を占めるこの二つの区の中に、民俗芸能が偏在しているという形になります。

文化財行政の組織、4月1日以降ですが、政令市になりました関係で、区を設置しております。そのため、本庁と七つの区で、区の下に地域自治センターというものを設けまして、それぞれに文化財の事務分掌がございます。また、教育委員会部局から市長部局へ移管をしまして、文化財行政は生活文化部の文化財担当課が所管をすることになりました。そのため、本庁・区役所・地域自治センターの三層構造という形になりました。これが図で表したものですが、本庁につきましては、文化財担当課の、民俗を取り出して言えば、文化財保護活用グループが担当しております。

次のスライドで述べますが、文化財担当課は、実は組織上では生涯学習課という課の中に含まれている、いわゆる課内課という扱いになっております。しかしながら、浜松市政初の、独立した文化財行政を所管する課として動き出しが始まったわけで、文化財を扱う人間からすると、非常に画期的なことであったかと感じております。本庁の下に、区民生活部の区振興課の生涯学習グループが文化財を所管し、さらに、地域センターの地域振興課生涯学習グループでも事務を進めているという具合になります。

そこで、一つご説明したいところが、教育委員会部局から市長部局へ移管した、その理由でございます。移管の理由の基本的な考え方としましては、総合行政の展開ということになります。生涯学習行政は、教育行政の枠を超えて、総合的な街づくりの観点から進められることが効果的であるという理由になります。生涯学習に限らず、福祉・環境・防災といった、いわゆる生活に密着したもの、市民参加、市民協働が求められているものについては、教育行政の枠を超えて、市長の元で取り組んで行った方がよいのではないかという考えの下に、教育委員会部局から移されたという形になります。そのため、浜松市においても、市民の生活文化の向上を図るための施策を行なう課を再編いたしまして、生活文化部というところに、五つの課を再編いたしました。ただし、生涯学習ですとか、スポーツのような教育委員会に属する事務を行なう所につきましては、市長部局の職員であっても、教育委員会の事務を補助執行するという形で運用がなされております。

また、民間活力を生かし、民間と協働した事業展開を推進する。予算提案権を持つ市長の下で、迅速・効率的な対応を図るというところも、重要な理由の一つとなっております。

また、細かなところですが、法的根拠でございますが、社会教育法の中の第2条と第3条の中に、社会教育の対象ということで、「青少年及び成人に対して行なわれる」でありますとか、「全ての国民が」というような文言がありますので、そういったところを法的な根拠として、市長部局へ移管してきたわけでございます。

ただし、組織作りの面では、まだまだ発展途上の面がございます。本庁の中であっても生涯学習課の中に、文化財担当課なり図書館なりが含まれているという、本庁内での複層構造ということになってしまいました。そのため来客される市民の方であるとか、あと市役所の職員であっても、「文化財担当課ってどこにあるの」という問い合わせ・質問が未だにございます。本庁の本館内の案内看板でも「生涯学習課」という案内表示はありますが、「文化財担当課」という案内表示は未だにないというところで、設置を強く求めているのですが、なかなか実現

には至っていないというのが現状であります。

そこで、政令市に移ってからの課題。合併時からの引き継ぎもごございますが、まず行政組織におけるマンパワーの確保。これは広域異動による文化財専門職員が不在となってしまったことです。事務分掌上では、区や自治センターも文化財行政をやるということになっているのですが、広域異動によりまして、職員がいなくなってしまう。また、業務量のアンバランス。北区と天竜区に集中するということです。また、民俗芸能の周知につきましても、課題として残ったままになっております。これを解決するためには人員と事業予算の確保が重要となって参ります。

また、新たな課題というのでも発生してきております。今まで政令市移行を目指して、一市多制度というところで動きをとっておりました。「環境と共生するクラスター型都市」ということで、民俗芸能についてもこういった制度の中で生き残りを図るということで我々も進めていたのですが、いろいろと、市長が変わったりですとか、政治的な動きもございまして、「一市一制度」いわゆる「一つの浜松」というスローガンに移ってきております。そのため、地域の固有事業への支援打ち切りということもちらほらと話題に出ております。また、地方の財政難も影響いたしまして、行政改革もかなり圧力がかかって来ております。浜松市におきましても、行革審を設置しておきまして、主に経済界からの声ということで、補助金のゼロベースからの見直し、また、民間並みの経済性・効率性の追求、いわゆる不採算事務事業の縮小・廃止をなささいということが言われてきております。

こういった取り巻く環境の劇的な変化の中で、我々行政職員も戸惑っておりますし、また、保護団体他、地域住民も不安が増しているというところも現状でございまして。

重たい話題ばかりですので、ちょっと気分を変えまして、浜松市内に伝わる民俗芸能を、時間の制限もありますが、ご紹介したいと思っております。まず、国の指定になっております、天竜区水窪町に伝わる「西浦の田楽」です。毎年、寒い中、夜通し行っております。

こちららも国の指定になっております「遠江のひよんどりとおくない」のうち、「寺野のひよんどり」になります。こちらは北区の引佐町で伝承されております。同じく「ひよんどり」のうち、「川名のひよんどり」。これも北区の引佐町になります。同じく「懐山のおくない」です。こちらは天竜区の懐山で伝承されております。こちらは県の指定になりますが、天竜区佐久間町にあります「川合花の舞」です。奥三河の花祭りとも共通する要素が多い芸能であります。同じく県指定の「横尾歌舞伎」。北区引佐町に伝わる地芝居でございまして。ようやくここで北区と天竜区以外の区が出て参りましたが、西区の呉松に伝わる「呉松の大念仏」、そして北区の「滝沢の放歌踊」です。こちらは、浜松市を中心として伝わっている、遠州大念仏の関係の芸能になっております。お盆の時期の行事になっております。

最後、まとめということで、伝承の活性化に向けて、保護団体からの声を含めて、合併の影響を検討したいと思います。先ほどまで説明いたしました環境の変化から、保護団体の方々もかなりの危機意識をお持ちになっております。後継者育成事業を実施していったりですとか、外部公演等、公開事業への参加、用具等の整備事業、助成事業、そして、保護団体間の連携に取り組むようになってきております。後継者育成につきましても、先ほども話が出ましたが、合併による、教員の方々の広域異動によりまして、「今までやってみたかったのだけれども異動のチャンスがなかった」という先生がたが実はいらっしやいまして、そういった方が広域異動の影響でそういう伝統文化が伝わる学校に来て、クラブ活動という形で活性化を図っているという事例もございまして。また、外部公演につきましても、新市誕生イベント、また政令市の

移行イベントを含めまして、全国レベル、また県内で行なわれる各地のイベント等に、浜松市の代表として声をかけられることが非常に多くなっております。また、用具整備等を含めた助成事業等につきましても、各団体間において、他の団体の情報が合併によって入ってくるようになった、そのため、国の制度ですと「ふるさと文化再興事業」でありますとか、「伝統文化子ども教室」などについて、「あそこの団体がやっているのだから、うちの団体もやろう」となってきました。また、民間の助成制度、特に JA ですとか、金融機関等の民間助成金につきましても、「こういう制度があったのだ」ということを改めて知ったという保護団体の方もいらっしゃると思います。広く言えば、これも合併効果の良い面が出たのではないかというふうに捉えられます。

その中で、新たな動きといたしまして、「遠江のひよんどりとおくない連絡会」というものが本年の7月に設立されました。構成団体としましては、寺野・川名・懐山の旧の市町の区域を越えたところの3団体で構成されております。こういった旧の市町の枠を超えたものとしては、浜松市内で初めて設立されました。伝承状況の活性化の検討等を行っており、各団体が抱える悩みや、伝承することの喜び、楽しみなど、伝承者として感じていることを、率直な意見交換を通して進めていくというものになっております。

こういった動きについては、我々行政の立場としましては、市内全域に拡大発展していった、連絡会ではなくて連絡協議会であるとか、そういったところに組織をしていければと考えております。ただ、この動きというのは行政主動の動きではありませんで、あくまでも団体さんが自ら動き出したということになります。逆の視点で捉えますと、行政の無能さを如実に表しているということになってしまいますので、我々としましては、こうした組織とうまく連携を取りながら進めていきたいと考えております。

最後に、「市町村合併とは」ということで、保護団体さんからいたしますと、行政との距離感、そして切り捨てられるという危機感、そのことによってコミュニケーションが低下、伝承者としましては、戸惑いが発生するという形になります。

ただ、悪いことばかりではございませんで、芸能の公開時には、合併した新市域、また、浜松の芸能ということで、県内外からもお客さんが来ていただくということで、観客数が明らかに増加しております。特に、民俗芸能を伝承している場所については山間部が多いものですから、その時間帯に合わせて道路が渋滞してしまったり、今度は駐車場を確保しなければならなかったりというような新たな問題というのも発生しております。

保護団体さんにおきましては、伝承意欲の創出から、自分たちの民俗芸能の再認識へ、これが伝承者の意識の変化につながって、いわゆる内からの活性化になっているという捉え方ができるのではないかと思います。公開時の観客増加も含めまして、保護団体のみなさまには、見られることの喜びを感じていただく。また、今まで市町村で分かれていた時には、おらが村のおらが祭りという意識しかなかった団体さんもございましたが、それが浜松の文化財なのだ、また指定を受けているところにつきましては、国の、または県の文化財のだと、そういった意識を強く持たれるようになってきております。

後世に残していきたいという声も、非常にわれわれの元に寄せられるようになってきておりまして、実は、中絶していた芸能を復活検討というところも一団体ございます。天竜区の中でありました「神沢の田楽」というのが昭和39年から中断していたのですが、そちらの保存会の方々が、もうかなり高齢なのですが、再度復活をしたいというようなことで話が来たりしております。

ただ、現実に良い話ばかりではございませんで、後継者難等で、もう保存会自体が老人クラブと化しております、10年後の姿を想像できないという所もございますので、そういった課題につきましては、今後我々の方で、一つ一つの団体さんとの話し合いを持ちながら、うまく保護・補助の施策が取ればと考えております。

最後になりましたが、ここに「民俗芸能＝浜松文化」とであると、大きく記載させていただいております。従来の浜松市にはなかったものが、合併によって浜松に加わった。そのことによって、新たな浜松文化を伝承していき、全国に発信していかなければならないということ、そういった意識を強く持つようになりました。

少子高齢化や、地域格差の影響をまともに受けるのが、民俗芸能ではないかと思えます。広大な市域をもつ浜松市においても同様の問題が起きてきておまして、行政の担当者としては、可能な限りの活性化施策を推進して、文化の伝承に努めていきたいと考えております。以上、駆け足になりましたが発表を終了いたします。ありがとうございました。(拍手)

**司会** どうもありがとうございました。戸田様は実は、今日は浜松市の代表ということでお話しいただきましたけれども、私の記憶が確かなら、長らく引佐の分室の方におられて、引佐というのは、ひよんどりで有名な所ですね、そういう意味では、実を言うと、さっきの行政組織でいくと、一番現場に近い所に長くいたはずですよ？

**戸田** はい。先に説明を申せばよかったですのですが、私は、合併前は旧の浜松市の職員ではありませんで、引佐郡引佐町の職員でしたので、市役所の階層の中でいきますと、一番下のヒエラルキーに属していた人間でございます。

**司会** そういう意味では、合併してああいう組織化がなされたという一方で、現場の対応状況というのも、この後の総合討議等で詳しくお聞かせ願えればと思います。今の戸田様のご発表に対して、何かご質問等おありの方がございましたら、多少ではございますが受け付けます。

**浜島** まつり同好会からきました、浜島と申します。私も、今紹介されました祭りも数回見学させていただきました。確か今年だったと思いましたが、「懐山のおくない」も見学させていただきましたのですが、その中で、確か今年からかいつからか分かりませんが、「おくない」のお祈りの部分が省略されてしまったような祭りの進行になったように思いましたけれども、市や行政で、そういった民俗芸能を保護・育成することの中で、私の個人的な希望としては、例えばさっき復活のお話もありましたが、少なくとも、終戦直後くらいの祭りの形態まで戻せるような指導といいますか、そういったことが、少なくともその辺までできると私は嬉しいなと思っておりますけれども。

今、浜松市の方で、やはり色々な条件から、祭りの次第が少しずつ減ったりしてしまって、昔を知る者にはちょっと寂しいところがあるわけですが、市の方としては、祭りの中身が減ってしまうことについて何かお願いとかはされているのでしょうか？

**戸田** はい、おっしゃる通り、芸能の変容については、大きな課題として捉えております。ただ、おっしゃられました懐山につきましては、まさに保存会自体が高齢化している所です、伝承者の平均年齢がそれこそ80に届くのではないかとというようなところもございます。

ですので、変容の認め具合、許容具合という問題も出てくるのですが、まずは伝承していきましようというところから始めまして、その中で、なるべく従前のものを復活させながら、取り入れながらというところのお願いという形では話はさせていただいております。

ただ、あくまでも保存会さんの意思というものがどうしても強うございますので、伝承していく中ではどうしてもそういった変容というのが出てきてしまうというのが現状ではないかと考えます。

**浜島** ありがとうございます。

**司会** 時間が少し押しておりますので、もしこのまま何もなければ、戸田様のご発表はこれにて終わりにさせていただきますが、よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。(拍手)



## 報告 5

### 「市町村合併が綾子舞の保存振興に与えた影響」

柏崎市綾子舞保存振興会会長 須田弘宗





**司会** それでは、最後の事例発表になりますが、先ほども言いました通り、今回唯一の保存会の立場からのご発表ということになります。柏崎市の綾子舞保存振興会会長の須田弘宗様で「市町村合併が綾子舞の保存振興に与えた影響」というタイトルでお話をいただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**須田弘宗**（柏崎市綾子舞保存振興会） 今までの発表と違いまして、すでに終わった合併の話という捉え方をしていただければありがたいと思います。

今回の合併については、町が二つ加わっただけで、あまり変化はありません。過去2回の合併を経てということで、合併が終わった時、合併の時、どの様な苦労といますか、経緯があったのかということでございます。

何かと話題の多い柏崎ですが、中越沖地震で、担当にも加わった文化振興課、この綾子舞担当が、地震対策本部に引っ張られまして、未だ帰って来ません。そういう状況の中で、座元が二つあるということ、これが特徴なのです。大字「女谷」と書いて「おなだに」と読みますが、わずか50~60軒の集落の中に、小字が五つあります。その五つの内の二つ、「高原田」と書いて「たかんだ」と読みます、また「下野」と書いて「しもの」と読みます、これが「うちの方が正しい、正当だ」、「オラ方の踊りがいいんだ」といって……。両方違うのですね、演目が。狂言33、囃子舞22、小歌踊り11、これを総合して綾子舞というのですが、各々演目は同じでも踊り方、衣装が全部違います。台詞も違います。そういう伝承の下に、良い意味で争いながら、一説に、地元伝承ですが、500年を経過しました。

そこで合併があるわけですが、その中で注目すべきことは、まず1番目、そこに書いておきましたが、今言いました、二座競合。二つの座元があつて、競合というと良い言葉ですが、悪く言えば言い争いばかりしていたということです。昔から。

それから一子相伝。つまり、第一子の男の子、長男にしか伝えない。他に洩らさない。いわゆる隠匿主義、非常に秘密にしておく。明治時代、江戸時代は、蓆旗立てて、見張りを立てて、相手が伺いに来ないようにして練習をしていた。それから次男三男、女の子には教えない。なぜならば、他の所に婿に行ったり、他の所に嫁に行ったりして、「こっちの方はこうだよ」ということを、衣装も、踊りも台詞も聞かせてしまうかもしれない。こういう隠匿主義、秘密主義、競合しながらやってきたというのが特徴であります。

そして1回目の合併。刈羽郡鶴川村とありますが、そこから黒姫村というのに、三つの村が合併しました。昭和31年10月です。

鶴川村時代、鶴川村というのは、この頃は560戸ありました。人口約3000人。黒姫村になって三つの村が集まって、8000人。その中の小字の二つですから、非常に勢力としては小さいわけです。ところが文化財としての価値が非常に……。早稲田大学の本田先生、国学院の西角井先生、武田祐吉先生、そういう方がいらっしやって、より広めていただきました。また、音楽関係の町田嘉章さん、民謡の藤田徳太郎さんなど、学問的、芸術的に歌舞伎の面影を残すということで、非常に注目を浴びました。

「なぜ、こんなに長い間あったのだろう」。ここ鶴川村というところは、昭和59年、雪がなんと5m12cm。降りました。5m12cmというのは、2階から出たり入ったりしますが、雪の中から自分の家の屋根を掘り出す。したがって、私たちの方では雪掘りといいます。雪下ろしとか雪掻きなんて言いません。雪掘り。雪を掘って自分の家を掘り出す。そんな状態ですから、部落中で若い者がいなくなる。例えば、娘がだいたい16、7ぐらいで嫁に行く。

今もそうですが、小歌踊りの場合は高校3年生までがピークです。あと残った人は、狂言、囃し方、裏方をやるわけでありますが、ともかく注目を浴びているのが、小歌踊りであります。テレフォンカードその他になっているのはそれで、非常に有名なわけであります。

そんなわけで、ヤウチ……、ヤウチというのは、高原田の集落では猪俣という苗字が多いのですが、同じ姓の集まりが、大家・分家、これが集まっているもので、そのヤウチで、座元の家に集まって、長い冬を、春が来るのを待って、綾子舞踊りをいくつかやる、狂言もやる、囃子舞もやる。こういうものを秘密にやっていく。春になって、あるいは正月に、名家の集まりや社寺仏閣に招かれる。古くは東京の浅草寺の境内でやったことがあるという記録もありますが、全国津々浦々に出ておりました。

そんなわけで、昭和31年の合併が与えた影響としては、保存会を作らなきゃならない、振興会を作らなきゃならない。今までは座頭のうちに集まったわけです。座頭単位でやっていたのです。ところが村になりましたので、「これじゃ振興会というのを作らなきゃならん」というところから始めました。そこで、第一番目の変化といいますと、(1)座頭から自治体へ、ということです。長い間座頭で囲っていたものが、自治体に取り上げてくれた。村役場に取り上げてくれた。村長が取り上げてくれた。逆にいえばこっちが任せたわけですね。「お上の言うことをきくだけだ」と。「しかし文句は言うぞ。おい村長、いいか」ということであります。

この小さな鵜川村が、文化保存のために猛烈に反対しました。新聞記事にもありましたが、時間がないので省略しますが、「地域性の欠落がある」と。座元ごとに活動をしていたのが、今度は綾子舞伝承という協議をしなくてはならない。村の役場の係が来て、座頭が田んぼで働いているのを「おい、何日何時に来いや」と、こういうことになったのです。今までは座頭が黙っていても、「何時に集まれや」といったのが、村役場が伝達をするようになった。これが昭和33年の頃であります。

これが幸か不幸か、ここが運命の始まり。結果的には保存、振興の先が見えたということなのですが、地元とすればどうでしょう。オラ方が長年大事にしてきたものを、身内が大事にしてきたものを、何かとられてしまった寂寥感、寂しさ、空しさが残るわけです。しかも、二つの座元があります。寄ると触ると正統性を主張する。もう、どうもこうもならない。酒一杯入ったら「なんだお前ら」と始まるわけです。私は隣村に生まれましたので、子どもの時からよく知っています。

そういうわけで、初代保存振興会長が黒姫村長になりました。それから合併しまして市になってからですが、柏崎市の顧問になりましたが、村長がしたのだから市長がしろということになって。地元では3代目が私ということになります。

併せて必要経費を獲得しなくてはならない。他の二つの村があるわけです。もっと大きな村があるわけです。そういうものとの軋轢があります。もちろん村会議員だって言ったって、そこから出ているのは2人か3人ですから、会議をすれば負けるのだけども、やはり、一番の長を、保存会長に持っていったということが、幸福の始まりと捉えていいでしょうかね。

(2)過疎や児童・生徒激減、継承者確保。これはどこも同じことであります。雪が降る所ですから、柏崎市の市内の中心地に、早いうちから土地をいくつも持っているということが、村の成功者なのです。村の成功者は土地を持っている。やがて大きくなったら出るのだぞと。

さきほど申しましたが、昭和30年代は560戸あったのが、今、73戸。小中学校は0。長老がどんどん亡くなっていきます。他県に転出します。現在、120何人だそうです。そこが綾子舞の発祥の地であります。

それから、若者の古典芸能の関心が薄くなってきます。(3)に書きましたが、勤務先・学校との具体的な連携を持たなければならない。これは教育委員会に当然かかってくるわけでありませう。

ところが、これは市になってからの話ですが、教育委員会が市ですね、市の教育委員会。ところが県立の高校というのは範疇外。さあ、どうするか。小中学生には教育委員会は手を出せるが、高校には県教委を通さなくてはならない。これは市になってからの話ですが、市内に高校が、私立が一つ、県立が五つあるのですが、各々、取り扱いが異なるということです。いわゆる、公休の取り扱いなのです。国体選手と同じ取り扱いをするのかしないのかということです。それらを一つ一つお願いに行かなきゃならないということです。そういうわけで、生徒を集めること。大体、4年生ぐらいから17歳ぐらいが小歌踊りではピークです。あまり色気がつかない、かといって少しは女らしくということが非常に求められるのであります。

(4)衣装の管理や保存・練習場所確保。これはもう、当然であります。今まで、衣装管理は座頭の奥さんがやっていました。練習場所は座頭の家でした。今も下野の方は、座頭の管理している隣の小屋にあります。高原田の方は、市街地の新居の、その家に奥さんが管理しています。そういうことでありますから、これをじゃあどうするか。練習場所を、座頭の家から会館を借りなきゃならない。もし座頭交代ならば、この管理をどうするのか、大きな問題であります。

(5)座元のことを保存振興会といいます。これと行政窓口、村の役場との連絡調整。これは大変でしたでしょう。

大きな3番に入ります。2回目の合併が訪れました。黒姫村から柏崎市に入りました。昭和44年6月のことです。このときも同じことです。大きな問題は、ともかく高原田も下野も、自分の部落、自分の座元に、相手の座元の親戚、知り合いがいることを非常に嫌います。したがって、隣村のおやじじゃダメなのです。保存会長は、村長・市長じゃなくちゃダメなのです。これが幸か不幸かの始まりです。まあ、今で言えば良かったのでしょうかね。地元から遠ざかっていったけれども、何か取られたような感じするけれども、金銭的なこと、それから経済的なこと、PR、行政、その他は全部、自治体の方でやってくださるということでもあります。

3番の(2)として、私はこう書きました。自治体の資金をバックにすることができた。村長が、自治体自体が交流してきたのだから、市に合併しても、当然市長が引き継ぐ形になってほしいと。ここで、自治体としてはありがたいような困ったような、躊躇しましたが、綾子舞の価値が強かったので、この時点で、市長が後援会長になりました。それから振興会は、前黒姫村長が、そのまま市の顧問として残りました。統合前の市長と前校長が両方とも、後援会と振興会とを承る形になります。

8年前だと思いますが、香川県仲南町に後援会を作るという時に、私どもの真似をしたっていうわけではないですけども、そうなったから来てくれということで仲南町に行きました。金毘羅町の近くです。今は合併で町名が変わったと思うのですが、仲南町に行った時に、用は何ですかと聞いたら、町長を後援会長にすることができた、そのお祝いをするからと、はるばる四国まで行ってまいりました。それも、一つの例かと思います。

この時点で市内の国指定文化財が、建造物などの有形が6、無形が1、史跡が1、天然記念物が2なのですが、この無形が私たちの綾子舞ということでもあります。合計で102。市長はこの時、綾子舞を市の宝にするのだと、こう言って下さいました。そうすると、市長が上ですから、理事に選ぶのが地元総代、商工会長、公民館長、小中学校の校長。新聞社も3社あります。

商工会議所は、その頃から始まった「綾子舞」と名乗るグッズ、味噌から醤油から、米から、T シャツから、何でもあるのですね、そういうグッズ販売店の代表。出身県会議員、教育長、主婦代表、はたまた関係者の代表というものを全部網羅いたしまして、後援会理事を、当時 30 名、市内の有力者で作りました。

仕事はいろいろあるわけですが、寄付者・寄付団体の情報、宣伝。後援会便り、それから現地公開ボランティア。一昨年から、写真コンクールまで全国的にやっております。

(2)にある通り、市立の鶴川小学校で「綾子舞伝承学習講座」を開始いたしました。伝承者探しを学校教育に委ねた。今日もたくさん例が出て参りました。これは大変似通っていると思いますが、私どもの方は、体験学習、あるいはゆとり教育のはしりでしたので、この綾子舞を、ぜひ自分たち、小中学生の子どもたちのものにしようと、校長会が言い出したのです。小中学校校長会の発案で、教育委員会、教育長を通して、地元に戻したと、こういう形です。

「そうか、いいだろう。じゃあ指導者は誰がするんだ?」「いや、そりゃ地元が来てくれ」「お金はどうするんだ?」「いや、タクシーやバスを出します」ということで、市教委のバスを出して、指導者を集めてきて、日当何がしの報酬を出して、南中学校で放課後学習の中でやっています。これは、部活動をやっておる中で、希望者だけやるのです。小学校 4 年生からやります。毎年 50 人程度あります。男の子は 10 数人入っています。主に女の子ですが。その発表会をやったのが、今配りましたそのパンフレットであります。すでに 31 年目になります。昔の文化祭と同じようなものです。発表会のプログラムとして、簡単な解説をして、誰がやるのだとか、書いています。

南中学の校長先生はこのことを、要綱をまとめて発表したそうで、教育界のノーベル賞といわれる博報賞を、昨年受賞しております。教員関係の方はお分かりだと思いますが、博報賞という大した賞を取ったわけです。行政、特に教育委員会が文化継承の必要性を取り上げ、小中学校校長会にその体験学習を申し出たということは、強調すべきところであります。伝統芸能を大切にす豊かな心を養うこと。今までいろいろご説明ありましたが、まったく同じであります。伝承の危機に歯止めをかけたいというのが本音でありましょう。

(2)に掲げてある「綾子舞伝承学習講座」は、「養成講座」というものの前段階です。養成講座は、夜に行なわれます。伝承学習講座は、学校で部活の時間にやっています。野球部の子どもは野球を始めています。しかし、綾子舞を選んだ子どもは、1 時間だけ野球をしないで、綾子舞の練習をしてから野球場へ行く、こういうことを許可してくれた。分かってくれた。だから、みんなでやったということですね。

先ほどお話ししました「綾子舞発表会」のプログラムを全員に配布してあります。鶴川小学校、野田小学校、南中学の参加で、練習期間は 5 月～10 月、放課後 1 時間、年間 12 回、50 人前後が参加ということです。秋に発表会がありまして、経費は指導者手当て、それから指導者の送迎のバス・タクシー、衣装購入、それから小道具、太鼓・鼓・その他ありますが、みんな教育予算があるわけです。

そして両座元での練習会が「綾子舞養成講座」ということになります。これは夜。二つの座元があるわけですが、企画運営は座元ですが、自治体がこの綾子舞養成講座をお世話してくれるわけです。お世話してくれるとは、練習場所です。主な練習場所はワークプラザ、それからもう一つの下野のは地元はまだ会員が少し残っていますが、綾子舞会館でやっております。綾子舞会館のパンフレットもお配りしたと思いますが、後ほど申し上げますが、これも市ではなくて、JA (農協) さんが 2 億数千万出してくれまして、これが発祥の地、鶴川にあります。中

をご覧くださいますと、この最初のところに、2人の女の子が踊っていますが、その後ろに、これ神社のすぐ近くですが、樹齢800年とかいう木がありまして、その前で昔は踊っていたという木ですが、その木がまだ健在で、枯れないでいます。こんなのも含めながら、発祥の地にこの綾子舞会館を、「農山村活性化事業」ということでやっていただいたということです。綾子舞会館は発祥の地ですから、山間部です。ワークプラザというのは市の公的施設で、両方、教育委員会の文化振興課がセットにして、年間20回ぐらい行ないます。

(3)にいけます。昭和51年5月に国の重要民俗文化財に指定されました。これに関連する色々な事業をしなくてはなりません。今日お出での齊藤主任調査官はじめ文化庁、常にご支援いただいておりますが、平成16年から18年の間、民俗文化財伝承活用等事業費国庫補助事業として、衣装購入委員会を3年間継続いたしました。昨年11月、国指定30周年公演を開きました。これは30周年の時の記念誌です。その間に、行幸啓、つまり天皇陛下においでいただきました。2人で綾子舞を見にお出でになったのです。それから、伝承500年をやりました。

それから、海外公演。アメリカのシアトルへ。三木首相の時に、桜の木を3000本シアトルに寄付したのだそうです。シアトルの町には、日本人の顔をした人がたくさんいます。日本語はしゃべらんけど、日本人だなどと思える人。向こうに移住したのですね。その時、ふるさとを偲んで、毎年「桜祭り」と称して日本の芸能を紹介している。そのところへ、市長以下、私も含めて、1週間、両座元から30人も行きました。大変喜んでくれまして、国際交流の一端を果たしたわけですが、文化財はそういうふうに、海外公演等含めて、国際交流にも非常に貢献しています。

ちなみに文化庁さんには、この綾子舞を、日本を代表して海外の人に見せるにはこれが一番いいだろうと言っております。大変ありがたいことです。こんなわけで、国指定は、昭和51年5月になります。

(4)学校の閉校・統合を経て、もともと鶴川中学校でやっていた伝承学習を、南中学校でやっていくことになりました。それから(5)の綾子舞会館開設は農協の資金力で、これは先ほどお話ししました。

最後、現在の活動状況と課題であります。まず(1)、3年から5年サイクルで継承者の中学生高校生がいなくなります。18歳あたりがピークで、定住者が少ないということが問題です。

(2)国及び市・後援会・保存振興会などから、支援経費の恒常化。常に不安定でありますから。国指定でありますから、国、県、それから市の独自予算、それから後援会会費。企業団体含めて、各種団体寄付が年間60万くらいですね。それから依頼公演で出て行きます。実は明日、愛知県の豊田市で公演があるので、明日の朝、私もそちらの方へ赴きますが、近くの方いらっしゃったらおいでください。愛知県豊田市能楽堂での公演「出雲の阿国」の中で、下野集落の方が18名参加しまして、京都の「小原木踊」を公演して参ります。

(3)日程配分はいろいろ苦勞しておりますが、困った問題が一つ起きました。国民の休日がちょくちょく変わりますね。日曜にくっつきます。9月15日が、すぐ近くの黒姫神社のお祭り。そこに綾子舞は常にくっついてたものなのです。ところが9月15日が水曜日になっちゃった。集落のお祭りは絶対に動かさません。神社氏子総代は、「なにいつてんだ。綾子舞のためにお祭りを動かす必要はない」という。市行政の方は「困ったもんだ」と。観光客は一杯来るのに。500年祭の時はなんと、2500人が全国から訪れまして、小さな小中学校の合同のグラウンドが一杯になりました。村中が無駄駐車場。会員は、北海道から福岡までおります。案内を出しますと、それほどお出でになりますので、駐車場がないという状態が続きました。今は

定着しまして、1500人くらいですが、場所が大変なのです。9月の第2日曜としていますが、神社は15日であると。じゃあ、15日に戻せないのか。「いや、お客が大事だ」「神社・お祭りが大事だ」と、この引き合いがまだまだ続いています。

それから(4)指導者高齢化への対応。これは、交通手段、謝礼、経費の問題などです。それから(5)市役所、市内外企業、小中学校、高校、大学との連携。大学は二つあるのですが、ここに行っている子どもさんのところに、今度は学長・校長宛に依頼状を出さなくてはならない。これも事務局長の仕事になります。だから、多種多彩に色々なことをやっている。それから、(6)伝承起源諸説。これは学会の方ですから、今日のテーマには関係ありませんが。

さらに(7)ネーミングに関する問題。先ほどいろいろ話しましたが、じゃあどこで切るのだと。「綾子舞なんか」なんて、米や味噌や菓子をやっているうちはいいですけど。この問題で、その都度に会議をして、これはまいった、これはいいだろうというような会議を常時しなくてはなりません。

(8)座頭宅にある、衣装・道具の管理の問題。これ、座頭が変わったらどうするのだということが今の問題であります。8番は資料に書いてありませんでしたが、元座頭宅に保管してあった衣装・道具類の新規保管場所。これは大きな問題です。会館の一室を改良して、新築予算をどうするのか。JAが出すのか、市が出すのか、管理者は誰がするのか。衣装はたいへんきめ細かなものですから、今度それが座元から離れると、「うちには置けないが、出すのはいやだ」というのです。新座頭宅に委嘱したら、今度は手狭で。新しい家はみんな柏崎の町の方に出て行っていますからね、そんなに保管場所はないわけです。かなり道具がありますから。

後ろ幕を両方が持っている。両方違うのです。後ろ幕は常に持っている。で、相手の後ろ幕の前では絶対に踊らない。これはもう、原則であります。だから、順番も、今年は高原田が先にしたから下野が2番目。で、下野が先にしたから今度は高原田。これは公平に扱わなくてはいけない。後ろ幕はその都度に変える。お出での方はお分かりだと思いますが、毎年、そのようにその度毎に幕を変えるとというのが、現地公開の当日の一つの見ものであります。

結論といたしましては、自治体のお世話にもなって、ここまでよく持ちこたえてきました。もし、後援とか支援とか後押しがなかったら、とっくに消滅したのではなかろうかと。しかし、現実には、私たちの先祖が血のにじむような努力をしてここまでもってきたのだ。町の中心部、行政・市役所の方に、何かお株を奪われたような感じがして、寂しい限りだと。しかし、保存・伝承は欠かせないことである。これも宿命ということかと、こういうことであります。

まあ、良いこともたくさんありますが、最近、主に女子大生が多いですかね、大学卒論のテーマで、かなり押しかけて参ります。あるいは公演の時に、こういうのは10年に1度、1人出るかでないかと我々は考えているのですが、ある特定のファンがいるのですね、全国に。「この人は出るのか、出るなら行く」と、こう言う。まあ、ファン心理でしょうかね、嬉しいような悲鳴もあります。

以上、粗末な発表であります。後ほどまた、お知りになりたいことがありましたら、質問の方で言ってください。ありがとうございました。

**司会** どうもありがとうございました。最後の会長さんの言葉に、かなり集約されていたのではないかと思います。寂しい感じもする、でも伝承は続けていかなければならない、というところが正直なご感想だったのではないかと思います。大変生々しいお話で、私などが口を挟む余地はございません。ありがとうございました。(拍手)

# 総 合 討 議





**コーディネーター 俵木悟**（東京文化財研究所無形文化遺産部） それでは、総合討議を始めさせていただきます。まず、本日のご発表者の方々、相模原市の木村さま、盛岡市の千田さま、揖斐川町の寺田さま、浜松市の戸田さま、それから、柏崎市綾子舞保存振興会長の須田さま、壇上にお上がりいただけますでしょうか。

それから、本日はコメンテーターとして、文化庁伝統文化課主任文化財調査官齊藤裕嗣さま、それから、財団法人日本青年館公益事業部次長の掛谷昇治さま、それから、われわれ東京文化財研究所無形文化遺産部より客員研究員の服部比呂美をお願いしております。

なお先ほども申しましたが、この総合討議につきましては、司会、コーディネーターとも、俵木が務めさせていただきます。

では、まず始めに、コメンテーターの先生お三方に来ていただいておりますので、本日のみなさまの事例報告をお聞きになった上での感想・ご意見等を、簡単に10分ほどずつで述べていただけるとありがたいと思います。

**服部比呂美**（東京文化財研究所無形文化遺産部客員研究員） よろしく申し上げます、服部です。私はこの文化財研究所で、主に民俗技術の担当ということで、いきなり水を挿すようですが、民俗芸能の方の話題とは離れてしまうかもしれませんが、それでお話させていただきます。

主に、民俗学と文化財というような趣旨になるかと思えます。先ほど俵木の方からも話がありました、日本民俗学会では、2006年2月に、『日本民俗学』の中で「市町村合併と民俗」という特集を組んでいます。この中で問題になっていることがいくつかあるのですが、米田実氏の「市町村合併と民俗—滋賀県を事例として—」という中から引用させていただきますと、1点は「自治体の範囲が広がっていけば対象となる文化財が増えることとなります。そういうときに新しい市や町としては、旧自治体の文化財に対する温度差というものを克服しながら、一体的な保護活動のビジョンを作っていかななくてはならない」という問題。これは今日の発表の中でもあったと思います。温度差というものです。

二つめに「新しい町村に公立の博物館資料館が複数存在する場合、今後、それぞれがどうなっていくのか」という問題。これは揖斐川町でもいくつかの館があったということですが、今日は博物館の方々もいらして下さっていますので、興味深いのではないかと思います。

三つ目ですが、長浜祭りもこの例ですが、「曳山行事のように集客力のある都市型の祭礼ばかりが保護される。『伝統文化の一極集中』といった問題これが起こりうるのではないか」という、以上3点くらいが問題提起されてきました。

このように、民俗学会の中でも、合併問題というのは決して無関心というわけではありせんし、これから問題意識が増えていくだろうと言われております。この問題に対して、少し私見を述べさせていただきます。

新しい市としての保護活動のビジョンという模索は、言い換えれば、新たな市町村に将来どのように文化財を残すのか、残さないのか。残すならどうするのかという、本当に強い思想を追究するということになるのではないかと思います。保護活動というものは、経済的な要因だけで解決できるものではないと思いますけれども、実際に保護の予算の数字というものは、思想だとか主張というものが明確に反映してくるのではないかと思います。だから、強い意志がなければ保てない、というようになってくるのではないかと思います。

新たに加わった文化財保護対象である民俗技術というものに顕著なのですが、民俗文化財に関しては、どの様なものが文化財に値するのかということが非常に揺れております。考古や歴

史資料は、前提として製作年代や希少性といった絶対的な価値がありますが、これが文化財の指定の一つの指標になっています。けれども民俗文化財に関しては、基本的に、住民自ら民俗の文化価値を発見するというのが理想ですけれども、実際自分を考えてみましても、自分が住んでいる地域の民俗がどのくらい文化的な価値を持っているかということは、そこに暮らしている人にはなかなか把握できるものではありません。

そこで民俗の研究者というものが登場するのですが、研究の蓄積からこういう文化の価値を客観的に指摘していくということができないのではないかと思います。こうした研究者と文化財行政の議論を積み重ねていくことで、結果を出していかなければいけないのかなと思っています。

実際には、研究者と文化財保護行政、共に方向を探ろうと手を組みましても、現実問題、専門家を自治体が雇えないというような状況になっています。この辺りは、今日、浜松の例でもありましたけれども、行政の組織内部の変革の中で文化財担当者がどれだけの権限を与えられるのか、直轄の組織になればそれだけ予算が下りやすくなるというメリットも、もしかしたらあるのではないかと思います。その中で、今、地域のインフラ整備といったものが大体一通り終わった段階で、文化というものがまた非常にクローズアップされている。文化という言葉がないと、先ほどお話していたように、道路も作れないというようなことを聞きました。ですから、文化財にとっては、少しはいい流れになっているのではないかと思います。

そして、民俗技術に関しては特にそうなのですが、大島暁雄氏が、民俗技術の認定に関しては地域博物館・資料館の力、バックアップが必要であるということをおっしゃっていますけれども、私の知っている範囲でも、懸命に地域の民俗研究に取り組んでいる人がいて、展示でその成果を大いに見せていただいています。でも、イエスカノーかという判断の行政の世界では、なにぶん、専門の学芸員の数が少なすぎるという現状があります。

こういう環境では、地域の民俗については行政の内部に理解していただかなければならないことがあると思います。一つ例を挙げます。平塚市の博物館ではこの4月から、館長の発案によって、市役所の新任職員の研修を博物館で開催することになりました。学芸員の浜野達也氏から聞いたところ、研修の内容は、半日は学芸員2名が付き添って市内の旧跡などを回ります。そして、午後は4人の学芸員が、民俗・歴史・考古・地学だったと思うのですが、1時間ずつ講義をするということです。「民俗のことはどういうことを聞いたのですか？」と伺いましたところ、平塚市内の大山信仰のあり方ですか、行商のこと、それから相模川の水運や、金目川の農業水の重要性について話したということでした。

かつて役所の中では、学芸員は好き勝手なことをやっているというような印象があったようですが、歴代の学芸員の人たちが、役所の仕事とか協力依頼を積極的に受けたことによって、協力体制ができたということで、やはり人間関係を作っていた結果であろうということで、こうした研修がそのために結実したと聞きました。

合併した市町村間でしたら、なおさらこうした交流が必要になってくるのではないかと思います。相手を知ることで自分を知ることとかなりあると思うのです。この資料館、博物館、私もすごく頑張っただけで欲しいと思うのですが、行政のスリム化の中では、一極集中型になっていかに得ないような動きがあるのではないかと思います。けれども、なんとか頑張っただけでいいと思います。一極集中させることの怖さというものを、図書館の活動の中でいろいろ実例を聞いていますので、やはり、それぞれの地域の文化、資料館というのは残っていて、共存できたら理想だろうなと思っています。

かつて地域の民俗学会の中には、中学校・高校の先生たちというのがたくさん存在しておりました。地域と学校の連携というのが、人工的などと言いますか、今のように声高に叫ばなくても、自然にそれができていたというように思っています。でも今、先生がたに聞きますと、学校からの拘束力が強くて、なかなかそういう時間が取れないと聞いています。県の文化財の方たちというのは、教職員の異動などで就任されている方も多いと聞いていますので、こういった方々になるべく民俗のことを理解していただいて、学校に帰ってから、そういった活動に結び付けてくれたらありがたいなと思っています。

地域の民俗については、各県に民俗学の学会があります。今日のお話の例ですと、岩手県民俗の会、相模民俗学会、新潟県民俗学会、静岡県民俗学会というように、各地の民俗学会が地道に研究を続けています。こういう学会に協力を要請していただければ、この方たちは住民でもあるわけですから、行政をバックアップしてくれる強い味方になってくれるのではないかと考えています。このようなことを積み重ねて、文化財の保護の行政がうまくいく結果を、一つでも二つでも、今日のような例も大分参考になったと思うのですが、そういったものを積み重ねていくしかないのではと思っています。

研究者が積極的に行政に関わるということ、民俗学の中では、「民俗にアカデミズムを持ち込むことによって、民俗を変容させてしまうのではないか」とする見方がありました。でも、私たちの世代では、「残すのか、残さないのか」という質問に対しては、もう待ったなしという状態に来ていると思います。特に民俗技術に関しては、民俗芸能と違ひまして、伝承者が1人とか2人とか、そういった状況ですので、記録選択にするとか、そういった形をとりながらも、保護していかなくてはならない。その「残すのか、残さないのか」という思想をきちんと持っていかなければいけないと思います。

民俗芸能に対してちょっと申し上げますと、折口信夫という研究者がおります。彼は、大正9年に新野の雪祭りのことを知って、大正15年、愛知県の花祭り、新野の雪祭りを見学以来、昭和12年にかけて、ほぼ毎年見学しています。そして、愛知県、長野県、静岡県が接する地域の芸能の中から、翁や鬼といった、芸能史の根幹に関わる理論を導き出しています。でも私は、折口の功績は研究にとどまるものではないと思っています。文化財保護に関しても貢献をしたのではないかということです。折口という研究者が何年も通ったことで、現在でも、折口に会ったことのない演者たちが、それを励みに、そして誇りを持って芸能を伝承するよりどころになっているという話を聞いています。

文化の継承と研究者の関わりという点で言うのであれば、最近では大石泰夫氏が伊豆地方に20年も通ひまして、芸能を記録した成果を『芸能の〈伝承現場〉論』というものにまとめています。私は伊豆地方の出身者ですが、この本が世に出たことは心からありがたいと思いました。研究者が同じ土地に通ひ続けて、その地の民俗の文化価値を認め、記録するということで、伝承者を元気にする。こうしたことが自分にもできるのかというのが私の課題です。

最後に、民俗学には、民俗分布図を作って民俗文化圏を把握するという基礎的な方法があります。今回の発表では、岩手県の芸能の事例でしたか、玉山村では「活動拠点は旧村地区で十分だ。組織が芸文協にあるから」ということで、盛岡市の団体との合併は望まないとありました。こうした場では、民俗分布図から導き出した民俗文化圏で、隔たりはなかったのでしょうか。これは、今後の保存会の結びつきだとか、そういったことにも関わってくるのではないかと思います。

相模原の例ですけれども、大規模な合併をしたわけですが、旧津久井郡は中央線沿線に広が

っています。もともとの相模原市は横浜線沿いに広がっています。先月末まで、相模原市の博物館では、新相模原市誕生記念として旧津久井郡の養蚕製糸に力点をおいた展示が開催されていました。旧津久井郡の養蚕の特性が非常によく示された内容だったと思うのですけれども、ただそこで思ったことは、今後、公共交通の機関があまりないこういった地域で、どれだけの来館者が旧津久井郡の方から足を運ぶのだろうかということです。というのは、非常に内容が良いにもかかわらず、行政は数字、来館者で判断しますので、こういったことはどう考えるのかということです。

他の市町村に吸収されることに対する住民の不安というのは、今日最後にお話がありましたけれども、なんとなく、他市町村との間の社会的・文化的な違い、距離感にあると思います。これを、親和的なものに、近いものに変えていく活動というのが、同時に並立する博物館存続の課題となっていくのではないかと思います。また文化財行政に関しても、これをどう網羅的に把握するのか。浜松市のようなああいうものを全部把握し切れるのかどうかということなのですが、こういうことが課題になっていくのではないかと思います。

民俗分布図を自分で作って広げながら思ったのですが、民俗学の研究者は平成の合併の前に、もっと社会に発言するべきだったのではないかと思います。この反省に立って、今後、民俗学が市町村合併についてすべきことがあるとしたら、この合併の妥当性というものを民俗分布地図との比較で検証するということをしてみたいと思っています。

最後に、検討を重ねたい課題はあるのですが、自治体史の編纂の行方というものも検討していかなくてはいけないと思います。他にも、いろいろあるのですけれども、他の方のお話であると思うので私の話はここまでにさせていただきます。ありがとうございました。

**コーディネーター** ありがとうございます。盛岡さんや相模原さんに関してはコメントがありましたけれども、お答えをよろしいですか？

**千田** ちょっと、違うところがありましたので。レジュメの10にアンケートの意見が入っていますけれども、盛岡と玉山の例ではなくて、10のところのアンケート意見、ちょっと画面が見にくかったのかもしれないですが、3番目「旧市団体は旧町団体との合併を望んでいるが、旧町団体は『活動拠点は旧町地区で十分』『組織が芸文協にある』」。これは、県北のある市でありますので、盛岡と玉山の例ではございません。私が電話アンケートで聞いた、県北のある市の事例でございますので、その辺、訂正させていただきます。

**コーディネーター** 他にはよろしいでしょうか。そうしましたら、いろいろ論点は出ていたと思いますが、今の服部さんのご意見の中にも出てきたような話が、質問の方にもいくつか出てきておりますので、それはその時に取り上げたいと思います。

そうしましたら、次は掛谷さん、よろしいでしょうか。

**掛谷昇治**（日本青年館公益事業部次長） 日本青年館の掛谷です。私はここへ来て場違いな感じがしています。私は今、服部さんがおっしゃったような研究的立場でもありませんし、本来は日本青年館で、社会教育団体ということで、青年の教育、青年団の援助をしているところの者でして、歴史的に、先ごろ終わりましたけれども、全国民俗芸能大会を私の部で担当しているということです。また11月に、同じく民俗芸能の大会で、少し遅い始まりで、昭和26年

にサンフランシスコ講和条約を記念して、全国青年大会というのを開催しました。これはいわば青年の国体のようなもので、スポーツだけではなくて、そこに文化の関係も入ってしまっていて、青年の意見発表だとか人形劇だとか美術だとか、手芸だとかの生活文化展などを行っております。そこになぜか青年の場合は「民俗芸能」ではなく、「郷土芸能」の部というのを設けてやっている。これが先ごろ終わったばかりです。

そういう状況の中で、とくに民俗芸能と関わりを持ちながらやってきました。この市町村合併の問題と絡めていけば、非常にやりにくくなったというのが一つはあるわけです。特にこれまではずっと、基本的には芸能を企画委員の先生たちから選んでいただいて、それを事務的に各県に連絡していく。その連絡を教育委員会ベースでお願いして、そして保存会の方に連絡していただくというようなことです。

それで今年特に思ったのが、教育委員会の窓口がなかなかこれまでと違って、市町村合併に伴って、連絡が今までのようにはいなくなってきたということが実感としてあったわけですね。それは何かというと、こちらからいろいろ連絡をして資料や調書をお願いしていくのですが、担当者の方が、広域化の中で、地元出身の方、先ほど発表された浜松の戸田さんではないですけれども、地元のことなら多分分かるのだろうけれども、地元以外出身の方が担当されていて、そして広域の担当をなさっているわけですから、よく分からないんですね。資料が具体的にあるかないかということも含めて、なかなか連絡が密でなくなっている。そういうことを含めて、これは非常にやりにくい、どうなのかなと思いました。

これを逆に、青年団の場合に当てはめた場合、青年団も然りなんですね。青年団も現在非常に弱体化して、今、大変な状況にあるのですが、市町村合併で、ますますもって青年団がなくなっている。具体的にいえば、例えば香川の青年団なども、市町村合併で香川で4番目くらいの市になったのですが、それぞれあった青年団を一つにしなければだめだと。これはもちろん、今回の合併の一番根幹である、財政的な問題があるわけですから。決して住民の生活の立場からの合併ではありませんので、私はそこが一番問題だと思っているのです。そういう中で、財政的にやるものですから、一つの青年団にまとめて、そこへ財政援助していくという、そういう意味では青年たちにとっては非常にやりにくい。今まであった青年団が、補助金がなくなって、青年団がなくなっていく。もともとの市町村だったところがなくなっていく。そういう中で、今度、一つのまとまった大きな市で青年団を作っていくということで、非常に色々な意味でやりにくい。青年団がそれによってなくなってきているということです。やはり自分たちの生活レベルのものがなくなって、最終的に、今まであった青年団も消えていくというような形になってきているわけですね。

そんなことでずっと考えてみると、今日私は初めてこういう場に参加して、その裏である行政の立場の皆さんが多く報告されて、行政の立場から見ていくと、「なるほどそういう風になるのかな」と思うのですが、例えば青年の立場ですとか、青年団の立場に立っていくと、やっぱり地域というのは、もちろん民俗芸能をきちんと保存していかななくてはならないのだけれども、その前提となる我々一人ひとりの生活がどのようにになっているのだろうかということですね。この市町村合併で生活がどのように変わっていくのかなということが、一つ根幹になれば、これはほとんど意味がないだろうと思うのですね。

青年の立場で言えば、例えば青年団の多くは、地域では行政の職員であったり、農協の職員であったり、そういう公的な団体の職員が多くいます。農協もそうですけれども、行政も今度の市町村の合併で、職員が減っていくわけですね。そういう中で非常勤になったりしていくと、

今度は青年たちの生活が立ち行かないということで困っているわけです。職がなくなってきている。ある青年団では、そういう青年が増えて、青年団自身の活動もできなくなってきたという形が出てきている。そういう問題を考えた場合、市町村合併がはたして本当に良いことなのかなと思ったりするわけです。

そんなことで先ほどの、唯一保存会の須田さんの発言があったとき、ホッとしました。須田さんのところはメジャーな芸能ですから、そういう意味では放っておいても何とかかなかなとも思うのですけれども、そうじゃない芸能というのはやはり、青年団と同じようにどんどん消えていかざるを得ないのかなと思います。ましてや高齢者で、限界集落のところで、青年たちも仕事がなくでどんどん外へ出て行って、いなくなって、高齢者だけでそういう芸能を支えていくのは無理でしょう。

ではいきなり青年が、と言ってもなかなか難しい。今は全国青年大会でもいわゆる古い民俗芸能と、新しい芸能、創作芸能ということで分けてやっていますけれども、今は創作芸能が増えてきていますね。総体としては少なくなっているのですけれども、その中では創作芸能が増えてきている。それは太鼓だとか、そういうものですね。訓練しなくてもわりと簡単にできてしまうみたいなのところがあって、そういうところへ青年たちが流れていってしまう。保存会で長年練習をして、芸能を引き継いでいくという、そういった芸能がどんどん減ってきて、地域的にも非常に偏りをもちつつあります。そういう芸能は、東北の岩手だとか、宮城辺りの保存会の青年たちが持ってきて、非常に頻度も高くなってきています。1ヵ所、特定の保存会の青年たちの芸能が頻繁に出てくる。そういう現実があるのです。

そんなことで、はたして市町村合併による芸能のあり方というのはどうなのかなと、ぼくはいつも批判的に言っているのですが、批判的に言っているだけではどうしようもありませんので、現実の中で、どのようにこれから対応していくのかなということで、いくつか皆さんの今日の話の中で提起された部分もありましたけど、なかなか、将来的に見たら難しいのかなという感じがしてならないのですね。

今日はまったく、場違いな立場で出てきまして、そんな感想を持ちました。以上です。

**コーディネーター** ありがとうございます。確かに全体的に見て、民俗芸能というか、無形の民俗文化財一般が置かれた状況が非常に厳しいというのはその通りです。そもそもそれを担う成員の、絶対数が減っているという深刻な問題があるわけです。これについても、直接これが合併という問題とどう関わるかというのはちょっと難しく、例えばそれが合併によって周辺地域の開発等に力を入れることができ、結果としてその地域が活性化されれば担い手も増えるというような明るい未来を描けば、そういうことも描けるのかなと思えますが、これは文化財という枠内で考えることを超えてしまうという感をいつも私は持つのですね。つまり地域振興であるとか、社会の編成とか、そういった大きな問題の中で考えていくべきであると。ただその時に、実を言うと、今回質問の意見でもいただいていますけれども、市町村の行政の中心のところにいる方々は、決してそういうことを、民俗を維持するためにそうするなどとは考えてくれないという、非常につらいところがあります。その意識をどう変えていけるかというのは、我々が微力なりにも何か力にならなきゃいけないのだろうと、私は常々思っているのですが、何かしようとするたびに力の足りなさを感じるころではあります。

最後に、文化庁の齊藤主任調査官からです。始めに、ちょっと申し訳ありませんが、齊藤調査官、このあと出張があるということで、本日途中で退席されるということをお知らせ

せいただきました。皆さまのお手元に、齊藤調査官からの資料が渡っているかと思います。「『全国民俗芸能保存振興市町村連盟』のアンケート調査」というのが1ページの一番上に書いてあるものです。それでは齊藤さん、よろしくお願いいたします。

**齊藤裕嗣**（文化庁伝統文化課主任文化財調査官） 文化庁伝統文化課の齊藤と申します。文化庁の伝統文化課というところで、重要無形文化財の伝統芸能、重要無形民俗文化財の民俗芸能の保存の仕事を主に担当させていただいています。本日まで出席くださっています皆さま方は、多岐に渡ります。名簿を拝見しておりますと、研究者の方であるとか、行政担当者の方であるとか。比較的少ないのが、実際に伝承しておられる方々かなとは思いましたが。ここにお集まりの皆さま方には、直接、あるいは間接的に、私は非常にお世話になっております。改めまして、この場でこういうことをお話させていただける機会を与えていただいたこと、また、皆様方に直接お礼を申し上げる機会を与えていただいたことを心からお礼申し上げます。本当に日ごろお世話になっております。ありがとうございます。

それはさておき、服部さんがお話をくださったのは、私、伺っていて、純粹に研究者のお立場だったかなと伺いました。掛谷さんは、ご自身は直接何かの伝承者ではないのですけれども、いわば保存会の代表のお立場からのご発言に聞こえました。それで、コメンテーターに私をセットされた事務局の意図するところは、「行政の代表でお前何か話せ」ということだろうと思います。

それで、実は文化庁はこの市町村合併の影響というのを直接調査したことはございません。ところが、全国民俗芸能保存振興市町村連盟、略称「全民連」というところが、調査をしてくれています。今日もご担当の方がご出席下さっていると思うのですが、全国の民俗芸能の保存振興のために結成された団体です。みなさま方のお手元にある資料で言いますと、3ページめのところに、全民連の概要を、他のところに出ているものからご紹介をしました。「全民連は市区町村を会員とし、加盟自治体が協調して民俗芸能等の保存と振興をはかり、地域文化、ひいてはわが国の文化の向上に資することを目的に、昭和51年に設立されました」。現在、事務局は、板橋区教育委員会生涯学習課文化財係がご担当下さっています。つまり、現在の理事長さんは板橋区長さんが務めてくださっているということです。現在、203団体が市区町村会員として参加しておられます。

調査実施期間が、今年の1月19日から2月にかけて。そのときの加盟市町村数214団体に對して一斉に実施をされた結果、回収率68パーセント。7割の回収率を得たということです。3番のところに調査内容があります。こういうことを主にアンケートで確認をされて、今後の全民連の活動の指針の検討の一つとして、このアンケートは実施されたわけです。そのうち本日のテーマに関わるのが、市町村合併ということでしたので、その部分について、全民連のお出しになったデータを一部、こういうデータをお借りする時には、本来は全部をご紹介すべきだと思いますが、テーマに沿ったところだけを齊藤が抜き出す形でご紹介しております。

【参考】の1のところが全国及び加盟市区町村数の推移ということで、(1)のところが、平成12年の3252市区町村から、平成19年1827ということで、まあ3000が約2000になったということですね。それは、下の2を見ていただくと、折れ線グラフになっています。約半分くらいになっていることが端的にお分かりいただけると思います。(2)と(3)に関しては、全民連に加盟しておられる市区町村数の推移です。絶対数で見ると、1の(2)、351から203と、すごく減っています。ただしこれは総数も減っているのです、加盟率だけを見ると、平成12年の

10.8 パーセント、平成 19 年 11.1 パーセントですから、ほぼ 1 割の市区町村が、この全民連に加入して下さっています。

この全民連の目的は、民俗芸能等、無形の民俗文化財の保存・振興を図ることですから、お互いに情報を共有しあったり、直接意見を交換したりして、今後に備えていこうというものです。できるだけ多くの方々加盟して下さることが、この全民連の組織としても必要なことだと思います。私が申し上げるのも変なのですが、このアンケートをご紹介する一つの目的は、今回、行政担当の方がたくさんご出席下さっていますから、こういう組織があつて、活動して下さっていることを改めてお知らせするとともに、会費は必要なので難しいところがあるかもしれませんが、よろしければ加入をご検討下さいということも言いたかったからです。

2 ページめが、合併を行った市町村における民俗芸能への影響です。回答自治体 63 団体ですので、回答数全部の中からこの項目に答えられた方は、全てではありませんでした。全民連の方がおまとめになったものをそのまま、ここには引用させていただいています。前置きをちょっと抜いたりしていますが、要はプラス面とマイナス面があると分析しておられます。

プラス面の前にマイナス面を見ていくと、先ほどもすでにご指摘がありましたけれど、「支援体制の違い」「支援体制を統一したために結果的には補助金が削減された」「行事統合による出演機会が減った」。つまり、例えば五つの市区町村が一緒になった場合、それぞれ 5 回行われていた「〇〇町民俗芸能大会」が、1 回新しい市で開催してお終いになるとすれば、それは出演機会が減るといふ、そういうことですね。それから「区域拡大により民俗芸能及び保存団体を全て把握することが困難となり、保存団体との意思疎通に不便をきたしている」。つまりこのアンケートは、保存会の直接の伝承者に対して行ったものではなく、加盟市区町村のご担当の方が、どこまで市区町村の意見としてオーソライズされたかどうかは、団体ごとによって違うのかもしれませんが、直接ご担当者の個人的意見も書かれていたかも知れませんが、あくまでも行政担当者としてこう思っているというお答えだろうと思っています。このような問題点を、行政担当者も十分に認識しておられるということになるかと思えます。

ではプラス面がなかったのかというと、「合併により区域が広がり、公開する機会が増えた」。これは逆に、まず〇〇村の民俗芸能であったのが、合併した広い〇〇市の民俗芸能の一つとなつて、その市が活発に公演の機会を持っておられれば、公開機会が増える。「保存団体相互が刺激し合い、活動が活発になった」という意見もあった。こういうまとめで、プラスとマイナスがあるのだということを改めて感じました。

今後、行政担当者としてやるべきことは一つしかなくて、民俗芸能等の無形民俗文化財を将来に良好に伝えようと思えば、マイナス面をできるだけ減らして、プラス面を増やして、伝承して下さる方が安心して将来にそれを伝えて下さるように努めるしかないわけです。

実は私、11 月に新しく市区町村で合併をしました、大分県の豊後大野市というところで行われた「伝統芸能サミット」というシンポジウムですか、そういうものに参加させていただきました。新しい市の中で伝承されている神楽や、民俗芸能を公開すると同時に、専門家、あるいは保存会の人たちがこのように壇上に上って下さって、意見交換をするという場面がセットされていました。進行役は私ではなかったのですが、その中の保存会の方々が活発に話をされている中で、具体的にこういうお話を伺うことができました。

「いいことがありましたか？ 悪いことがありましたか？」という進行役の質問に対して、「今まで自分はある村の神楽の伝承者だと思っていた。今度五つくらいの市町村が一緒になると、隣の村にも似たものがある、あるいは全然違う神楽があるのだと、広い範囲の中で再確認



することができるようになった」と、そういうプラス面を言って下さいました。確かに「今まで、近くの役場に行けば、気楽に話を聞いてくれた担当がいなくなってしまうと、どこにどう相談に行けばいいのかよく分からなくなった」ということをおっしゃった方もいました。これもやはり現実だと思うのですね。

このシンポジウムが私たちの予想を超えてしまったのは、教育長さんもそこに出席されていたのですが、保存会の人たちが「せつかくここでみんなそろったんだから、いい機会だから、この後お互いに意見交換をする会を作ったらどうか」という提案を、一番年上の方がなさって、その場でまとまってしまって、「豊後大野市民俗芸能連絡協議会（仮称）を立ち上げよう。事務局は教育委員会でやれ」みたいな話になってですね、もうその場でそこまでいってしまったのですね。あとで進行の先生に確認したのですが、そこまで進行役は考えていなかった、決して仕込んだものではないのだということです。私はそれを伺っていて、民俗芸能を伝承するという意欲の強さを改めて感じました。

先ほど、服部さんがご紹介された『日本民俗学』245号というのはこれです。この中に、市町村合併について、三保学先生がちょっと過去のこともおっしゃっています。私たちは実は今、ある意味で稀有な歴史的瞬間に立ち会っているのですね。毎日ずるずる行われているので意識していませんが、市町村合併というのは、実は明治以降、平成を加えて3回あるのだと。この方も、他の研究者の引用ではありますが紹介しています。第1期が1899年から明治の大合併と呼ばれるものであると。これは7万1千の自然村を、約1万6千の市町村に変更したものだ。7分の1に減らしているんですね。この時の目的は、法令は除くとして、組合町村の解消・都市化推進・戦争の遂行ということです。あとでみればということかもしれませんが、近代国家としての統治機構の整備であったということです。第2期が戦後間もなく、1953年ですから、昭和28年。昭和の大合併と呼ばれるものが行われます。これが、9868市町村が3472になる。約3分の1ですね。これは小規模町村の解消で、戦後復興・民主化政策・地方財政の圧迫に対する対応、シャープ勧告を受けたもの。平成の大合併は、すでにここまでになっているからかもしれませんが、3200市町村くらいから2100市町村くらいになった。この三つの中では、実は市町村数が減ったのは一番少ないのですね。

この背景にあるのは、さっきも俵木さんが言って下さいました、地方分権の改革・地方行政改革の推進。その大背景になるのは財政危機である。このあと、国と市町村、それぞれの行政機関の財政状況が、今までどおりのやり方ではもうどうしようもないという背景を受けて、この乱暴な市町村合併が行われたのだろうと、将来は言われることになると思います。結局、背景にあったのは、公的部分の財政破綻と危機である。

そのように考えると、これは民俗芸能だけの問題ではまったくありません。担当しておられる方々が悩んでおられ、私も悩みますけれども、私たちを含んだ今生きている日本人の大きな選択だと思うのですね。これを、私も選挙権を持っていますから、そういう動きがあった時に、お前の選択はなんだったんだと言われるようでは、自分に返って来る話だと思います。それはそれとして、直接保存会の人たちの苦労話を伺うと、なんでこんな風になってしまったのだろう、話と違うじゃないか、というのも実感として感じています。

すみません、取り留めのない話になりましたが、具体的に私が皆様方にご提案できる今後についてというのは、あまり多くありません。今まで以上に民俗芸能の現在の状況をふまえて、必要としておられる支援を、できるだけ的確に行っていくように努めるということです。まあ、今までどおり頑張りましょうということしかないのですが。

ただ一つだけ。明治に7分の1になって、昭和に3分の1になって、平成になって、3000が2000くらいになった。これだけの変化の中を、今日伝えておられる民俗芸能は、実はかいくぐってきているのですね。ある意味で、逆に言えば、ものすごく強い生命力だと思います。それを私も心の糧にして、今後ともできることをやらせていただきたいと思います。すみません、今後ともよろしく願います。ありがとうございます。

**コーディネーター** はい、ありがとうございました。文化庁さんの立場からですと、なかなか難しいとことがあろうかとは思いますが。

先ほど言われたように、ここのアンケートの結果にもちょっと出ていますけれども、当然、プラスの面とマイナスの面がある。現時点ではマイナスの方が見えやすいことにはなっているわけですね。ただ一方で、このマイナスの面というのは、例えばいくつかのものに関して言えば、これからの努力によって解消していけるものもある。

例えば、合併した町村の間の制度上の不整合であるとか、支援体制の不統一であるとか、きめ細かい文化財の把握が困難であるとかいうことは、これからの努力によって解消していけるものではある。そういう意味で、こうしたことを減らしていくというのは確かに一つの道であると思います。

ここでは、だいぶ暗い話になってしまったのですが、基本的にはやはりポジティブに考えて行こうと。ダメだダメだとばかり言っても先が見えないということで、これからこういった問題をどうやって潰していったって、少なくとも、より効果的な保護の活動というのができるのかというの考えていきたいということです。

これからみなさまからいただいた質問をご紹介したいと思います。みなさまからいただいた質問は完全に二つに分かれていて、一つは非常に大きなもので、合併の是非とか、そもそも民俗文化財を保護することの是非みたいなことまで繋がるような質問と、もう一つは非常に具体的な、現場ではどういうことになっているんですか、という問題があります。まず後者の方から少し考えて行きたいと思います。

先ほど服部さんのお話の中にもあったと思うのですが、一つ、民俗文化財の保護ということに、これは無形有形含めてですけれども、大きな役割をしていたのは、博物館とか、あるいはもっと小さな町村の民俗資料館であるということです。これはご質問として、例えば実践女子大の中村茂子さんとか、あるいはブレインズ・ネットワークの中藪さんも同じような内容かと思うのですが、「これまでに収集・寄託されていた資料類の保管や公開はこれからどうなるのか」それから「各地域にある民俗資料館はこれからどうなるのか。文化財の保存継承にどのような役割を果たしていますか」ということがあって、実はこれ、私も非常に強い関心をもっておりました。

先ほど寺田さんのお話の中に、合併した結果、揖斐川町の中には六つの民俗資料館があることになったというお話がありました。これが六つそのまま維持されるのであれば、少なくとも民俗文化財の保護については、非常に有意義な状況なわけですが、一方で、ちょっと今の市町村、地方自治体の財政状況を考えると、あまり明るい見通しをもてないのではないかと思います。その辺、例えば、寺田さんの個人的な考えでも結構なのですが、どの様な形で維持し、また、生かして行こうということを考えておられるでしょうか。

**寺田** 一番難しいところをいただいたのですが、いつから民俗資料館というのは、全国に広が

ったのですかね。

私の新しい揖斐川町の元の町村では、本当に山の中の村にも民俗資料館があるんですね。住民が要求して作ったのか、どこからか一つの流れとして作ったのかよく分かりませんが、はっきりと分かっていることは、村の一番奥に作ってあるんですね。それは、人が奥まで入ってくれることを期待して、奥の方へ作られた。だからある意味では辺鄙なところに民俗資料館というのはできている。これをどうするかという問題になるのですが。まあ、全部ではないですが。

揖斐川の例で言いますと、旧揖斐川町は民俗資料館というものを持っております。これが今、センター的役割をもつように方向付けがされるように思っています。センターというのはどういうことかといいますと、各町村にある民俗資料館、それぞれ特色があるわけですね。例えば炭焼きの盛んな地域だったら炭焼きに関わる民俗関係があるので、それをセンターへ、期限を切って移して展示しながら、町内の住民に理解してもらうように、サイクルを作って、各旧町村にあった民俗資料を、できるだけ多くの人の目に留まるような企画を考える。これが一つあるわけです。

また、そういうことを言いながら、いつかこれはなくなるだろうと。建て替えてまた同じものを造るというようなことはまず考えられない。なくなった事例が一つありまして、私の住んでいる地域の谷汲地区の民俗資料館はなくなってしまったんです。建物自体が老朽化して、とても中に保存していくわけにはいきません。合併すると旧役場が空きますね。旧役場の一部の施設に移管するというので、今、移しているところです。

その時に問題になるのは、今、学芸員の先生にその仕事をやってもらっているわけですが、その民俗資料の用途、ないしは由緒が分からない。なんでそれが残しておかなくてはならないものなのか、それが分からない。それを、地域によっては克明に記録してある所もあるのですが、まったく目録がない地域もあるわけです。そういうものもはっきりしないと、どう集約していったら良いか、前へ進まないわけです。特に廃棄したいもの。これは完全に廃棄した方がよいというものが、六つの資料館が寄ってくると重なるものもかなりあるので、廃棄するのですが、廃棄というのは大変難しい。寄贈してくださった方がまだ生きてみえられますし……というような話になると大変難しいので、それは、口幅ったいことを言いますが、私がある程度村の人たちと話をつけるということをしてしながら、廃棄を一部していただきながら移管していきます。

方法は二つなのですが、今までの村役場を活用しながら、展示して価値のあるものを選択して移していくということが一つと、それから先ほど言いました、中央にあります旧揖斐川町の中央民俗資料館で展示する機会を増やしていきながら、住民の理解を得ていくというようなことで、今進めているのです。とにかく共通した目録をまず作らなくてはいけないということで、一所懸命にやって下さっております。指導者の先生をどなたかお願いしながらいかなくてはいけないと思っているのですが、岐阜大学がありますので、そのうちに岐阜大学の先生に1回見てもらおうと思っております。なかなか地元だけで判断するというのは難しいところがあります。まだそんなところですが、申し訳ないです。

**コーディネーター** 他の報告者の方々でも、例えば合併した中で、民俗資料館がそれぞれの町村で持っていたものの扱いが今後どうなるかということ、現状、あるいはご自身のお考え、希望等でも結構ですが、ご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

**千田** また盛岡でございませけれども、間違っていたらごめんなさい。文化庁補助の歴史民俗資料館については、昭和50年代の前半だったと思いますけれども、定額650万の2ヶ年助成だったと思いますが、今は文化庁の補助要綱にはもう載っていない制度でございませ。

それで当時、岩手でも新幹線や縦貫道の北進と共に、沿岸部山間部ということで、どんどん歴史民俗資料館が造られました。さっきおっしゃいましたけれども、その町や村の一番奥に造られるのが一番多いわけですし、合併前の玉山村、そして都南村でも、何でこんな所というような所に実際にあります。

それで現在、昭和53年、54年に設置されたものについては、実際の予算も、具体的な話ですが、都南村では非常勤職員が1名、指導員が1名の2名で館を運営して、年間予算が600万。玉山村は市民会館、昔でいえば村民会館ですけど、そちらの館長さんが、県民発令で倉庫にしております。年間予算は、光熱水費として6万円だけ。

ここに来る一昨日まで、歴史民俗資料館を潰せという話がありまして、それで行政改革本部とすったもんだしてまいりました。それについて県の方へ確認しておりまして、県の職員の方はまだ来ていないと思いますけど、文化庁補助で作ったものを潰すわけにいかない。条例設置したものでございませるので、やめるわけにいかない。倉庫にするのもマイナスだということで、潰しちゃいかんというような話で、今、行革本部の方と話をつけておりますけれども、それじゃ指定管理者にしろという話が今度は出てまいりまして、6万円の施設をどうやって指定管理するんですかということで、笑い話にもならなかったのですが。

今後は事業をどんどん進めて、例えば学校のOBの先生に館長さんになっていただいて、一所懸命にその地域の民俗芸能や民具資料を含めて、そういう講座を持っていただきたい。山の奥にあるものですから、里まで下りて、出前講座ということで、どんどん広めていただきたい。使い方が分からないものについては、県内にも民俗学の先生がいらっしゃいますので、そういう先生がたを講師に呼んで、それで、少なからずも子どもたち、小中学生に、まず地域の文化財を知っていただくということです。

少なくとも廃棄という問題につきましては、お預かりしたからには、空き学校でもいいですから、とにかく未来永劫、存続させていくことが、私たち教育委員会の職員の役目だと思っています。同じ糸車がたくさん出てまいりまして、何十個と保存しなくてはならない。それは責務だと思っています。

合併後も、市町村の担当者の間には多少、やはり温度差というのがありますので、県内でも「どうしますか」と電話アンケートで聞きましたら、県南部の7市町村が合併したところについても、歴史民俗資料館問題は非常に大変だということをおっしゃっていました。逆に、七つも市町村が合併しますと、文化財担当者がいなかったところの文化財も担当しなくてはならないという職員も必ず出てきます。ですから、広域にしてしまったからには、先ほど俵木さんもおっしゃいましたが、合併してからやるのではもう遅いということですね。やはり、その前にどうしても市長部局の進め方によって調整が進みますので、教育委員会の方では細かい部分まで、文化財の条例の設置までやらなければならないので、その辺の微調整がかなり必要なのです。本当に急がなくてはならないですし、もし間に合わなくなったとしても、やはりそういう意思の疎通、あとはマンパワー、それから精神論も少し加わるかと思っておりますけど、その辺で、残していくということをお頭に考えていきたいなと思っております。

**コーディネーター** ありがとうございます。当然、我々の立場からは、なんとか残せるように

努力をするということなのだろうと思いますが。これは文化庁さんの方で、何か方針というか、今後どうなっていくのかという見通しのようなものはあるのでしょうか。

**齊藤** 市町村合併だからということではなくて、従来の文化財保護法による無形の文化遺産、人が自分の体で継承していくものに対する支援というのは、もう三つの要素の確保に集中していますね。やる人、理解者・支持者を増やすこと、それとそれに伴うインフラ。芸能でいえば、舞台であるとか衣装・用具の修理・新調。だから今後、もしかして市町村合併を機に必要なものは、地元が本当に必要なものは、もしかしたら、特にお金が必要な用具・施設の修理の時に、的確にお金を出せるということかもしれませんが、私はこの後、サポーター、要するに支持者・理解者をいかに増やすかだと思うのですね。新しい市になって、今まで隣村のなんとかでやっている踊りだったんだという程度だったものが、わが市の一つのものになる。それをできるだけ、お互いに情報を共有するシステムを作っていく。文化庁の既存の補助要綱の中で上手く活用していただければ、そういうこともやっていただけます。上手く使ってください。

**コーディネーター** 民俗資料館については、齊藤さんの場合は芸能部門ですのであまり存じませんか。

**齊藤** 歴史民俗資料館は民俗文化財部門が、今日も出席はされていますけれども、展開されたもので、文化庁の直接の補助金のご指摘通り少なかったのですが、それをもとに記載ができたりするので、結構活用させていただきました。ただ、ここに来て大きな見直しになっているようで、埼玉県立歴史民俗資料館にあたる民俗文化センターは、埼玉県立博物館に吸収された。決してそこにあったものを捨ててしまうわけではないし、業務も継承するとは言っておられますが、施設としては閉館されました。

結局、平成の大合併が行政効率を目指すものであれば、そういうところは、やはり着々と進んでしまうのかなというように個人的には思います。これ以上歴史民館のことについて知りたい人は、あの辺にいる菊池主任に後で……。

**コーディネーター** 菊池さん、どうでしょうか。

**菊池健策**（文化庁伝統文化課主任調査官） 菊池です。今日は皆様のご意見を聞くために来たので、発言をする予定はなかったのですが、振られましたので。

歴史民俗資料館については、今話がありましたように、始まったのは昭和47年だったか54年だったか、はっきり覚えておりませんが、終わったのは平成5年。全国で544だったか6だったかの歴史民俗資料館への補助をいたしまして、平成6年で補助事業としては廃止になっております。

これについては、今お話がありましたように、平成の町村合併でだいぶ色々な問題が出てきております。今、七つあるとか、そういうお話が出ておりますが、佐渡はもっとあるんですね。全島1市になりましたので、大変な数の資料館を抱えておまして、それをどうやって維持していくかというのが、今懸案になっていると伺っております。それ以外にも実は、合併に伴って歴史民俗資料館を閉館したいという相談がいくつか来ております。我々の方でも、もともとの趣旨が収蔵施設とそれから公開ということですので、そのようにお願いをして

います。

それから一番大事なのは、どうしてもやむを得ずに閉館する場合に、中に収蔵されている資料をどうするのかということです。その対策といいますか、後をどうするのかということ、きちんと計画を立ててから判断して欲しいということをお願いしている。

それから、これは非常に姑息な判断ですが、先ほどお話がありましたように、歴史民俗資料館の建設費補助を受けておりますと、だいたいの資料館が、まだ補助金の返還期間の中なので、ですから、閉鎖したりしますと、補助金を返さなくてはいけないことになってまいります。そうしますと、補助金を返すのが得なのか、返しても閉めるのが得なのか、あるいは閉めずに年間の光熱水費、おそらく人がいない所になってまいりますと、電気代くらいで済みますから、その電気代を負担しながら持っていったほうが得なのか、時々冗談でそういうことをお伝えしています。場合によっては、残しておいた方がかえって得な場合が多いのです。補助金返還になりますと、償却期間の何分の1かを返さなくてはいけなくなりますので、そういうことがあります。

それからもう一つなのですが、私の担当しておりますのは、有形の民俗文化財と、それから祭りなどがそうなのですね。ですから多くの場合、町村合併で出てくる問題というのは、これまで分母は1だったわけです。自分の町の祭りでみんなやってきたわけです。ところが、合併をしましていくつか集まると、分母が大きくなっているのです。ですから、総体として、価値付けといいますか、位置が低く見られがちになっていく。自分の祭りじゃないという意識の人たちが多くなってきているわけです。そういう中でどのように祭りをやっていくのかというのが非常に悩みの種なんです、という相談を受けることはあります。ただそれは、行政がやるから祭りをやっているわけではないはずなので、その辺は行政と、やっている人たちとで相談をしながら、続けられるものは続けて行こうとお話しております。

時々、聞いていても嫌だなあと思う表現で、先ほども「限界集落」という表現が出てきておりましたが、そこに住んでいる人たちはどうしたらいいのだと、自分が好き好んで次の世代に伝えられないという状況を作っているのではないわけですから。そういう中で伝えられている行事や芸能を、どう次の世代に引き継いでいくか。お話を聞いていると、皆さん、自分の代で終わるのは嫌だという思いを、非常に強く持っていらっしゃるのです。そういう気持ちを、なんとか我々もサポートできないかということで考えておりますけれども、実際は、先ほどお話にありましたように、文化財の施策だけでは非常に難しい。文化財の枠を超えたところで、総体として日本の社会はどうやって活力を維持していくのかということを考えないといけないというところに来ておまして、単発ではなかなかやり難いと思っております。

実はそれは、服部さんがお話になった民俗技術についてもそうでありまして、これは民俗技術という指定制度を作る時から分かっていたことではあるのですが、指定の対象・候補になりそうなものというのは、いずれも危ないものなのですね。民俗技術の指定は、昨年までに5件指定しておりますが、いずれも生業として成り立たなくなっているものが、やはり指定の対象になってきております。

そういったものを守っていく手立てというのは、実は残念ながら文化財の保護の中にはないのです。基本的に、仕事があればその技術は維持されていくはずなのですが、残念ながら我々は仕事を作り出すことはなかなかできない。ということで、民俗技術の保護や指定ということを担当しておりますが、実はそういった歯がゆさを我々自身も感じている。ちょっと長くなってしまいましたが、以上です。

**コーディネーター** ありがとうございます。ちょっと、この問題、随分かかりましたので、次のところにいきたいと思います。

相模原市の木村さんに、市独自の登録文化財制度というのが非常に注目を集めたようで、いくつかが質問がきております。まず一つは千葉県立房総のむらの秋山さんからですが、「国県指定の一部に市登録文化財を指定していますが、両方から補助金が出るということでしょうか」ということですが、これは先ほどのお話にもありましたけど、「出ています」ということでよろしいですね。また、「市登録にする基準は何なのでしょう」ということです。

それから、京都府南丹市の向田さんからですが、「県指定文化財にも関わらず、独自で登録制度を設けられた件について。補助金等の支援以外に、この制度が果たす役割・意味を教えてください」ということです。

**木村** 今、市の登録の関係でいろいろとお話がありました。まず、市の登録もかぶせているという基準についてですが、先ほどの説明で分かりづらかったのかなと思いますが、今回の獅子舞の場合、県指定になっているものが三つありまして、そこについては当然、今でも地域で行われている。それが広く公開され、市民に親しまれているという状況であれば、市の登録もかぶせていこうというような、そういった方針を持っているので、今回合併した「鳥屋の獅子舞」についても、昨年市の登録を追加したという形になっています。先ほども例に出したのですが、自分の家の中にしまっているような刀で国指定になっているようなものが市内にあるのですが、そういったものは、かぶせることは当然できない。そういうような考えを、こういった例でご理解いただけるでしょうか。

それから、奨励金ということで、市の登録についても補助金を出しているということで、それ以外の支援的なお話なのですが、具体的に何があるというのは特にはないのですが、指定に比べて制限が緩やかですので、修理だとか、使用者が変更したという場合はあくまでも届出制となります。指定の場合はご存知の通り許可制で、許可申請を出してこちらから許可通知を出すというところなのですが、登録の場合は届出だけいただいて、届出を受理しましたという通知を出すという程度になっています。

あとは具体的に支援というほどではないのですが、先ほど言ったパンフレット等を作らせていただいたり、現地に案内板を建てさせていただいたりという、これは一般的な文化財の普及という形の中で、支援とはいえないのかもしれませんが、そういった取り組みをさせていただいております。

**コーディネーター** 同じく木村様になんですけども、滋賀県の愛荘町、福持さんからですが、「相模原市における民俗芸能の保護と継承に関わる取り組みの一つとして、民俗芸能に関する調査というのを挙げておられたと思います。ところが現在の状況では、なかなか新規事業をする余裕が、地方自治体にはないように思います。相模原市では合併後の調査や報告書刊行について、具体的に取り組みがございませうでしょうか」と。これはおそらく、以前、相模原の場合は市の独自事業として、かなりしっかりとした報告書を出されていたということがありますので、今後、例えばそのようなことがどのようにできるのか、そういう見通し等ありますでしょうか。

**木村** 現状として、新たに本格的な調査に取り組むというのは、確かに人材的にも予算的にも難しいというところがあります。神奈川県ですと、3年前に国の民俗芸能緊急調査が始まりまして、3ヵ年の計画がありまして、その報告書が去年くらいに出たというところなんです。こういう保存団体があるのだというところまでは、そういった報告書が出ていますので、そういった中からさらに、活動状況について詳しく聞き取り等を行って行って、本格的な調査にはなかなかできないかもしれませんが、市の文化財保護委員の民俗の担当の先生もいらっしゃいますので、そういった先生がたと相談をして、必要であれば個別に調査等を行って行って、それが妥当であれば指定・登録という形にして、後継者育成に取り組んでいきたいと考えております。

**コーディネーター** ありがとうございます。同じご質問で、「他の方々にも、今回お話いただいたようなさまざまな積極的な取り組みがある一方で、まだ巷に埋もれている地域文化、民俗文化財について、何か活動方針や事業計画がございましたら教えてください」ということですので。

例えば、今回のテーマである「合併」ということに絡ませて言えば、合併をしたことによって地域が広域化する、そうすると、それまでの市町村の範囲内であれば十分な調査をしていたかもしれない、でもそれが拡大された町村域の調査をもう一度本格的にし直すとか、そういうようなアイデアをお持ちの自治体さんというのは、今日のご参加の中にはおられますでしょうか。寺田さんにお話いただいたのは、実はもうそれを実際にやったという例ですよ。合併をしたことによって、新町域の悉皆調査を行って、それによって『揖斐川町の祭りと踊り』という本を作られたということだったかと思えます。

では、次の質問に移らせていただきます。これもかなり具体的なお話で、行政内での組織の問題だと思うのですが、埼玉県の内田さん、それから東広島市の榎さんから、似たようなご質問をいただいています。

文化財担当課内での保護体制等について、例えば「専門職員の配置はどうなっていますか」あるいは「人工数も含めて合併前後での違いがあれば教えてください」、また「民俗文化財担当者の専門分野は何ですか」、民俗が専門であれば一番良いわけですが、実際なかなかそうも行かないわけですし。例えば、盛岡の千田さん、いかがでしょうか。

**千田** 岩手県内 35 市町村で、民俗学で採用になったのは 1 人くらいしか知りません。あとは、私も含めて、昭和の新幹線や縦貫道の時に採用された埋蔵文化財担当職員で、一気にドドッと採用されたという経緯がございます。

盛岡の東隣、宮古市に行く途中に川井村というところがあります。そこに民俗資料館がございますけれども、そちらは専門の民俗学の学芸員をとられた方が正式に採用されたということで、一所懸命に頑張ってもらってるくらいですね。

**コーディネーター** では、浜松の戸田さんの場合はどうでしょう

**戸田** 私の方も、もともと民俗の専攻ではありませんで、埋蔵文化財、考古の専攻でした。合併前の引佐町当時には、発掘調査の方にも携わっていたということがありました。

現在の浜松市の文化財担当課の組織ですが、文化財担当課は 13 名おりますが、その中で、いわゆる文化財関係の学部なり大学院なりを出てきて専攻しているものが、課長を入れまして



7名です。ですので、13名おりますが、半分の職員は通常の異動のチームで回ってくる職員という形になります。その中でもやはり、民俗ですとか建築ですとか、そういった専攻の者はおらず、7名が7名とも考古学の専攻の人間になっております。

また博物館の方は、現在課が違いますので詳細は分かりませんが、博物館の方も現在は1名、民俗の担当者なのですが、諸事情によって現在業務をしていないという形で、博物館の方にも民俗の専門の職員はいないというのが現状であります。

また、本庁組織だけではありませんで、区や自治センターにも文化財を専門としていた旧市町村域の職員が残っておりますが、現在の区の中で専門職員が残っているのはわずか二つのみ。天竜区につきましては専門職員がいるのですが、もう一つの芸能の宝庫であります北区については、専門職員が誰もいないという状況になっております。はなはだ行政の無能ぶりをさらすばかりで大変恐縮なのですが、以上です。

**コーディネーター** 須田さん、ご意見がありますか。

**須田** はい。専従という形ですが、先ほど紹介いたしました綾子舞会館。先ほどこの出資がJAと言いましたが、農協から出向している非常勤職員、この人が1人、管理人として勤めています。それから、教育委員会文化振興課から、私は4年前にやりましたが、事務局長という名前で1週間に3回、私の場合は月水金、勤めていました。そういう形で、教育委員会からは事務局長、JAの出向で管理人ということで、交互に管理しています。このJA管理人が、実は下野の座元の笛の係だということで、はなはだ都合がいいのか、一方的なのか、今そういう形で耐え忍んでいます。

市役所の方は文化振興課、その前は生涯学習課の中に、埋蔵文化だとか演劇だとか美術だとかいろいろありますが、綾子舞担当が職員として1人おります。以上です。

**コーディネーター** それは綾子舞を専属で担当する担当者がおられるということでしょうか。これはまあ、なんともうらやましい状況ではあると思いますが。なかなか、他の民俗芸能ではそうもいかないだろうという感じですね。

**須田** これは新しい動向なのですが、会館は綾子舞の練習の場や資料展示の場だけでいいのかということが問題になるわけですね、地域活性化ですから。市街から16キロ離れていまして、非常に雪が多いところですから、雪祭りだとか、山菜祭りだとか、地域の軽い運動会だとか、あるいはジョギングで立ち寄ったとか、集会をするとか、子どもの体験学習その他の、ある学校では肝試しの会場に使ったなんていうこともありました。活性化はただ綾子舞だけではなくて、他のものにもいろいろ活用していただきたいということで、今進んでおります。

**コーディネーター** はい、ありがとうございます。実は、今のご質問をいただいた方の中に、「今回は比較的それなりに積極的な活動、取り組みをされている事例報告が多かったけれども、それはやはり、無形民俗文化財に精通した職員がいたからこそ、合併に対応できたのではないか」というご意見だったのですが、そうしますと、必ずしもやはりそうではないと。皆さん決して初めからそうした問題に先進的に取り組んでおられたわけではないと。ただ、やはりせっかく担当になって、また、その担当になった地域にそれだけの文化財がある以上、それを上手

く残していくための方策というのを真剣に考えていただける、おそらく、今日ここにお集まりいただいているような方々は、そういう意識がなければ、多分ここには来ないと思いますので、そういう方々が多かろうと思います。ぜひ皆さまの取り組みに我々も注目していきたいと思えます。

一つ、戸田さんに簡単な質問ではありますが、「文化財の担当課が教育委員会から市長部局に移管されたことにより、伝承者の対応が違ってきたことなどありますか」と。つまり「教育委員会の〇〇です」というのと「市役所の〇〇です」と言うのでは、相手の印象も違うのではないのでしょうか、というところがありますが。

**戸田** はい、初めのうちは確かに、そういう捉え方をされる伝承者の方もいらっしゃいました。「今までは、教育委員会から来ていたんだけれども、なんで違う生活文化部というような、聞いたこともないようなところから来るんだ」と言われるような方もいらっしゃいました。ただ、そういった問題につきましても、日々コミュニケーションをとる努力をしていながら、また、そういった連絡調整を欠かさないようにしていく中で、「文化財は、浜松の場合は教育委員会ではないんですよ。生活文化部というところで対応しているんですよ」ということを理解いただいて、逆の意味で「文化財を専門に扱う課ができたんだよ」というところをうまくPRしながら話をさせていただいて、現在では、スムーズな関係といますか、良好な関係を保っているのかなと捉えております。

**コーディネーター** ありがとうございます。やはり浜松市さんに関しましては、特に民俗芸能を専門とする研究者の方から、非常に注目が多く集まっております。

一つは、先ほどの実践女子大の中村先生からですが、「民俗芸能は浜松市の文化財であると同時に、各地域の個性を大切にした伝承でもあります。その上に立って、浜松市の文化財としての一体感というのをどのように実現させたいとお考えでしょうか」ということです。

それからもう一つは、國學院の茂木先生からですが、「もうちょっと辛らつなといえますか、厳しい質問ではありますが、「日本の戦後の中で、世界的な大企業を誘致して経済優先で突っ走ってきた浜松市が、こういった地域の貴重な文化財を扱うようになって、端的に言うとお大変不安である」という書き方をされております。これについては、あくまで戸田様のお立場でよいと思えますし、戸田さんは、さっきも言いましたけれども、実質的には引佐にずっとおられて、いわば浜松市に吸収された側ですので、浜松市の代表としてこの質問に答えるのはちょっと酷かとは思いますが……。

**戸田** まずはじめの「一体感の醸成」というところですが、パワーポイントの中でも触れさせていただきましたが、連絡会がまず一つ、文化財の中でできてきていますので、そういったところを発展的に広げていって、他の市町村さんで持っておられるような連絡協議会なり、そういったところへつなげていければと考えております。

また、これは財政的な裏づけが必要になってきますが、全国的なイベントの招致。民俗芸能に関わる全国的なイベントを、市内、特に中心部で実施をしまして、それによって、市民を含めて浜松の文化というところを再認識させていければと考えております。現在、次年度の予算要求の中にも、全国規模の大会招致という予算品目の中で、民俗芸能大会ができるようにということで要望をしているところですが、なにぶん厳しい財政状況下ですので、予算が

つくつかないか、ついたとしてもどのくらい削られてしまうのか、そういった不安は残っております。

続けての質問で、「浜松で民俗芸能を扱うことの不安」ということでございますが、確かに、私は旧の引佐町から現在本庁勤務ということで来ておりまして、市役所内の体制自体がまったく違うというのを、やはり感じております。特に財政に対する考え方というのが180度違っております。昔の小さな市ですとか、役場の関係ですと、行政事情に対して、財政サイドがいかにして国や県からお金を引っ張ってくるか、住民の要望に対していかに応えていくかということをも最優先で考えていました。しかしながら浜松市になりましたら、財政サイドはもう切ること一辺倒ですね。特に今年から動きが活発になりましたが、行革審の影響もございまして、経済界の声というのが、ストレートに市の行政の中に入ってくるようになってきてしまいました。職員の立場では細かく申し上げにくいところもありますのでばかしておきますが、かなり厳しい要求を突きつけられております。

そういった中で民俗芸能を扱っていくということについては、やはり、まずは市役所の中でポジションを築くこと。民俗芸能の保護というのは行政が従事すべき事業であるということ、生活文化部の中だけではなく、市役所全体の中で広めていくというのが課題となっております。課題となっているというふうに申し上げましたのは、現実、決してそれが上手くいっているというわけではないからなのです。

やはり行政としましては、集客力でありますとか、目に見える即効性の効果というものが、どうしても求められてきております。民俗芸能の場合ですと、伝承していくことが大事ということは誰もが認識するところなのですが、ではそれを数値で示せと言われた時に、なかなか出にくいというのが現実なのです。我々も財政サイドには、予算要望も含めていろいろと話をしに行くのですが、「ではこれを数値で示してください」と言われたときに、どうやって示そうかというところで頭を悩ませているのが現状の段階です。

答えになったかどうか分かりませんが、課題を多く含みながらも、まったくもって手をつけない、重要な業務として捉えていないというわけではございませんので、今日お越しのみなさま方のお知恵を今後ともお借りしながら、浜松の文化財行政、民俗芸能が上手く進んでいけるように考えたいと思います。

**コーディネーター** ありがとうございます。正直に言うと、私はこう思うのです。つまり、浜松の行政に対して何かを要求するというと何ですが、例えば今日ここにお集まりの中にも、私も含めてですけども、三信遠地域の民俗芸能に非常にお世話になっている、例えば研究者であるとか、調査で関わったという人間はたくさんいるわけですね。だから、逆に我々の問題でもあると思うのです。これは大切なものなのだとすることを行政の側に分からせていく。行政が何もしないと文句を言うだけではなくて、行政の側に、これはこれだけ大切なものなのですか、これはこうした方がいいですよ、ということをも直接意見として反映させられないのなら、研究者って何様なの、という感じが、どうしてもしてしまうのですね。

行政が何もしませんが外から見て言っているだけではなくて、私たちも何かしましょう、というのが私の感想です。

**戸田** すみません、補足でちょっとご説明申し上げます。浜松市の文化財を見る目が如実に現れた例といたしまして、本年の4月の20日に民家建造物が1件、国の指定となりました。

我々文化財担当課としましては、長年の成果が実ったということでもう万々歳で、じゃあこれから宴会だ、くらいのことで話をしていたのですが、いざ、それを議会も含めてトップの方に説明しにいったときに、「では、国の指定になったから何があるんだ。どのくらいお金をもらえるんだ」というのがまず出てきました。その次に出てきた言葉としましては、「では、国の指定になったから、浜松市としてはどんな負担が発生するんだ」という、その2点をまずストレートに聞かれてしまいました。

浜松市内にある文化財が国民の財産として認められたという、そういう理念的な喜びよりも、まずは算盤をはじいてしまうと云いますか、目の前のことを考えてしまう。どうもそういうきらいがあるなというのを、4月当初、異動してきた段階で感じたということです。以上です。

**服部** ちょっといいですか、今の件で。それは東京都でも一緒でして、どこの区でもそういったことはあるのですが、そういう中の対策としては、都内ですと大学が中心となって科研費をとって何かやるとか、あとは現代 GP で地域の連携でということで、青山学院大学が中心になって、渋谷区の誘致ということで、港区と渋谷区がいっしょになってというものが、つい一昨日、青山学院大学で開かれたばかりですので、そういうやり方もあるのではないかなと思います。

**コーディネーター** ありがとうございます。では、合併というのをもう少しポジティブな機会として捉えたいという意向もありますので、盛岡大学の大石先生からですけれども、「民俗芸能の多くの危機意識は、その人材や後継者の不足という問題である。そもそも小さな地区の祭りで伝承されることが多かった民俗芸能は、少子化によって担い手が不足してくるのは当たり前である」。つまり後継者の問題ですね、「そうした事態が、町村合併によって逆に解消されていくようなことは考えられないか。それは例えば学校教育に取り入れるとか、保存団体が単純に連絡協議会を作るといったレベルではだめで、もっとドラスティックなことは考えられないだろうか」というご意見です。

ご意見としては面白いのですが、大石先生、ちょっとお聞きしてもよろしいですか。「ドラスティックなことは考えられないか」とあるのですが、大石先生は何か、こんなことが起こったらいいのではないかというようなアイデアがあるのでしょうか。

**大石泰夫** (盛岡大学文学部) 盛岡大学の大石です。私が申し上げたかったのはどういうことかということ、例えば岩手県の中には、大変たくさん山伏神楽というものがあるわけです。その中で名高いものの一つが早池峰神楽ですけれども、それは、岳と大償を頂点にして、その弟子と呼ばれる神楽がたくさんあるわけです。これらのものは、いわゆる大償と岳を頂点にして、相互に連携しあってというか、相互に教えあってというか、そういうようなことをやりながら、それぞれの地域でまた活性化をしているというところがあるわけです。

ですから、例えば同種の民俗芸能というものが、これはやはり研究者が考えなくてはいけないことであると思いますけれども、ある地域にたくさん分布しているのであれば、そういうものの中で、少し伝承者を流動的に動かす方向というのがないだろうかということなのです。

例えば今のは早池峰神楽ですけれども、黒森神楽を例にとると、黒森神楽というのは、もちろん黒森権現を持って回り神楽をすることで名高いわけですけれども、その神楽衆というのは、黒森山の周辺に住んでいる人だけではなくて、それが回って歩く地域の中から集まってくる人

たちによって構成されている。これはもうずいぶん早くに新井恒易先生が報告されていることですが、そういう形で行っている芸能であります。

そう考えると、そもそも市町村というのは、先ほどの話ではないですが、明治の大合併で7分の1になって、そして昭和の大合併で3分の1になってというように、そもそも伝承している人たちの論理とは全然関係ないところで、そういうのがくっついたり離れたりしているわけですので、場合によっては今のようなことを考えられないかと。

協議会をやるといっても、一緒に集まってお互いに切磋琢磨する。私にとっては綾子舞の話が非常に面白かったわけです。二つの座元を一つの協議会にして、そこでお互いに張り合うようなところもありながら、それをやっていくというようなことですよね。人がいなくなったら、場合によってそれは一つになるのかもしれない、というようなことも含めて考えるということがありえないだろうか。

まあそれは、かつての民俗学の論理からいうと、かなりそこから外れるわけですが、私にとって大切なのは、どちらかというと芸能をどうするか、芸能をどういう考え方でやっていくのかということに興味があるものですから、そういう質問を申し上げたということです。ちょっと長くなりました。

**須田** 私の所は、例にしか過ぎませんが、後継者の問題としまして、何十年も前から悩んでいるわけですが、先ほど発表の中で申し上げましたように、学校・部活の中に位置付けた。これが大変大きなことで、それから高校を卒業するくらいまで、伝承学習そのものが一般公開、依頼公演、あるいは現地公開の中に抜擢されることもある喜びがあります。子どもの生きがいがあります。

合併するにしたがって広範囲になりますから、市の隅から隅まで、俺も綾子舞を習いたいという、20才か30才を過ぎた人が「なんとかならねえか」と行政に申し出たわけです。そうすると行政の方は、一般公募という形をとりました。市の広報で今年、高原田あるいは下野に一般公募をいたしました。毎年、3、4人ずつ入るんです。ところがどうなりますかという、だいたい2、3ヶ月しかもたない。なぜでしょう。

綾子舞の、踊りなら踊りを、手取り足取り日本舞踊みたいに教えるわけじゃないのです。そういう厳しい中に、いろいろルールがあるのですけれども、「人の芸を盗め、形は崩すな」と、こういうことですから、「ビデオなんか見るな」と。「人間から人間に教えるんだ。だから指導者の言うことは必ず聞きなさい。カラスの頭が白いつて言ったら、そうだ」と。これくらいの気迫を持たないとダメなのです。そうすると、日本舞踊のちょっとシャナリシャナとしたのが入ってきて、だいたい2、3週間でやめていきます。

それでも、その中でも残ったのがいますから、これは紹介します。下野の方の狂言の中で1人、秋田県出身の人が狂言に興味を持って入ってきました。今、堂々と座元の中のメンバーに入っています。どうして入ったんですかと聞いたら、「いやあ、一般公開を見たら大変面白かったので、公募の中に入って。最初は言葉も通じなかったけど、だんだん一緒に酒を飲んでいくうちに仲間になった」という、これは一例です。

それから、大体は出身者が多いのですが、そうではなくてその街道筋、353号線なんです、その中で出てきた方もおります。今のところ、この3、4年で1人。東京電力というのがありますが、東京からご夫婦で3年なり5年なり柏崎へ出向して来て、その中で一般公募の中に入って一所懸命にやって、やっと舞台に立った。そしたらまた東京へ転勤だというようなことが

ありましたが、だいたい8割から9割が2、3ヶ月で抜けていく。苦しいけれども、その中の10%か12%の方が残っているというのがささやかな光明であります。

**コーディネーター** ありがとうございます。非常に濃密な感じの伝承の実態がよく分かるお話でした。私は実は、今の大石先生のご指摘というのは、いってみれば潜在的な伝承基盤を広げて、広い範囲から伝承者を募れるようなきっかけとして、市町村合併というのが考えられないかな、というように受け取りました。

これは、実際にそういうことを行っている所もあります。実を言うと私が長く付き合っていた中国地方の神楽も、一つの神楽社中なのですが、実際にはそのメンバーはせいぜい6、7人しかいないのですが、まったく離れた所に住んでいたりするのですね。今は車があつて、十分通えますから。そういう意味では、潜在的な可能性というのは一つ、あると思います。ただそれはやはり、向く対象と向かない対象というのがあるのではないかなと思うのですね。つまり、芸能なんかの場合は比較的、お稽古の時に集まれて、同じことができれば、なんとか伝承が続けられるということはあるかもしれませんが、一方で無形の民俗文化財といったときには、例えば行事であるとか、小規模な祭りであるとか、そういったものもあるわけで、そういうときに、それまでその伝承者の範囲でなかった外の人が、すんなりその伝承者の範囲に入れるかどうかということは、非常に難しいところではあると思うのですね。ただ、そういうことはやはり、可能性の一つとして考えられるだろうとは思いますが。

他に、伝承者の問題についてはお悩みの方が非常に多いのではないかと思います。何かご意見がある方、あるいはコメントーターの先生がたからでも結構ですが。

**掛谷** 先ほど大石さんがおっしゃった伝承の広域化の問題ですけれども、私は地域といった場合、どういう地域を指すのかという、そこに芸能を保存するだとかいう立場を考えた場合でも、それ以前に、我々が生活する地域というのはどの程度の規模なのかということを考えます。コミュニティとって、顔が見えて、一人ひとりの居住者の中で自分の位置というのがきちんと理解できて生活していくという、そういうことがまずなければ、地域のアイデンティティだとか、個人の生き方の問題を含めて、生きているという意味が僕はないだろうと思います。それは青年団の場合も、当然そういう形で、社会教育の方は話をしているのですが。

私自身は現在、もう昭島に引っ越しているんです。昭島というのは非常に小さな地域で、人口11万足らずでして、そんなに増えないのですね。これはなぜかという、昭島くらいだったら、まだ私の生活をしている、土曜日曜自治会の役員等をしながらでも全体像が見えてくるのですね。市の行政の動きだとか、人々の動きが見えてくる。裏を返せば、我々が運動をやっていることは相手にも伝わっていくという、そういうことで、生活をしながら、とりわけ小学校区を中心とした自治会活動を私は非常に重要視して、できるだけ子どもたちを含めて、地域に引っ張り出すような動きをしているわけですね。

そういうことをやっていかなければ、どうも芸能だけだとか青年団運動だけをどうこうしようとしても、なかなかこれは無理な話で、今の構造的な問題をどうして行くかというところに立ち返っていかなければ話にならないだろうと思うのですね。

ですからまず、どういう地域作りを、そうした空間的なものを我々は考えていくのか、そこでどういう生活をしていくのかということがまず基盤になっていくのだろうかと、つくづくそんなことを思っています。今日もそういうところから、政府を含めて動かしていかなければ、

どうも我々は後手後手で、いつも上から行政に与えられた範囲の中で生活をせざるを得ないのかなと、非常に息苦しいものを感じるわけです。

そういうことを思っやまないのですが、いかがでしょうか。地域の広さ。自分たちの生活しやすい空間というのがあるのではなかろうかと思うのですね。広ければいいと、決してそうは思わないですね、生活するにおいて。色々な情報的な分野では、そういう広さというのは、グローバル化というのが今、問題になっていますけれども、必要な部分もあろうかと思いますが。そんな感じでぜひご意見をいただければと思うのですが。

**コーディネーター** いかがでしょうか。

**吉川周平**（京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター） 私は今、京都に単身赴任でいるのですが、前に鹿児島県にいる時に、加治木町というところに太鼓踊りがあるのですね。広域化するという以前に、その加治木町の中に4種類同じ太鼓があるんです。それを昭和58年に、文化庁の方で民謡の録音をして回ったときに、4地区を回ったのですが、私は、そこはもうほとんど過疎になっているから一緒にやった方がいいと思いましたけれども、彼らにはやはり、それを一緒にできないという意識がすごくありました。先ほどの綾子舞のところでも、一緒にできないということが、しっかりしたものを伝承することになるのではないかと思うのです。

私は、例えば大阪弁はネイティブでしゃべれるのですが、空の雲のことを京都ではクモ、とこっちと同じように言うのですが、大阪ではクモっていうんですね。だから、すごく近いところなのだけれども差異を残しているから、私は日本の民俗芸能に、早く言えば世界的な意味もあると思っていますので、広域でできるのならばいいのですが、そういうことでできる芸能になったら、それは本来の芸能が持っていた良さみたいなものがだいぶ標準語化してしまうものではないかと思っています。以上です。

**コーディネーター** ありがとうございます。これについては、私もかつて、いろいろ考えたことがあります。この話をする時に、念頭においている民俗というのがどういうものかということで、だいぶ感覚が違うと思うのです。私がやっていた神楽などは、かなり早い戦前の頃から、広域の中で太夫さんの移動があった。例えば太夫さんの神楽社中間のトレードとか、引き抜きとか、そういうことまであったりしているのですね。ですから、どういうものを念頭に置いているかによって、話が変わると思います。

ただ、生活圏というのと、とくに民俗芸能の場合、伝承母体といいますか、伝承基盤というのを、どれくらいシンクロナイズさせて考えられるのか。確かに、生活を営む上での心地よい範囲はあると思うのですが、その生活圏と民俗芸能の伝承基盤というのは、まったくイコールなのだろうか。ちょっと素朴に考えすぎではないかという感じが、私は正直言うとしております。

ということで申し訳ありません、時間がだいぶ押してきてしまいました。一つ、お答えしておきたい質問がございます。所属とお名前が書かれていないのですが、「今日の発表を聞いていましたが、民俗芸能の担い手側に、行政による保存を望まない人もいるということ。それは、民俗に対して不自然な働きかけを行っているからではないでしょうか」ということです。長く書いていただいているのですが、「今残っている伝統芸能は、なにも古い形を残そうとして残ったわけではなく、単純に伝承を続けてきた結果、今まで残ったものに過ぎないのだと思

います」と。

これ、はっきりいうと、私もまったくその通りだと思うのですね。民俗芸能に限らず、無形の民俗文化財一般が文化財として指定されるようになって、1975年からですから、すでに数十年ですが経っていますので、その中で、いろいろ考え方の変遷はあったのだと思います。けれども、今の民俗文化財の保護の観念の中に「古いものをただ変えずに、そのままの形で残さなくてはいけない」という観念はもうだいぶ薄れているのではないかと、私は個人的には思っています。保存という言葉が、どうしても誤解を与えるのかもしれませんが、古いものを古い形のままで残すことが行政の仕事ではないと私は思います。極端なことを言えば、「形を変えないともう続けられない」と言われたら、私は私の立場で「どうぞお変えください」と言うだろうと思います。ただし簡単に、地元の人がやめたいというからやめれば良いというのは同意できません。彼らは本当に、心からやめたいと思っているのか。やめるのは簡単ですが、それで本当にその人たちは喜ぶのか、疑問に思います。だから、私はできるかぎり続ける方向での手助けをしたいと考えます。

これは立場によって、人によってもいろいろ考え方があるのだと思いますが、僕は、ここでお話をしていた民俗文化財の保護に対する支援というのは、基本的には、それを地元の人たちが自分たちで続けていくことに対する側面的な支援だと思ってお話をしておりました。ですので、その辺で、共通認識のところいろいろ齟齬があったかもしれません。

ということで、今日は長く、最後に私が答えてしまって申し訳ありませんけれど、色々興味深いお話を聞かせていただきましてありがとうございます。この問題が非常にビビットで、正直に言いますと、皆さんもそう思っていると思いますが、結論はないと思います。ただ、趣旨説明の時にも申しましたが、それぞれの自治体なり、それぞれの自分の立場に帰った時に、今日のお話の中から、この状況にどのように対処できるのかというヒントのようなものを、少しでも見つけていただけたら、それで多少はこの会の役割も果たせたのではないかと考えています。

ご発表のみなさま、それからコメンテーターの方々、どうもありがとうございました。(拍手)



## 参 考 资 料



第2回無形民俗文化財研究協議会

「市町村合併による  
民俗文化財の保護と継承」

一相模原市内の一人立ち三匹獅子舞を中心に

平成19年12月7日(金)  
相模原市教育委員会文化財保護課 木村弘樹

1

「市町村合併による民俗文化財の保護と継承」  
一相模原市内の一人立ち三匹獅子舞を中心に

1. 相模原市と津久井四町の合併
2. 相模原市の文化財保護行政の特徴
3. 相模原市内及び周辺の一人立ち三匹獅子舞  
(下九沢、大島、田名、鳥屋<sup>[とや]</sup>、三増<sup>[みませ]</sup>)
4. 相模原市における民俗文化財の保護と継承  
にかかわる取組み
5. 相模原市民俗芸能保存協会について
6. 今後の課題

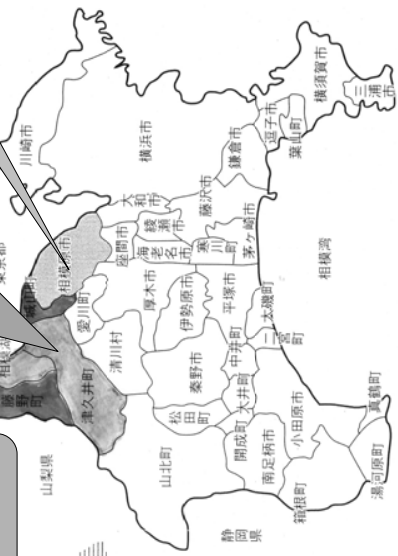
2

1. 相模原市と旧津久井郡四町の合併

OH19. 3.11合併  
・人口約70万人  
・面積328.84km<sup>2</sup>

OH18. 3.18合併  
・人口約66万人  
・面積244.03km<sup>2</sup>

○合併前  
・人口約62万人  
・面積90.41km<sup>2</sup>

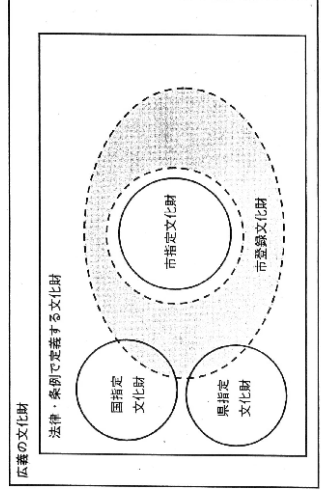


3

2. 相模原市の文化財保護行政の特徴

…平成12年に従来の「文化財保護条例」を改正し、「文化財の保存及び活用に關する条例」を制定。  
指定文化財制度を補完する「登録文化財制度」を導入。

4. 指定文化財制度と登録文化財制度の關係  
指定文化財制度と登録文化財制度の關係は、次の図のようになります。登録文化財は、西  
や県の指定を受けた文化財でも登録することができます。



4

### 3. 相模原市内及び周辺の一入立ち三匹獅子舞

大島諏訪明神の獅子舞

下九沢御嶽神社の獅子舞

相模原市

田名八幡宮の獅子舞

三増の獅子舞

鳥屋の獅子舞

山梨県

津久井町

愛川町

5

### 3. 相模原市内及び周辺の一入立ち三匹獅子舞 (1) 下九沢御嶽神社の獅子舞 (県指定、市登録)



・奉納日：8/26  
 ・特徴：  
 三匹獅子と道化役の岡崎、花笠、笛、唄で構成され、獅子と岡崎が円形で舞う。また、首を振って見栄を切るような仕草や独特な足さばきが特徴。



6

### (2) 大島諏訪明神の獅子舞 (県指定、市登録)



・奉納日：8月第4日曜 (本来は8/26)  
 ・特徴：  
 3匹獅子と唄による舞いのほか、先導役の天狗、道化役の岡崎、笛、唄で構成される。



7

### (3) 田名八幡宮の獅子舞 (市登録)



・奉納日：9月1日  
 ・特徴：  
 3匹獅子とバンバンによる舞いのほか、先導役の天狗、花笠、笛、唄で構成される。舞臺と花笠、バンバンに隠される雄獅子隠しが特徴。



8

(4) 鳥屋の獅子舞(県指定、市登録)



・奉納日：8月第2土曜（以前は8/10）

・特徴：  
3匹獅子と籠子、笛、唄で構成され、籠の上で父・子獅子が腹に太鼓を付け、母獅子は影を持って舞う。



9

(5) 三増の獅子舞(県指定 愛川町三増)



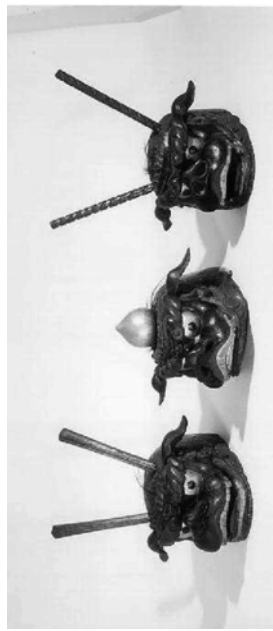
・奉納日：7月中旬（本来は7/20）

・特徴：  
3匹獅子とバンバ、天狗、獅子、笛、唄で構成され、3匹獅子かバンバの音頭で舞う。



10

\* 村富神社の獅子頭(市指定有形民俗文化財 矢部)



製作年：文化3(1806)年…玉獅子、剣獅子に墨書  
特徴：後頭部まで木で覆われている  
\* 明治年間に獅子舞自体は断絶したと伝えられる。

11

4. 相模原市における民俗芸能の保護と継承にかかわる取組み

- (1) 民俗芸能に関する調査  
…各種調査報告書の刊行
- (2) 無形民俗文化財として文化財指定または登録  
…文化財指定または登録により民俗芸能の保護、普及(リーフレット発行等)、活用(市主催事業や学校・地域等への出演)
- (3) 民俗芸能保存団体への支援  
…指定・登録文化財への奨励金の交付
- (4) 民俗芸能大会等の普及事業の開催  
…各保存団体に対する出演機会の提供・後継者育成と市民への民俗芸能の普及を図る
- (5) 相模原市民俗芸能保存協会の支援・助成  
…市内8つの民俗芸能保存団体にて構成され、後継者育成、民俗芸能大会等の普及活動を行う

12

### ○民俗芸能の普及事業 1

#### ●民俗芸能大会

…毎年2～3月頃に市より民俗芸能保存協会に委託し、6～9団体程度が出演。近年は、合併にちなみ津久井地域から数団体を招待し開催しており、今後も津久井地域の団体に広く声をかけ、普及と保存団体の交流を図る。



津久井町の代表的なお囃子「首長囃子」を招待



出演者・観客一緒に舞う「相模原音頭」  
13

### ○民俗芸能の普及事業 2

#### ●古民家園事業「仕事唄のつどい」

…県指定文化財「旧青柳寺庫裡」を移築・復原した古民家園にて、民俗芸能や仕事唄にちなむ体験事業を実施。



上津のぼうち唄(市登録)

歌謡「津久井の城が落ちたげな…」



大沼の土鷲唄(市登録)<sup>14</sup>

### 5. 相模原市民俗芸能保存協会について

目的: 伝統的な民俗芸能の保存と後継者育成を図る

設立: 昭和54年

主な活動: 民俗芸能大会の実施

機関紙「さがみはらの民俗芸能」の発行  
各加盟団体の学校・地域への出演支援

加盟: 8団体  
(旧市内のみ)

保存会名
大高願防明神獅子舞保存会
番田神代神楽保存会
下九沢御蔵神社獅子舞保存会
ぼうち唄保存会
大沼土鷲揃き唄保存会
田名八幡宮獅子舞保存会
新田名首頭保存会
長徳寺盆踊保存会

\*現在鳥屋の獅子舞など津久井地域の団体に協会への加盟打診中<sup>15</sup>

### 6. 今後の課題

- ・津久井地域の民俗芸能団体のさらなる調査
- ・津久井地域の民俗芸能団体の市民俗芸能保存協会への加盟
- ・津久井地域の民俗芸能団体の保護・支援  
(例: 鳥屋の獅子舞を市登録文化財)
- ・民俗芸能普及事業への津久井地域団体の出演増加
- ・民俗芸能大会等普及事業の津久井地域での実施



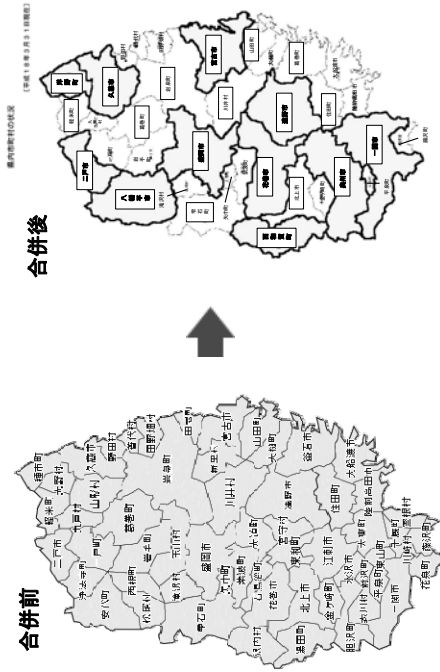
新地域の全域に、相模原・津久井の民俗芸能の普及がより図られる。

ご清聴ありがとうございました

16

# 1. 岩手県の市町村合併

平成18年3月31日現在



# 市町村合併と保存会活動

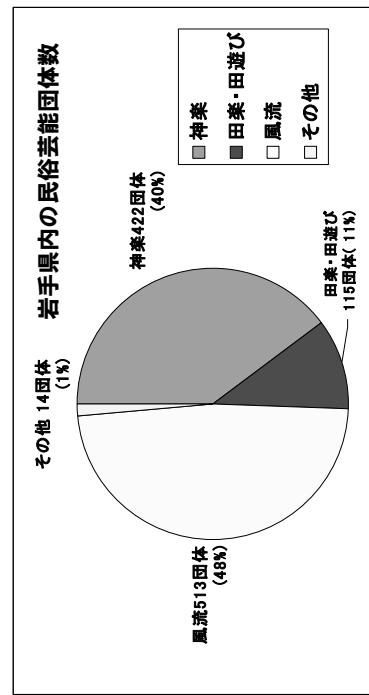
— 盛岡市の事例を中心に —



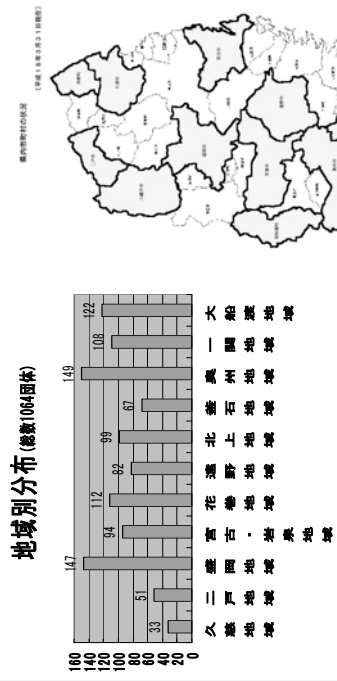
2007. 12. 7  
盛岡市教育委員会歴史文化課 千田 和文

## 2. 県内の民俗芸能団体

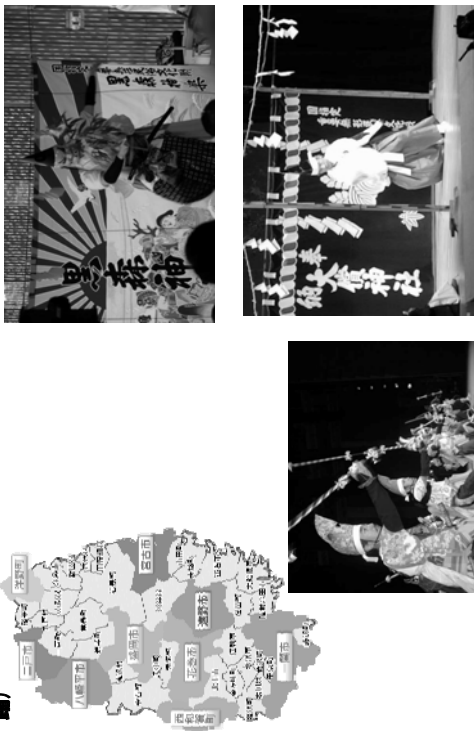
(平成8年度調査)



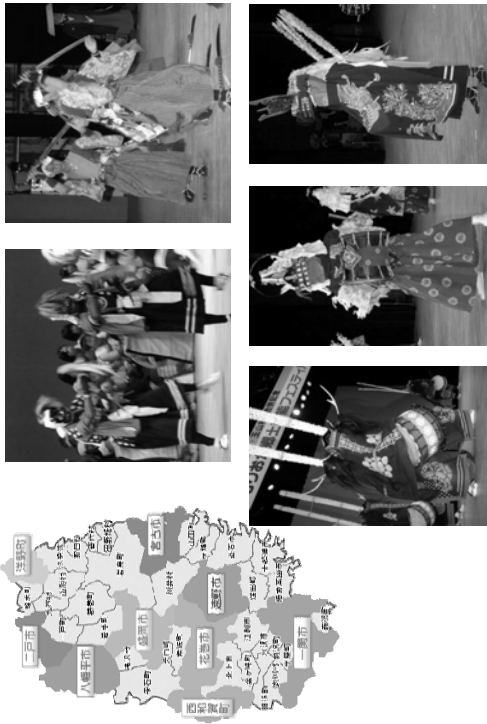
## 3. 県内の地域別団体数



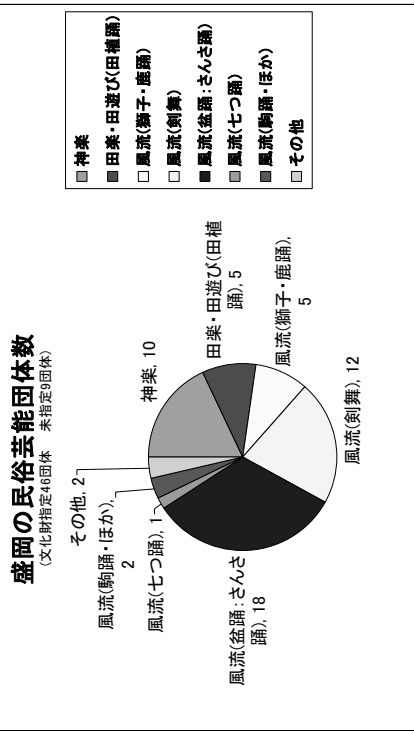
#### 4. 県内の主な民俗芸能① 神楽・風流(七つ踊)



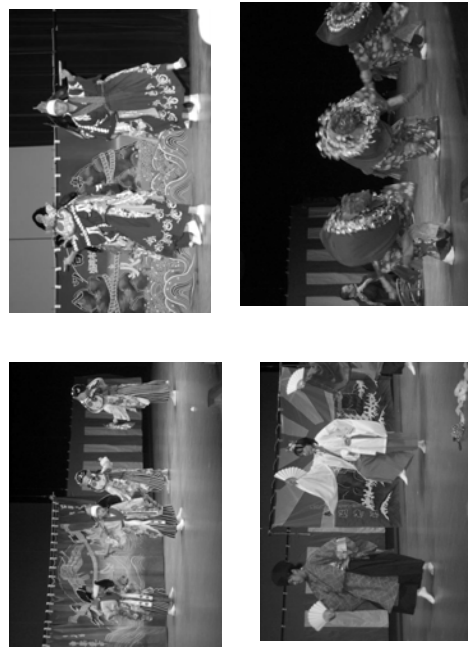
#### 県内の民俗芸能② 剣舞・獅子踊



#### 5. 盛岡の民俗芸能団体数

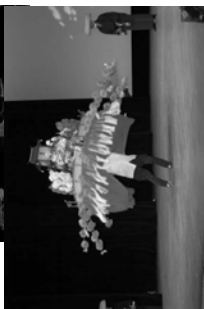
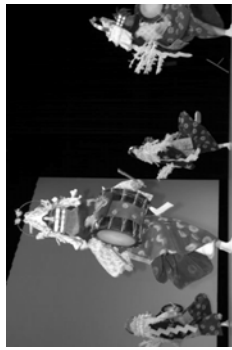


#### 6. 盛岡の主な民俗芸能①





## 盛岡の主な民俗芸能②



## 盛岡の主な民俗芸能③



## 7. 盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会について

### ○経緯

- ・ S48年(1973) 都南村芸能保存連絡協議会, 16団体の加盟で発足。
- ・ S54年(1979) 盛岡市指定無形民俗文化財保存連絡協議会が7団体の加盟で発足。
- ・ H4年(1992) 4月, 盛岡市と紫波郡都南村合併。
- ・ H5年(1993) 盛岡市指定無形民俗文化財保存連絡協議会(11団体)と, 都南芸能保存連絡協議会(21団体)及び盛岡さんさ踊り保持団体(10団体)で「盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会」を設立。
- ・ H18年(2006) 1月, 盛岡市と岩手郡玉山村合併。
- ・ H19年(2007) 8月, 旧玉山村指定4団体, 協議会に加盟。現在46団体: 会員数1,460余名

### ○協議会の主な事業内容

- ・ S47年(1972) 第1回盛岡市郷土芸能祭を開催
- ・ S48年(1973) 第1回都南村郷土芸能発表会を開催
- ・ S58年(1983) 盛岡市の協議会で芸能保持者の顕彰事業を開始(継続→H19現在の被顕彰者約400名)
- ・ H6年(1994) 協議会主催の発表会を「もりおおか郷土芸能フェスティバル」と改称し, 旧市・旧村地区の2会場で開催。
- ・ H11年(1999) 映像記録保存事業を一般公開の「特別通し上演公開録画会」として実施。  
18年度までに33団体分の全ての演目を収録。  
また, 一般向け普及資料「盛岡の民俗芸能」を刊行。



藤澤清美 会長

## 8. 盛岡市周辺での芸能発表会



## 9. 合併調整時の検討事項・課題

- 検討項目 (合併協定書に基づき、市の制度に統合)
  - ・文化財保護審議会委員の委嘱
  - ・市指定文化財への移行
  - ・管理・育成助成(補助金)の見直し

## ○合併協議の手順

- ・任意団体どうしの事前調整
- H4:都南村(市協議会⇄村協議会)
- H18:玉山村(市協議会⇄村芸術文化協会)

## ○参加組織の違い(補助金の有無)

- ・盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会 42団体
- ・玉山村芸術文化協会のうち 11団体  
(合併後:玉山区芸術文化団体連絡会)

## ○文化財指定・未指定の違い

- ・民保連⇒無形民俗文化財指定団体の組織
- ・芸文連⇒指定4団体、未指定7団体
- ※未指定団体は民保連に加入できない

## ○暫定措置

- ・未指定団体⇒合併後3力年間のみ育成助成
- ※文保審⇒未指定団体の再調査

## 10. アンケート意見・課題

### ○合併後の課題

- ・旧町村間で、保存伝承活動に対して、行政の取り組みに温度差がある。足並みを揃えることが先決(県北部-市)。
- ・合併を契機に協議会を設立。各団体間の情報交換・交流が図られている(沿岸部-市)。
- ・旧市団体は旧町団体との合併を望んでいるが、旧町団体は「活動拠点は旧町地区で十分」「組織が芸文協にある」ことなどを理由に合併を望まない(県北部-市)。
- ・1市4町2村の合併で、総括課では保存会活動の有無すら、把握ができていないのが現状(県南部-市)。
- ・合併により、個々の保存会の活動が変化したということはない。さらに協議会の組織率を上げて団体自主事業の展開を図りたい(内陸部-市)。

### ○後継者問題

- ・後継者不足で高齢者のみの教名の会員では活動ができないのでやめたい→町指定解除の要望(内陸部一町)。
- ・小中学校での活動に取り込まれていない芸能の後継者育成が大変である。過疎地では卒業してしまうと、伝承活動が途絶えてしまう(内陸部一町)。
- ・町指定団体が休会している。復活させたいが、現実的に指導者・後継者がいない(内陸部一町)。
- ・民俗芸能を保持する集落そのものが縮小傾向にあり、練習・伝承の機会も減少(倶利伽羅部一町)。

### ○助成等事業について

- ・地域に伝わる郷土芸能をこれから伝えていくための記録・保存作業が必要。助成事業などを活用して保護していきたい(沿岸部一町)。

### ○行政と団体協議会の関わり

- ・自立と自活をしてほしい(内陸部一町)。
- ・郷土芸能団体だけの協議会は組織されておらず、「文化協会」に所属(県北部一町)。
- ・郷土芸能連合会が組織されているが、町は名義賞しのみで、運営にタッチしていない。保持団体の半数が連合会に未加入にため、芸能祭に出演できない(沿岸部一町)。
- ・平成7年に協議会活動を再開して以来、徐々に行政主導から協議会主導に変わりつつある。今後合併が想定されるが、郷土芸能委員会等の事業は自主的に続けられる可能性は高い(倶利伽羅部一町)。

### ○芸能祭・発表会等について

- ・イベント化、エンターテインメント化が進みすぎ、見栄重視で「型」を崩している(内陸部一町)。
- ・合併により、旧市町村枠を越えて、発表の場が増えた団体もある(県南部一町)。
- ・芸能祭などでは時間を決めたり、ステージ向けの演出が多い。郷土芸能が年中行事と一体となり、伝承されてきたという認識が薄れがち(内陸部一町)。

## 11. 「事例A」学校教育と保存会活動

### ○乙部中学校の取り組み

- ・総合的な学習の時間を活用した郷土芸能への取り組み
- ・全校生徒が地域の郷土芸能にチャレンジ(田植踊1, さんさ4, 念仏剣舞1, 獅子踊2)
- ・PTA校外生活部の活動(生徒の健全育成と郷土芸能活動の推進)(生徒の練習時の安全確保等)
- ・協議会加盟7団体ほか＝指導者＝保護者

### 発表会風景



### 〔事例B〕クラブ・サークル活動と郷土芸能

#### ○県立栗石高等学校郷土芸能委員会の活動

- ・前身は和風チアガール「よしやれ」研究会
- ・町無形文化財保存会に所属
- ・地域に伝わるさんさ踊り等を伝承・披露
- ・高文祭出演と海外公演

#### ○岩手大学民俗芸能サークル「ばっけ」

- ・地元さんさ踊り保存会の指導・交流
- ・県外の大学サークルとの合同公演・交流

### サークル活動



### まとめ

- ・目的は何か
- ・保存会の意識の違い
- ・結束力
- ・事務局の役割



揖斐川町

発刊に寄せて	揖斐川町長 宗宮 孝生	1
特別寄稿		
「河童遊和国・カッパ祭」の夢	― 揖斐川町『郷土読本』に寄せて ―	
	京都産業大学教授 所 功	2
編集上留意したこと		5
目次		
第一部 郷土揖斐川町のあらまし		
一、郷土揖斐川町のすがた		11
二、揖斐川町の祭りや踊りの歴史		14
三、「揖斐川町の祭りや踊り」を刊行した目的		20
第二部 郷土に伝わる祭りや踊り		
祭り		
近郷近在の人々の心を引きつける 揖斐祭り	三輪地区	25
夜明け前に村人を起こして回る おぎんか祭り	極楽寺地区	28
卵形のおにぎりを作る とりの子祭り	北方地区	31
若者の熱意で引き継がれる 神輿つり	清水地区	34
新しい太陽に「カケコー」と唱える 冬至祭	上野地区	37
新一年生の入学を祝う 勤学祭	脛永地区	40
花長神社の四大祭りの一つ 総社祭	谷汲名礼地区	43

雨乞にまつわる 乙姫祭り	谷汲木曾屋地区	46
松明が夜空を焦がす 不動祭り	谷汲岐礼・高科地区	49
盛大に山の神をまつる 山の講	小津地区	52
燈籠をうばい豊作を願う 燈籠まつり	春日六合地区	55
甘茶と白象おねりの 花まつり	東横山地区	58
巨大な龍が舞う 夜叉ヶ地伝説道中まつり	坂内地区	61
十五歳で迎える古式ゆかしい 元服式	旧徳山村	64
踊り		
揖斐祭りの華 子供歌舞伎	三輪地区	67
復活への熱い思いが支える 桂古代踊	上南方地区	70
子どもの豊かな心を育む 北方踊り	北方地区	73
夏の夜の風物詩 盆踊り	清水地区	76
地域ぐるみで伝えてきた 白檜踊	白檜地区	79
健やかな成長を願う 子供相撲	豊永地区	82
岐阜県重要無形民俗文化財第一号の 谷汲踊	谷汲地区	85
力強く華麗な 東津汲鎌倉踊	東津汲地区	88
地域ごとに特色を持つ 春日の太鼓踊り	春日地区	91
子ども達が引き継ぐ 東横山神楽	東横山地区	94
夜空に「ほうろ」が舞う 川上ほうろ踊り	坂内川上地区	97
手作りの下駄で踊った 徳山ほうそれ	旧徳山村	100

第三部 資料

揖斐川町の祭りと踊りに関わる地図	(1)
揖斐川町のくらし年表	(9)
揖斐川町の祭りと踊り一覧表	(13)

おわりに	127
------	-----

### 夜明け前に村人を起こして回る

#### おきんか祭り

極楽寺地区

揖斐の町並みを西の方へ通りぬけると、極楽寺地区があります。城台山と、それに続く小高い山の麓にたずむ家々は山の緑につつまれ、静かでおだやかなところす。

極楽寺の氏神さまは白山神社です。毎年八月十六日、十七日に例祭が行われます。この祭りは、「おきんか祭り」とも呼ばれており、四百年ほど前、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康らが活躍していたころに始まったと言われています。

ふだんは静かなこの地区ですが、祭りの一日目を迎えるときたちまちにぎやかになります。昼間は太鼓を打ち鳴らして、子ども神楽が家々を回ります。

「やー、よう来てくれた。」

と声をかけられ、ご祝儀をもらいます。

夕方になると、四十人あまりの小中学生が公民館へ集まってきました。調理室からは、もち米を蒸すこぼしい香りが漂い、にぎやかなおしゃべりの声も聞こえてきます。当番の班のおばさんたちがお供え用の「鳥の子」を作っているのです。

みんなそろって夕ごはんをすませると、女の子たちは家へ帰り、男子だけが残ります。大広間でおしゃべりをした

もその手に「少年団」の文字が入った弓張提灯をにぎりしめています。リーダーは竿の長さ三メートルの高張提灯を、両手で高くかかげています。

真暗やみの中、地区内の小径に、かん高く元氣いっばいのかけ声が響きわたります。

「おきんか、おきんか。」

「おそいぞ、おそいぞ。」

かけ声も勇ましく、提灯の火と共に行列が前へ前へと進んでいきます。東の空がぼうつと白んでくる明け方の四時になると、大広間で再び号令がかかり、また出発します。こうして、まだ寝ている人々を起こして回ります。

やがて、東の空が明るくなり、この呼び声で起こされた地区の人たちが、神社前の公民館へ集まってきました。このあと、小中学生も大人の人たちといっしょになって奥の院へおまいりをします。奥の院は城台山の山頂近くであり、四百メートル余りの急な坂道を登らなければなりません。白山神社は、昔はこの奥の院のある場所にまつられていたのです。



お供えの鳥の子づくり

り、ゲームをしたりして一晩中寝ずに過ごします。

夜の九時と十一時、中学生のリーダーの指示で全員が外に出て地区内を練り歩きます。

「おばはどこ行きやるナーナ」

「おーおばどこ行きやるナー・・・」

今ではあまり聞かれなくなった「おばの唄」を歌って氣勢を上げ、ひと回りして公民館へもどってきます。なにせ真夜中ですから、小学生の中には、つかれてコックリコックリする子もいます。そんな時はリーダーが、

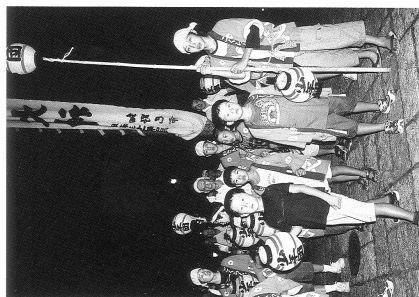
「一、二年生は朝の二時まで寝てもいいぞ。」

と、温かく声をかけます。

地区の人々がすっかり寝静まった午前二時、リーダーの力強い号令がかかります。

「これから起こしに行くぞ！」

その声にこたえるかのよう、われ先にと外へ出ます。いよいよおきんか祭りの本番です。どの子



声をかけて回る小中学生

百人ほどの氏子が集う中、神主さんにより神事がおごそかに行われ、皆が自然の恵みに感謝をし、その年の豊年と幸せを祈ります。

祭壇にはもち米一斗を使って作った白おこわの「鳥の子」と、ひじきの煮つけが供えられています。神事のあとに、それをお下がりといただき、神さまと共に食べます。卵よりひと回り大きい「鳥の子」を口いっぱいにはおぼるころには、社の上に朝日が上がってきます。朝のすがすがしい気分ひたつたあと、山を下り子どもたちは解散をします。

一晩中寝ずに過ごし、夜明け前に村の人々を起こして回るといふ、風変わりな

めずらしいこの祭りは、一体どのようなことから始まったのでしょうか。竹中治通区長さんにたずねたら、次のように話してくださいました。

「今から四百年と少し前の天正十年（一五八二）の大晦日に、揖斐城主であった堀



公民館でひと断露すにすぎず

揖斐川町の祭り一覽表

○ 県指定、○ 町指定、△ 休止、× 廃止

揖斐小学校区

祭りや踊りの名称	実施場所	所在地	実施時期	摘 要
子供歌舞夜	三輪神社	三輪	5月4～5日	明治20年、谷汲山重慶寺の三間廬に合むせ遊ばられたのが始まり、その後三輪神社祭りの奉送として上流される。
土謡(おはば)	三輪神社	三輪	5月4～5日	掛巻祭りで三輪神社前で朝晩に先だて若者が歌い踊る。
掛巻祭り	三輪神社	三輪	5月4～5日	享保年間に始まり、3百年の歴史のある祭りで、5曲の芸曲が境内に曳き入れられ、子供舞臺が催される。
御籠祭り	御籠神社	三輪 下新	7月3日	江戸後期は伊勢講の拠点となっていた。現在は神事のみである。
籠籠灯さん	皇太神宮	三輪 下新	8月16日	祭屋敷に灯をともし、流しそうめん等の会が行われる。以前は、子供相撲、籠籠りを行っていた。
山のござん	山神社	三輪 下町	7月第2日曜	酒、供物に餅をつけて供える。夕方から赤い提灯に灯を入れ夏の宵を楽しむ。
お不動さん祭り	不動明王一地主	三輪 上町	春分の日、7月23日	仏事をを行う。
春・夏例祭	秋葉神社	三輪 上町	春分の日、7月23日	神事をを行う。
神明神社祭礼	神明神社	三輪 七間	8月16日	米の豊作を祈る。
熊中社の祭礼	神明神社	三輪 七間	さるの日	さるの日にお参りする。安産の神にお菓子等を供える。
水神社	水神社	三輪 前島	8月第2日曜	神事後、手廻り盆を行う。昭和30年代は「カッパ祭り」として境内、その後後立上りの川筋に花火大会となる。
先住供養	白性院	小谷	1月第2日曜	先祖供養を行う。
山の講	白性院	小谷	1月第2日曜	山へのお礼、その後小谷公民館に区民が集い会食する。
おじゅうりや	白性院	小谷	8月17日	巡礼街道の茶所になっていた。三三廻りをする。談話後、お参りする。
観音様祭	観音さま	小谷	8月18日	子どもが中心になり、山形に稲穂を灯し、談話後、お参りする。
地蔵まつり	神明神社	小谷	8月23日	子どもが中心となり、提灯を灯し、談話後お参りする。
宮まつり	神明神社	小谷	8月第3日曜	赤坂でりのこを伴い、お参りする。境内で会食する。区民最大の祭り。ソライ、太鼓・はら鼓が残っている。
山の講	素盞鳴神社	小野	2月第2日曜	1年の歳作を祈る。山へ参り、後宴を行う。
素盞鳴神社例祭	素盞鳴神社	志津山	7月第2日曜	赤坂で芝にさりを伴い、さば、なす、きゅうり等を供え、神事をを行う。
無縁仏供養	円通寺	志津山	春分の日、7月第1日曜	餅を立て、花を供えて、談話の後、区民がお参りする。
山の神祭り	素盞鳴神社	志津山	1月第3日曜	地区内に元から住む農家のみで実施する。
左義長	素盞鳴神社	志津山	1月第3日曜	太鼓がけりおこなわれ、昔のお札などを燃やす。この火で焼いたお餅を食べると風邪をひかないといわれる。
氏神様の祭り	素盞鳴神社	志津山	8月15日	灯明に火を入れ区民がお参りする。
常夜灯祭り	志津山	志津山	8月16日	山形に灯明を飾り、区民がお参りする。
観音様祭り	志津山	志津山	8月17日	灯明に灯を入れ赤提灯をかざり、談話の後、お参りする。
参年踊り	大光寺、小野、小谷、志津山	大光寺、小野、小谷、志津山		隣町のお札、雨乞いとして飾ったが、紐・太鼓などの踊り物が残っている。
野休み	神明神社	上ミ野	7月中旬	取極に感謝する。
秋上げ	神明神社	上ミ野	11月中旬	取極に感謝する。

大和小学校区

祭りや踊りの名称	実施場所	所在地	実施時期	摘 要
祭りや踊りの名称	八幡神社	上南方	9月14日	太鼓を揃に合わせ、背負ったシナイを大きく振りながら踊る美しい舞臺を踊る。
桂古代踊	八幡神社	上南方	8月23日、4月第2日曜	
稲年祭	大和地区八社	2月	5歳を感謝を祈願する。としごいの祭りともいう。	
新嘗祭	大和地区八社	11月	新嘗感謝祭。八社は、大和神社、白山神社、伊豆野高神社、原高上、下、桂、東若松、西若松の八社。	
歳旦祭	大和神社	上南方	1月1日	元旦に氏子の祭神と、農作物の豊作を祈願する。
大和神社例祭	大和神社	上南方	4月第2日曜	乙女・子ども相東巡行、紐古代舞納納等を行う。

池氏が、清水城主の稲葉一鉄に攻められて城を焼かれてしまった時のことです・・・。

その晩、揖斐城の侍が遠くに赤い火が点々と見えるので「あれは何だろう」と不思議に思いながらも、そのまま寝てしまいました。ところが、何だか外が急にさわがしくなったと思ったとたん、ふいに敵が攻めてきて城が焼かれてしまったということがあったのです。

その後、人々の間で生活のいましめとして、『朝寝をする城が落ちる』と語り伝えられたことが、この祭りのおこりだといわれています。

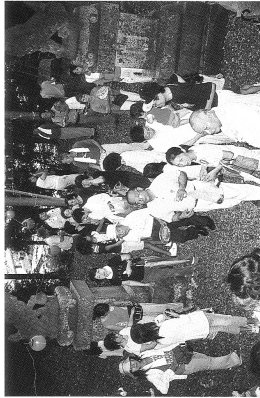
この話を聞いて、極楽寺の人たちはおきんか祭りを続けることよって、この教えを大切にしてきたのだなと思いました。

白山神社の祭りは、明治のはじめごろまで旧暦の六月十八日に行われていました。新暦に切りかわってから八月十八日になり、その後、昭和六十二年(一九八七)に、八月十七日に変更し一日早くなりました。その理由は、盆で帰ってきた人々にも参加してほしいとの願いによるものです。

もうひとつ、おきんか祭りに変化が見られます。平成十八年(二〇〇六)から、お父さんたちも参加して、子どもたちと声を合わせ、いっしょに地区を回るようになったことです。そのわけを竹中区長さんは次のように話してくださいました。

「わたしたち極楽寺地区は、この祭りを何としてもこの先続けていきたいという願いをもっています。そこで、若いお父さんやお母さんに、おきんか祭りについて一層の関心をもってもらい、親子で語り合い、共に受けついでいくことが大切だと考えたのです。」

おきんか祭りは、めずらしい祭りだというだけでなく、小中学生が仕されて進めていることも特徴の一つです。中学生が中心になり、祝儀のお金や買物の会計をします。時には、提灯の修繕を店へたのんだりもします。また、年下の子らの世話をしたり、全体の取りまとめをしたりすることも大切な役目です。



にぎわう白山神社

こうした体験は、一人前の大人として自立していくためのよい機会となっています。中学校三年生の十五歳は、昔で言えば大人になる儀式である元服の年齢に当たります。

祭りは、参加する子どもたちの絆を強くすると共に、大人へと成長していく学習の場でもあるといえます。



大和神社例祭	上方 南	9月第2日曜	子供会によるゲーム、ハサミ、宝探し等を行なう。
大蔵	上方 南	12月31日	1年間の災いを払い、気持ちを新たに、新年を迎える。
月次祭	上方 南	毎月1日	月の初めに、その月の安全を祈願する。
山の講まつり	上方 南	又は第3日曜	かつては十戸くらいが山岳で大きな祭を行って食食していたが、現在は全体で夜に出の神に参って食食する。
権現祭祭り	上方 南	8月18日	神事は行われない。社は山の内にあり、昔は千石の時に神に御食い通り(桂皮代通り)をした。10年輪廻、雨乞いの神事をしたことがある。
八幡神社例祭	上方 西若	9月第3日曜	子ども神輿巡行。
豊受神社例祭	上方 西若	7月25日	戦後しばらくは、芝野、相撲を行った。
八幡神社例祭	上方 東若	9月第3日曜	五穀豊穣を祈願、蠶を立て提灯は灯をともす。夜は子ども花火で楽しむ。
八幡神社例祭	上方 桂	1月第3日曜	蠶を立て提灯を打す。戦前までは、子ども達が地区を回って提燈をもち回ったこともあった。
地蔵さん祭り	上方 桂	8月23日	味三郎(かきまわし、みそ子、豆腐で食食。9月に稚子代通りを練行する。
馬頭観音祭祭り	上方 桂	8月18日	牛馬の健康、安全を祈願した。提灯に灯をともす。
北野神社例祭	上方 伊	1月第2日曜	秋祭りを立て、提灯に灯をともす。現在新神のみで実施。かつては4軒で実施。
山の講	上方 伊	4月第1、又は第2日曜	わらわら男根の籠、お餅りをつくる。餅米1升持ち寄り、はた餅をつくる。
天王さん祭り	上方 桂	7月14日	神事は行われない。提灯に灯をともす。参拝者に白おこわを配る。
天王さん祭り	上方 南	7月16日	揖斐川の南方藩が江戸前開まであり、昔は舟航の安全を祈願した。
津高神社例祭	上方 伊	9月第3日曜	子ども神輿、子ども神事が境内を回る。獅子で餅つき、餅蒸げなどの子どもコーナー。大人、子どもそれぞれで食食する。
善光寺さん祭り	上方 間	8月23日	善光寺の分身で、提灯をかざり練行の後、子ども花火や赤藜により談話。
おきんか祭り	上方 伊	8月16～17日	朝寝する地域が落ちるの歌により、雨で寝ずし明がした理の子達が、早朝、区内を「おきんか、おきんか」と言っておく。
稲荷神社例祭	稲葉寺 元	3月23日	夕方焚燵、稲葉寺の吹元の20戸で行う。
上八幡神社例祭	房島	4月・9月第2日曜	子ども神輿巡行。子ども神輿が境内を回る。餅まきが行われる。4月の祭りを盛大に行っている。
下八幡神社例祭	房島	4月・9月第2日曜	子ども神輿巡行。子ども神輿が境内を回る。餅まきが行われる。4月の祭りを盛大に行っている。
天神神社例祭	房島	8月25日	上八幡神社の境内に社殿がある。
神明神社例祭	房島 井ノ	9月16日	蠶を立て召る。提灯に灯をともす。以前は身一口全体で行った。子ども相撲を行った。1軒ほどで実施。
馬頭観音祭り	上方 伊	8月18日	昔は、生馬の糞を、安全を祈願したが、今は交通安全も祈願、提灯に灯をともす。

北方小学校区

祭りや踊りの名称	実施場所	所在地	実施時期	備 考
北方踊り	○ 北方神社	北方	4月20日	シナイを背負い、熊・木敷・笛に合わせて円陣になって踊る。かつては辰原踊りといっていた。
とりの子祭り	北方神社	北方	2月17日	鳥の卵に風立てた細長いおにぎりを数千個つくり、参詣者に配る。折半祭に行なう。
お栗餅さん祭り	不動寺	北瀬古	9月第1日曜	蠶・提灯を飾り、談話の後、ハサミ、腹巻を配る。
燈明さん祭	燈明さん	森前	8月16日	明治44年まで本神社があり、森前土曜として舟の航行安全を祈る。子どものおまきコーナーが設けられる。
栗餅祭り	栗餅堂	奥之平	9月7日	無病息災、奉納安全を奉納如來に祈る。戦前は素人芝居を行った。
大日如實尊礼	若宮広場	若宮	9月28日	福神「しょうでんさん」という。同行勤めで談話。戦前は御誦、相撲大会を行った。
西平地域祭	地蔵堂	上平	8月	昔の節の道徳を伝える。地蔵堂に奉納。奉納神1体、老朽1本がある。昔の節の道徳を伝える。地蔵堂に奉納。奉納神1体、老朽1本がある。
馬頭観音・養蚕祝	馬頭観音堂	上平	4月第2日曜	昔の節の道徳を伝える。地蔵堂に奉納。奉納神1体、老朽1本がある。昔の節の道徳を伝える。地蔵堂に奉納。奉納神1体、老朽1本がある。

清水小学校区

祭りや踊りの名称	実施場所	所在地	実施時期	備 考
左蔵長	清水神社	清水	1月第2日曜	清水神社の境内へ、お正月にお餅りした流し湯やいお札を掛る。燃やし燃燵をする。時間は8時～10時の頃行われる。
祈年祭	清水神社	清水	2月11日	鏡餅、洗米や湯、家からのお紙を供え、神主により五穀豊穣を祈願。その後、氏子総代や役員で次の行事を話し合う。談話を配る。
祭祭り	清水神社	清水	4月第2日曜	神事の後、本江神輿が清水境内を平車も利用し巡る。子ども神輿は、自分達の地区内を回る。以前は「けんか吹こし」と呼ばれた。

郷土祭 揖斐川町の祭り・踊り

発行日 二〇〇七年(平成十九年)一月三十一日

発行 揖斐川町

編集 揖斐川町の祭り・踊り調査事業  
郷土祭編集委員会  
〒501-1134 揖斐郡黒根町台袋5-5-5 四三  
電話 〇五八五-五六-三二〇〇

印刷 国票印刷株式会社  
〒500-8074  
岐阜市七軒町 五番町  
電話 〇五八-五三三-四二〇一

\* 当者他物について 揖斐川町の名称なく複製・転載することを禁止します。

この事業は、岐阜県からの補助金を受けて実施しました。

子供歌舞伎 (町指定重要無形民俗文化財)



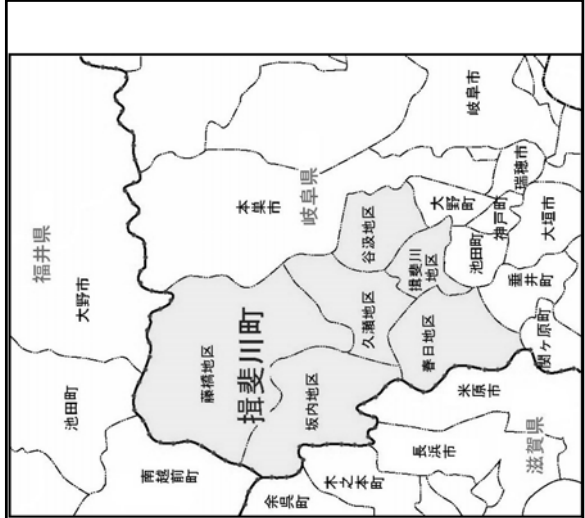
町村合併と無形民俗文化財の保存と活用

—特に学校教育において—



県境の町  
揖斐川町

平成17年1月31日誕生  
人口: 2万7千人  
面積: 803平方キロ



町づくりの取り組み

町づくりの目標

自然と歴史が育むふれあいと活力のある健康文化都市

町教育委員会文化課としての取り組み(平成17~18年度)

- ① 各地域にある民俗資料等の整理と活用
- ② 民俗芸能の保存会等の活動支援
- ③ 無形民俗文化財の保存と活用(特に祭りや踊り)  
...郷土読本「揖斐川町の祭りと踊り」の編纂

## 郷土読本「揖斐川町の祭り・踊り」



## 平成17～18年度 「揖斐川町の祭り・踊り調査事業」として

### 「祭り・踊り」悉皆調査

※調査一覧表(例)は、お手元の配付資料をごらんください。

- 調査対象：町内 全126地区
- 調査者：事業専属調査員 4名  
各地区の区長 126名  
小学校教職員 (全9校より各1～2名)
- 報告された祭り・踊り：338件 (県指定 4、町指定 12、指定外 322)



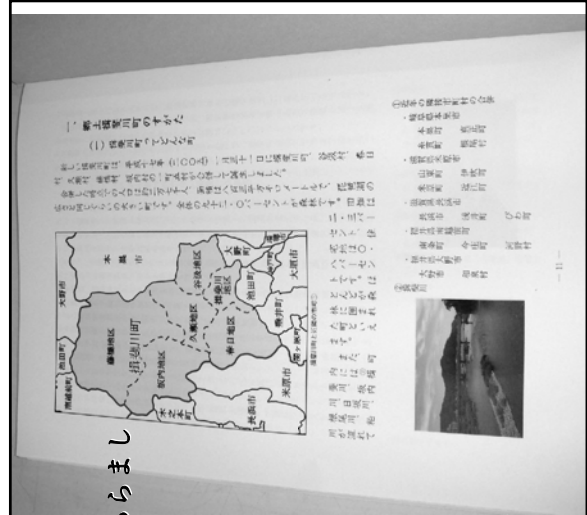
悉皆調査を受け、『郷土読本』の編纂へ

## 郷土読本「揖斐川町の祭り・踊り」

### 郷土読本の構成

- 第1部 郷土揖斐川町のあらまし
- 第2部 郷土に伝わる祭り・踊り
- 第3部 資料

## 第1部 郷土揖斐川町のあらまし



- ①隣接する地域の合併の履歴も明示する
- ②白山信仰の流れを踏襲した地域の祭り・踊りがある
- ③生活文化を伝える「川」や「道」で、地域はつながっている

## 第2部 郷土に伝わる祭りと踊り

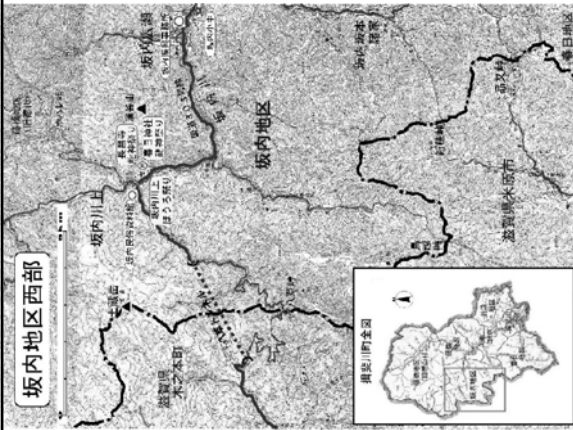
### 「夜明け前に村人を起こして回る おきんか祭り」



※お手元の配布資料をこらなくさい。

- ① タイトルの工夫
- ② 準備や人々とのつながりや、子どもの体験と関わらせて記述する

## 第3部 資料



- ① 裏2部で取りあげた素材の位置を地図上に表示する

## 指導計画の作成 — 郷土競本の活用 —

「谷汲踊」を事例にして ……谷汲小学校

### ■ 単元指導計画のねらい

- ① 地区の人々が人々のくらしをよくしようと、工夫や努力していることを指導目標とする
- ② 聞き取りや実物の観察学習により、地域の人々とのふれ合いの体験学習をする
- ③ 踊りの練習や発表により、お囃子のリズム感を体で感じ取り、表現体験をする
- ④ 民俗的技能の体験と伝承を位置づける

## 指導計画の作成

「谷汲踊」を事例にして ……谷汲小学校

### ■ 単元時間の指導計画

- ① 谷汲踊保存会の指導を受ける
- ② 迫力のある踊りのコツ  
(足の大きな動き、腰を低くする)
- ③ 友達どうしでアドバイスする
- ④ 野外での状態を考えるように留意する

谷汲小学校児童の「谷汲踊」練習風景



谷汲踊 (県指定重要無形民俗文化財)



## 課題

### 祭りや踊りを 学習素材とする課題

- ・児童生徒の文化的背景の多様性(学校統合、転入生)
- ・「祭りや踊り」学習の目標のとらえ方(学習素材、継承)
- ・学習者が継承者にならざる手だて
- ・伝統的技能(竹細工)の伝承のしかた



谷汲保育園児の「谷汲踊」練習風景



# 市町村合併と民俗芸能

## —「合併から政令市へ」 浜松市を例に—

浜松市生活文化部 文化財担当課 戸田 剛

1

# 目次

1. 浜松市のすがた
2. 市町村合併以前（～H17. 6. 30）
3. 合併→政令市移行へ（H17. 7. 1～H19. 3. 31）
4. 政令市移行後（H19. 4. 1～）
5. 浜松市の無形民俗文化財
6. 伝承の活性化に向けて  
～保護団体と合併の影響～

2

## 1. 浜松市のすがた

- 平成17年7月1日、静岡県西部の天竜川・浜名湖地域12市町村（浜松市、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ヶ日町、春野町、佐久間町、水窪町、龍山村）が合併して誕生
- 面積1,551.17km<sup>2</sup>、人口823,753人<sup>(H19.10末現在)</sup>
- 標高最高地点2,296m
- 7つの行政区（中、東、西、南、北、浜北、天竜）
- 指定文化財 425件 うち無形民俗11件

3

豊かで美しい自然環境を育む。広大な森林と天竜川

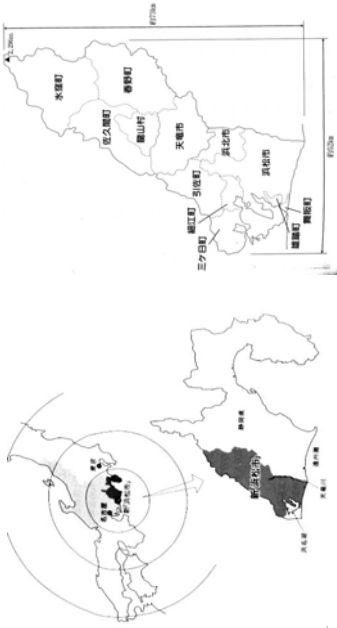


都市機能集積が進む市中心部



自然の恵み豊かな浜名湖と遠州灘

## 2. 市町村合併以前



5

## 文化財行政組織(～H17.6.30)

12市町村ごと特色ある体制  
教育委員会の生涯学習・社会教育担当課が所管

### 【旧浜松市以外】

- ・生涯学習課又は社会教育課に担当職員配置
- ・人工数1名未満(兼任)
- ・全ての部門を1名が担当
- ・地域性を生かした施策推進(建造物、記念物、民俗、埋文)



### 【旧浜松市のみ】

- ・生涯学習推進課と博物館の2課で所管
- ・博物館が主体、埋蔵文化財に重点

6

## 事務事業のすり合わせ ～文化財作業部会～

### 体制の相違

- ・所管課が分かれている(生涯学習推進課と博物館)
- ・補助金交付対象(要綱)の不整合

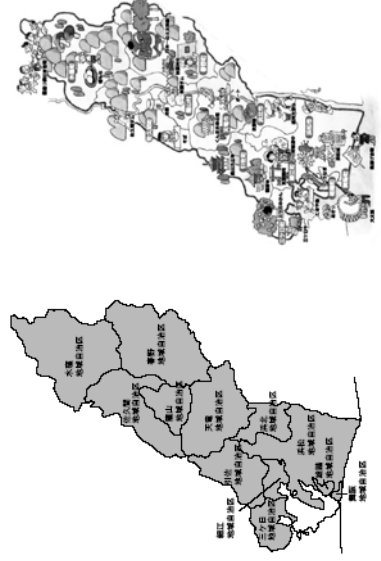
### 調整事項

- ・本庁(旧浜松)組織再編  
生涯学習推進課に文化財保護グループを設置
- ・補助金交付要綱の統合

組織の枠組みは調整されたが、市町村  
固有事業の調整は残されたまま...

7

## 3. 合併→政令市移行へ



8

## 文化財行政組織(H17.7.1～H19.3.31)

12の地域自治区ごと、教育委員会の生涯学習所管課が担当  
(本庁一教育事務所・分室の2層構造)

【本庁】生涯学習部 生涯学習推進課 文化財保護グループ

※埋蔵文化財関係は本庁へ統合



### 【教育事務所】

教育事務所 生涯学習課[浜北・天竜・引佐(細江)]・・・旧市、郡単位  
教育事務所 分室[舞阪・雄踏・引佐・三ヶ日・春野・水窪・佐久間・龍山]・・・旧町村単位  
※但し、人工教は合併前より減(併任・兼務による対応)

9

## 課題の整理①-1

### ■ 民俗芸能保護団体とのコミュニケーション

- 行政組織の統合・再編による連絡体制の変化
- 補助事業申請時期の逸失

### ■ 全市域を対象とした公開事業の実施

- 新市の一体感醸成
- 市民へのアピール



その根本にあるものは…？

10

## 課題の整理①-2

### ■ 民俗芸能に対する意識の差

⇒伝承されている地域の偏り

(主に浜名湖以北中山間地＝旧郡部)

⇒浜松の文化ではない？

⇒行政内における意識格差

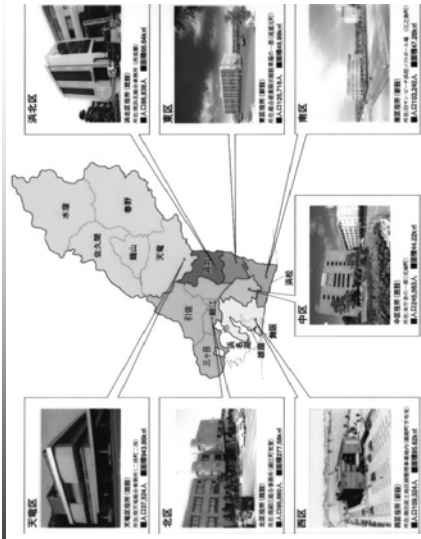
(“文化”の認識・・・合併前からの音楽文化振興)

広域合併における“諸問題の根源”

⇒⇒⇒政令市へ持ち越し…

11

## 4. 政令市移行後



12



## 文化財行政組織(H19.4.1～)

本庁・7区・7地域自治センターそれぞれに事務分掌  
市長部局の生活文化部文化財担当課が所管  
(本庁一区役所一地域自治センターの3層構造)

【本庁】生活文化部 文化財担当課 文化財保護活用グループ

※組織上は生涯学習課内、浜松市政初の独立した文化財行政所管課

【区】区民生活部 区振興課 生涯学習グループ

【地域自治C】地域振興課 生涯学習グループ

13

## 課題の整理②

### 行政組織におけるマンパワーの確保

- 広域異動による文化財専門職員の不在
- 民俗芸能偏在による区業務量のアンバランス  
(北区、天竜区へ集中)

### 民俗芸能の周知

- 市民へのより一層の周知
  - 浜松文化として全国発信  
(シティプロモーション事業と連携)
  - 市役所内における民俗芸能の重要性  
(観光、地域振興、農山村活性化、学校教育etc)
- ⇒ ⇒ ⇒ **人員と事業予算の確保**

15

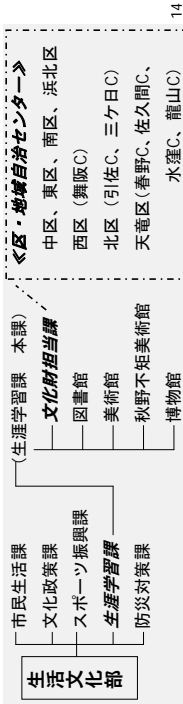
## 教育委員会部局から市長部局へ

### 移管の理由

#### 【基本的な考え方】総合行政の展開

「生涯学習行政は、教育行政の枠を越えて総合的なまちづくりの観点から進められることが効果的である」

- ① 市民の生活文化の向上を図るための施策を行う課を再編  
教育委員会に属する事務は市長事務部局の職員が補助執行
- ② 民間活力を生かし、民間と協働した事業展開の推進
- ③ 予算提案権を持つ市長のもとで迅速・効率的な対応を図る



## 新たな課題

### 一市多制度から一市一制度へ

- 「環境と共生するクラスタ型都市」から「一つの浜松」へ
- 地域固有事業への支援打ち切り…?

### 行財政改革の加速

- 行革審の圧力(経済界からの声)
- 補助金のゼロベースからの見直し
- 民間並みの経済性・効率性を追求(不採算事務事業の縮小・廃止)

⇒ 取り巻く環境の劇的な変化

⇒ 行政職員の戸惑い…

⇒ ⇒ ⇒ **保護団体ほか地域住民の不安…**

16

## 5. 浜松市の無形民俗文化財①

### 「西浦の田楽」 (天竜区水窪町)

毎年旧暦1月18日の夕刻から翌19日朝まで夜を徹して行われる。起源は古く、719(養老3)年7月に祭が始められたといわれ、能衆や別当と呼ばれる地元の世襲により、代々伝えられてきた。



17

## 浜松市の無形民俗文化財②

### 「遠江のひよんどりとおくない」のうち『寺野のひよんどり』 (北区引佐町)

毎年1月3日浜川寺野の宝蔵寺観音堂(通称三日堂)で行われる。ひよんどりとは松明をもって歌いながら踊る火踊りがなまったものと考えられている。



18

## 浜松市の無形民俗文化財③

### 「遠江のひよんどりとおくない」のうち『川名のひよんどり』 (北区引佐町)

毎年1月4日川名の福満寺薬師堂(通称八日堂)で行われる。ヒドリと呼ばれる若者たちが大松明ともみ合いになる場面が強調されたことから、ひよんどりの名称となったといわれる。



19

## 浜松市の無形民俗文化財④

### 「遠江のひよんどりとおくない」のうち『懐山のひよんどり』 (天竜区懐山)

毎年1月3日懐山の泰蔵院で行われる。おくないとは、新年に行う安全・豊作を祈る儀式で、懐山では田楽芸能が取り入れられている。



20

## 浜松市の無形民俗文化財⑤

### 「川合花の舞」

(天竜区佐久間町)

毎年10月最終土曜日に行われる湯立神楽で奥三河の花祭りと共通する要素が多い。

花の舞の名称は、耕地に恵まれな中山間地で、花＝稲の豊穡を象徴していたことのほか、子どもたちの遊びにかぶる花笠にちなんだものと言われている。



21

## 浜松市の無形民俗文化財⑥

### 「横尾歌舞伎」

(北区引佐町)

江戸後期から横尾・白岩地区に伝わる農村歌舞伎。役者だけでなく、三味線・木夫・化粧・床山・衣裳・大小道具類にいたるまで、全てが地元の人たちの手でまかなわれていた。

氏神の祭典余興として10月第2土曜・日曜に開明座とよばれる舞台上で上演されている。



22

## 浜松市の無形民俗文化財⑦

### 「呉松の大念仏」

(西区呉松町)

毎年お盆に、初盆の家で行われる行事で、頭・双盤・太鼓等を用い、高唱念仏が始まり、お囃子がこれに唱和するという華やかな内に一抹の哀愁を帯びた盆行事。

### 「滝沢の放歌踊」

(北区滝沢町)

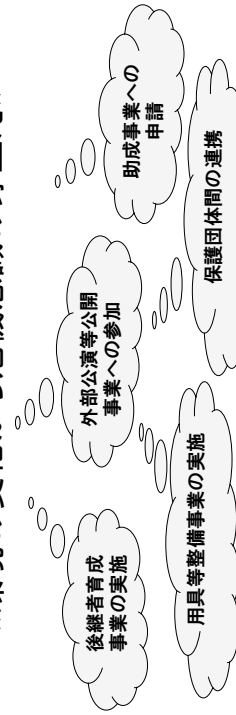
毎年お盆の8月13・14・15日にわたって行われる盆行事。愛知県新城市大海から伝来したものと伝えられている。



23

## 6. 伝承の活性化に向けて ～保護団体と合併の影響～

《環境の変化から危機意識の芽生え》



☆合併効果…!?

24

### 新たな動き

#### 『遠江のひよんどりとおくない連絡会』の設立

構成団体: 幸野伝承保存会(北区引佐町)  
 川名ひよんどり保存会(北区引佐町)  
 磯山おくない保存会(天竜区懐山)

- 旧市町村の枠を越えたものとして市内ではじめて設立
  - 伝承状況の確認、活性化施策の検討
  - 各団体の抱える悩みや伝承することの喜び・楽しみ等、伝承者として感じていることの率直な意見交換
- ⇒市内全域に拡大・発展!?

### 市町村合併とは・・・?

- 行政との距離感  
⇒コミュニケーションの低下
  - 切り捨てられる危機感  
⇒伝承者の戸惑い
  - 公開時の観客増加  
⇒伝承意欲の創出
- ◆民俗芸能の再認識!

## “心”の活性化

### 〔伝承者の意識変化〕



## 第2回無形民俗文化財研究協議会 要項

## 市町村合併が綾子舞の保存振興に与えた影響

～二つの座元（保存振興会）が二度に亘る合併を経過して～

柏崎市綾子舞保存振興会会長 須田 弘 宗

ゆいしそでん

## 1 二座競合・一子相伝の宿命、伝承500年の歴史

たかんだ

- (1) 高原田座元  
しもの
- (2) 下野座元
- 鶴川村 → 黒姫村 → 「柏崎市綾子舞保存振興会」(昭和44年6月発足)

《特徴》狂言・囃子舞・小歌舞の総称、演目・伝承方法・衣裳・人数・楽器等異なる

## 2 一回目の合併：刈羽郡鶴川村→黒姫村(昭和31年10月)が与えた影響

- (1) 「黒姫村綾子舞保存振興会」の立上げ(昭和33年8月)と付随課題の解決策
- (2) 過疎や児童・生徒数激減に伴う継承者確保
- (3) 会員の勤務先・学校との具体的な連携
- (4) 衣裳の管理や保存・練習場所確保に関する模索
- (5) 座元(保存振興会)と行政窓口(役場)との連絡調整

## 3 二回目の合併：黒姫村→柏崎市(昭和44年6月)が与えた影響

- (1) 「柏崎市綾子舞後援会」発足(昭和44年6月)
- (2) 柏崎市立鶴川小学校で「綾子舞伝承学習講座」を開始(昭和51年4月)  
両座元での練習会は「綾子舞養成講座」とし、各経費を予算化へ
- (3) 「国指定重要無形民俗文化財」指定(昭和51年5月)と関連する対応策
- (4) 閉校・統合を経て柏崎市立南中学校で「綾子舞伝承学習講座」を定着(平成3年3月)
- (5) 「伝承の里」綾子舞会館開設(平成10年4月)に伴い、活用規程の作成と案内(リーフレット)発行

## 4 現在の活動状況と諸課題

- (1) 各演目×3～5年サイクルの継承者確保と養成計画
- (2) 国及び市当局・後援会・保存振興会からの支援経費の恒常化
- (3) 現地公開・依頼公演の日程配分と参加者の確保
- (4) 「伝承学習」・「養成講座」間の指導者高齢化への対応
- (5) 市役所、市内外企業、市内小・中・高校・大学との連携
- (6) 伝承起源諸説と地元伝承説との相違に関する軋轢の解消
- (7) 登録商標・ネーミング採用等に関わる内規の作成

## 【参考】『全国民俗芸能保存振興市町村連盟』アンケート調査(抜粋)

## 1 全国及び加盟市区町村数の推移

## (1)全国市区町村数の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市	671	672	675	677	695	739	779	782
区	23	23	23	23	23	23	23	23
町	1,990	1,987	1,981	1,961	1,872	1,317	844	827
村	568	567	562	552	533	339	197	195
合計	3,252	3,249	3,241	3,213	3,123	2,418	1,843	1,827

市町村数の推移:総務省自治行政局HPより

## (2)加盟市区町村数の推移

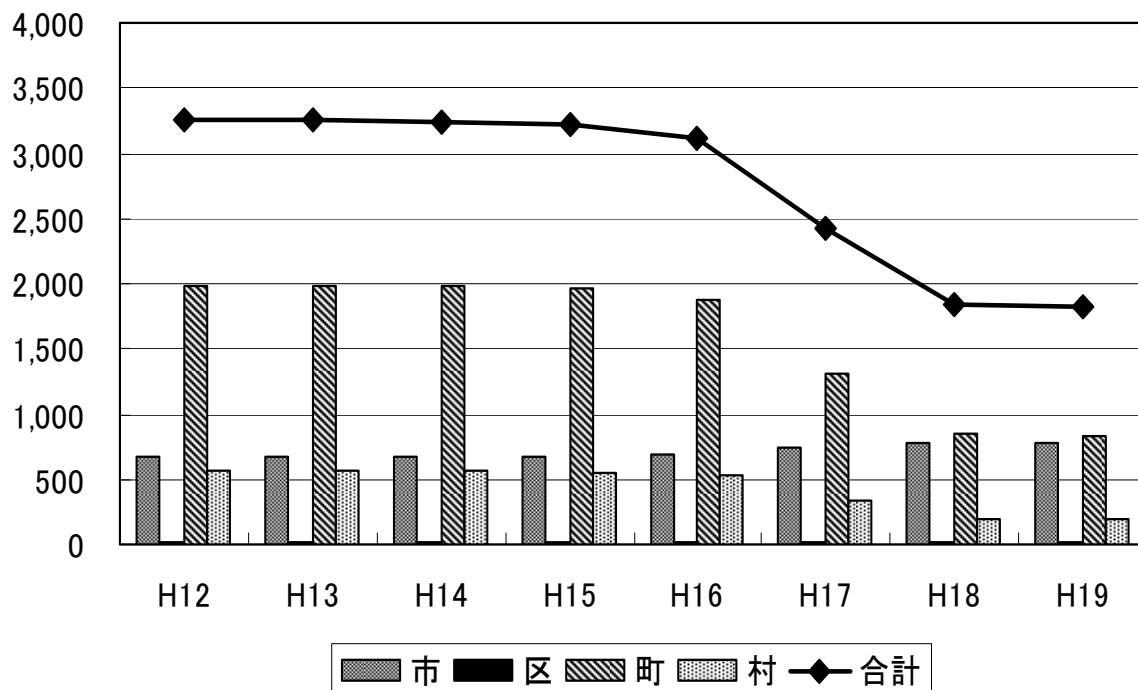
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市	103	101	97	92	95	116	124	122
区	5	5	5	5	5	5	4	3
町	178	174	176	170	156	106	64	58
村	65	67	67	66	59	36	20	20
合計	351	347	345	333	315	263	212	203

全連総会資料より

## (3)加盟率の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
市	15.4%	15.0%	14.4%	13.6%	13.7%	15.7%	15.9%	15.6%
区	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	21.7%	17.4%	13.0%
町	8.9%	8.8%	8.9%	8.7%	8.3%	8.0%	7.6%	7.0%
村	11.4%	11.8%	11.9%	12.0%	11.1%	10.6%	10.2%	10.3%
合計	10.8%	10.7%	10.6%	10.4%	10.1%	10.9%	11.5%	11.1%

## 2 全国市区町村数の推移



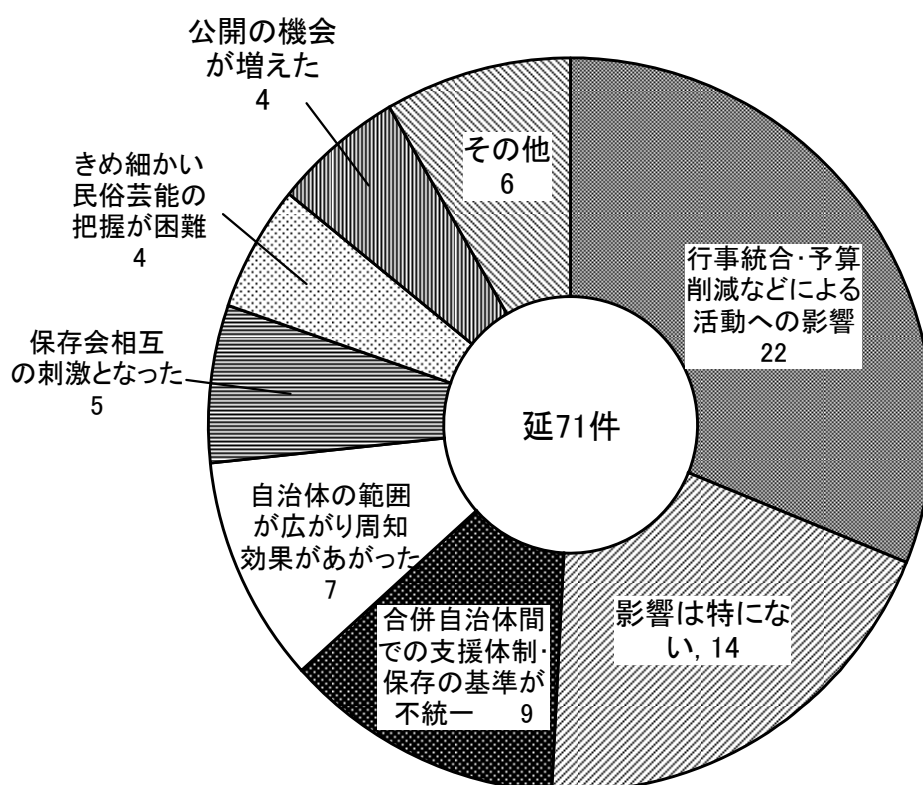
## 3 合併を行った市町村における民俗芸能への影響(回答自治体:63団体)

[全民連のまとめ]

プラスの面としては、合併により区域が広がり、公開する機会が増えたり、PR効果があがった。さらに保存団体相互が刺激し合い、活動が活発になったという意見がありました。

一方マイナスの面としては、合併前の自治体間の支援体制の違いが残っていることや、支援体制を統一したために補助金が削減された(低額の方にあわせた)、行事の統合により出演機会が減った、などの状況がありました。また、区域拡大により民俗芸能及び保存団体を全て把握することが困難となり、保存団体との意思疎通に不便をきたしている自治体もありました。

行事統合・予算削減などによる活動への影響	22
影響は特にな	14
合併自治体間での支援体制・保存の基準が不統一	9
自治体の範囲が広がり周知効果があがった	7
保存会相互の刺激となった	5
きめ細かい民俗芸能の把握が困難	4
公開の機会が増えた	4
その他	6
回答件数合計(延べ)	71



#### 4 全国民俗芸能保存振興市町村連盟(以下「全民連」とよぶ)アンケート調査

##### (1) 全民連

全民連は市区町村を会員とし、加盟自治体が協調して民俗芸能等の保存と振興をはかり、地域文化、ひいてはわが国の文化の向上に資することを目的に、昭和51年に設立されました。

(現加盟数 203 団体)

事務局(板橋区教育委員会生涯学習課文化財係内)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

電話03(3579)2636 FAX03(3579)2635

E-mail: ky-bunkazai@city.itabashi.tokyo.jp

ホームページ

<http://www.zenminren.gr.jp>

【平成19年度ブロック別民俗芸能大会プログラムより】

##### (2) 調査期日等について

###### ① 調査実施期間

平成19年1月19日から2月9日までを回答期限として実施

###### ② 対象

調査実施当時の全民連加盟市区町村214団体に対し実施

###### ③ 最終回答数

147団体から回答。回収率は68.7%

##### (3) 調査内容

###### ①加盟市区町村の民俗芸能について

###### ②補助金額

###### ③民俗芸能に関する各種事業の実施状況(平成18年度)

###### ④課題

###### ⑤他の市区町村に聞いてみたいこと

###### ⑥全民連への意見

###### ⑦合併を行った市町村における民俗芸能への影響

#### 5 関連

##### (1) 『日本民俗学』245号(平成18年2月28日発行:日本民俗学会)

特集 市町村合併と民俗

###### ①特集にあたって(文責:岩田重則)

###### ②市町村合併と伝承母体—その歴史的概観—福田アジオ

###### ③市町村合併の現在—合併で村はどうなるのか—結城登美雄

###### ④現代山村経済と過疎—三遠南信の現実から—岩崎正弥

###### ⑤「伊豆の国市」とはどこか—大合併と民俗の本質—松田香代子

###### ⑥市町村合併と旧村財産に関する—考察

—環境保全・コミュニテイ再考の時代の市町村合併の議論に向けて—三俣学

###### ⑦市町村合併と民俗—滋賀県を事例として—米田実



## アンケート集計結果



## 第2回無形民俗文化財研究協議会 アンケート集計結果

参加者総数 112

## 参加者内訳

①一般参加者	102
②事例報告者	5
③コメンテーター	3
④司会・コーディネーター	2

## 参加者所属

①行政関係者	68
②保存会関係者	3
③研究者	28
④その他	13

アンケート有効回答数 88  
アンケート有効回答率 78.6%

## アンケート結果

## (1)-1 性別

①男性	69
②女性	19
③無回答	0

## (1)-2 年齢

①20歳代	11
②30歳代	22
③40歳代	21
④50歳代以上	29
⑤不明	5

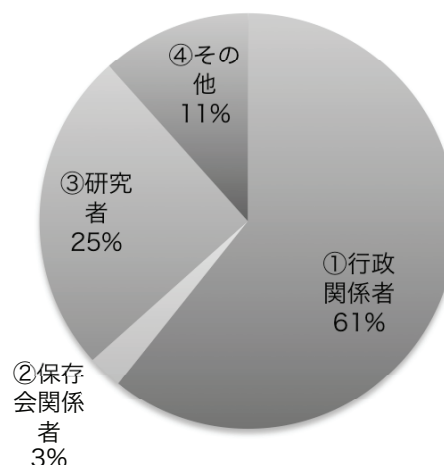
## (1)-3 所属（複数回答あり）

①行政関係者	54
②保存会関係者	2
③研究者	16
④その他	14
⑤無回答	2

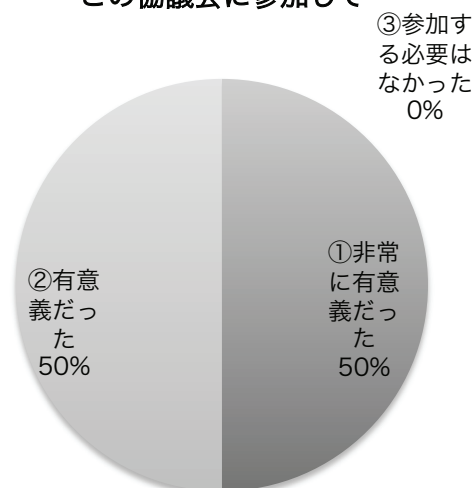
## (2) この協議会に参加して

①非常に有意義だった	44
②有意義だった	44
③参加する必要はなかった	0
④無回答	0

## 参加者所属



## この協議会に参加して



### (3) この研究協議会に出席して有意義だったと考える理由

#### (非常に有意義だったと回答したもの)

- ご案内をうけて、90%出席しているが、文化は食事に例えると主食ではなく、オカズのため、時下の政策に左右され易い。したがって常に大切、重要というアピールをし続けること以外には手はない。特に民間伝承とされる分野は日本人のライフスタイルの変化で衰退の一途をたどっている。そして新しいウェーブ（例えばよさこいソーラン）に圧倒されて駆逐されてしまうのではないか。そんな我国の現下を把握し、次なる生きる道を考える機会が本協議会と評価している。
- 伝統芸能保持者の継承等、多くの課題に直面しているため。
- 他県、地域の様々な取り組みを知ることができた。本県がおかれている状況に似ている事例もあり、今後の施策の参考になった。寺田氏の発表は大変興味深く拝聴した。戸田氏の発表は、行政の立場として同感に思うところが多かった。
- 全国各地で、優れた郷土の無形民俗文化財等を血のにじむ思いで、力強く伝承・保存されている事例・研究発表を聞き、私たちも、高齢化したメンバーで伝承活動をしており、後継者が無いのが最大の心配ですが、大変参考となり、勇気づけられました。
- タイムリーな企画であったから。
- 現場に近い立場の方々から具体的なお話がうかがえた。時節に合った有意義な企画だと思う。
- 普段聞くことのできない情報ばかりで、大変ありがたかった。
- 市町村の合併はもう一つの無形文化財＝地名の保存にも危機をもたらしました。地名を冠した民俗芸能も多いはず。一体となった保存を考えましょう。
- 行政関係者の具体的な話がきけたこと。とくに青年館の人の話。
- 各市町村の事情や保存会の実態が理解できた。
- 今日の報告で、まだ言えないことが（生々しい伝承者の声）があると実感する。問題は、これからの10年であると思うし、第2次合併のこともある。合併しなかった所でも、近隣の合併の影響を受けていることは事実である。
- 浜松生まれの私は、浜松の文化行政にうかつた……。学校等でしか生活しなかったし、広沢町に住んで、市の中央に足をのぼすことも市全体を考えることもなかった。
- 第一に自治体の規模がさまざまであったので、画一的な話にならず、複合的に統合、合併のことを考えることができた点。第二に、それぞれの発表者の方のお話が非常にわかりやすかった点。ただし、やはり30分という時間では、総論+αくらいの話で終わってしまうので、もっともっと各論の中へ入って行って欲しいという希望も少なからず生じた。また、強いて言えば、もし「合併被害」（総合討議の方で出てきましたが、平成の合併ではまだ時間的に見えてこない影響を見るという意味で昭和の合併においてのマイナス面の総括という方向）のようなものにあわれた方がいたとしたら、そういった立場の方からの発表も欲しかった。
- 市町村合併に関わらず、多様化している今日、お話をうかがったことを、他の分野、ニーズにも活用できるのではという内容でした。当町でも町村合併の課題がありますが、具体的に、まだどちらかという資料館や、文化財を観光資源として売りこんでいる状態です。
- 他地域のいろいろな事例を聞かせていただける貴重な機会だから。

- 伝統芸能保存継承と自治体合併の影響について、芸能保存会の方、これを行政の立場から論じる方、様々な立場から考えることができた。また型を重んじることと新しい要素を取り込むこととのせめぎ合いの現状を理解することができたような気がする。
- 他の自治体の具体的事例発表がたいへん参考になった
- 各地の先行事例を学ぶことができた。本市の体制、態勢の遅れを痛感することができた。課題の共有をはかれた。
- 合併による民俗芸能への影響や保存・活用の実例を聞くことができ、良かったと思います。浜松市の事例などは、「内からの活性化」ということで、明るい事例も聞くことができましたが、市指定、(旧)町村指定などの民俗芸能では注目を集める機会も増え、こうしたことがあっても、指定になっていないような芸能の場合、合併によって行政との距離が遠くなれば、ますます消えていく可能性が高まると思いました。その意味では「指定」という形で価値を与えられていない芸能についての事例も、もっと聞けると良かったと思います。
- 現在、抱えている課題を考えるととても勉強(参考)になった。来年もぜひ参加したい。
- 合併によって生じている課題(問題)が類似しているため、たいへん参考になった。担当職員の意識(認識)の差(温度差)。組織改編の問題など(生涯学習課の中のグループ制など)。文化財保護条例の改正等。
- 各地域の行政関係者や、保存会の方がそれぞれの立場から踏み込んだ報告をしてくれたこと。とくに「文化(財)が一体感を生む」という意見は、合併がおこなわれた市町村のキーワードになるかも知れないと思いました。
- 民俗芸能の盛んな沖縄でも市町村合併が進んでおり、合併後の民俗芸能の保存(調査を含む)、振興(公開を含む)について話し合いがなされており、今回の協議会が参考になった。学校教育に民俗芸能をどのように取り入れるのか(教材化)についても課題となっている。
- 現場のリアルな話がきけた。当市と規模の近い自治体(相模原、浜松)の話は有意義であった。
- 合併に当たっての保存への対応が生々しく語られたこと。補助金への対応、合併に際して問題になっているが、本来の民俗文化財のこうした研究会への参加は初めてだったため、保存の問題、課題を知ることができた。服部氏のコメントは興味深く参考になった。
- 市町村レベルでの文化財保護、特に無形民俗の保護の取り組み、行政としての取り組みを具体的に知ることができた。発表された方々は積極的に取り組まれている方々と思われるので、県に持ち帰り、良い具体例として紹介できると思います。
- 合併に関わる問題を多面的に理解することができた。個人的には芸能伝承は従来の伝承母体を尊重した範囲で行うべきであり、行政はそのさまたげになることを避けるべきだと思う。しかし広域合併によって芸能を資源として扱う戦略を行政として持つのであれば(あるいは伝承者側がそれを望むのであれば)、しっかりとした手続き(専門スタッフを置くなり研究者を交えるといった)を踏むようなシステムを作らなければいけないと考じた。
- これまで埋蔵文化財のみ担当していたため、新鮮に感じた。
- 市町村合併にどのように行政が対応しているのか、知ることができたように思います。
- 興味深いお話を聞くことができました。

- 他の自治体における文化財保護行政のあり方や取り組みを知ることができた。
- 事例 5 件、それぞれの取り組みが聞け、参考となった。本市では、合併の任意協議会が解散となり、合併はなくなったが。本市では、無形民俗文化財、特に民俗芸能の調査・保存・継承について、遅れている状況である。今回の研究協議会に参加して、早急に取りかからなければならぬと……。非常に刺激を受け、よいものであった。
- 市町村合併は当地域でも考えられており、メリット、デメリット含め参考になる話が多かった。また、伝統文化保存の取り組みなど具体的な話が参考になった。綾子舞とチャッキラコは似ていると言われていたので、会長の話が聞いて良かった。実際見てみたいと思った。
- 現在の合併の現状を知れたこと。
- 具体的な事例の話を知ったので、たいへんによかった。行政として、仕事を進めていくうえで参考となった。
- 小さな村の only one の芸能が、大きな市の one of them となったときの幸不幸を考える、良い機会となりました。
- 同じような問題を抱えており、今後の方向性の参考になった。
- 必要なテーマだから。
- 合併後の悩みは共通しているので具体例を聞いて安心したり参考になったりした。グチを言えばキリがないが、前向きな討議でという方向性がよかった。
- 関係者との意見交換する場として機能しており、自治体関係者として持っている共通の課題、悩みについて話し合いが持てた。
- 「無形民俗文化財」に関する研究成果について、行政担当者も保存会関係者も教養を深められる機会があるとうれしく思います。

#### **(有意義だったと回答したもの)**

- 私の勤務する町は 3 年前に合併しましたが、旧町村で継承されてきた民俗芸能等が、ともすれば観光客呼びこみのためのショー化している傾向が見受けられます。土着の信仰等に基づいて継承されてきた芸能等を観光資源として扱うことに私自身は非常な抵抗があったのですが、発表の中で同様な問題提起があったことに意を強くしました。
- 合併後の民俗芸能の行政サイドから見た姿が一部分かった。地元での伝承活動の参考になった。
- はじめて参加させていただき、全国の事例を学ばせていただきました。ありがとうございます。
- 合併後の行政と文化財保護団体との関係に興味があったため。助成金については行政の苦労は多々耳にしていたので調整が大変だろうと。
- 一つのテーマの事例発表を多く聞くことができるので、参考になる点が多い。ただし、地域紹介、祭、芸能紹介に費やす時間が長く、肝心の合併による影響や工夫、評価について十分には聞くことができなかった。発表依頼の時に、もう少し発表テーマを限定してもらう方が、有意義ではないかと思う。
- 今回のテーマ「市町村合併と無形民俗文化財の保護」については、市町村合併に伴って、具体的にどのような課題が民俗芸能の保護に関して生じているかを、担当者や保存団体の立場

からの本音の部分が聞けた点が良かったと思います。市町村合併のマイナス面ばかりでなく、プラスの面も垣間見えた点が良かったと思います（保護の体制の再構築、地域間の足並みをそろえるために努力されていることなど、情報の共有と広域化）。

- 行政の立場と民俗芸能の行い手の立場、思いの違いが分った。
- 他地域の民俗文化財の実態がよくわかった。また、自治体毎の民俗文化財の保護・伝承の工夫も参考になった。
- まさにビビッドなテーマであり、データを含めての現状報告があり、有意義であった。市町村合併による無形民俗文化財の伝承活動への影響など伝承者（保存会、学校で民俗芸能などを指導されている先生など）サイドの事例発表がもう1〜2あってもよかったのでは。
- 合併に際して、同様な問題があり、各報告の内容が大変参考になった。
- 市町村合併により、地方自治体及び民俗芸能保存会が直面している現状を知る事ができ有意義でした。
- 各地の事例が参考になった。
- 他の事例を知ることができた。特に相模原市の市登録文化財制度にあった、重複登録可能なことで指定による補助を補完する意味での支援のあり方は興味深いものであった。
- 西日本の自治体の報告や調査で文化財の担当と接する研究者の体験談のようなものも聞いてみたかった。
- 行政側（組織等）から見た民俗文化財と、保存の主体となる団体の立場からの保護行政という、多角的な視点からのご意見を、実務をふまえて拝聴でき、有意義でした。
- 市町村合併といっても地域ごとの特徴がそれぞれあるために、ひとくくりにはできないものだと改めて思いました。浜松市のような理解のない行政が存在していることに驚きました。
- 生々しい話を伺えて、たいへん参考になった。面白かったです。
- 内容はよかったが、論点をもう少し絞りたいかった。
- 中々全国的な規模でこういったテーマに関してどのように考えているのかを聞く機会が少ないことから。とくに、行政、保存会等が一堂に集って討論をする場はないことから。
- 現在国立市で保存している民俗芸能としては、獅子舞があります。ほとんど行政が関わってなくても、保存会として機能しているが、今後の推移を予測する上では、非常に有意義な指摘を頂いたと思います。
- 自分の担当は、埋蔵文化財なのですが、市川市は現在、近隣市との合併問題に乗り出しています。いずれは、合併後の文化財保護行政について考えなければならないと思いました。また、合併前の意見交換や調整は特に必要であると感じました。
- 市町村合併において、無形民俗文化財の対応の変化がわかった。本来、変化したのは市町村体制が変っただけで、無形民俗文化財の本質は変化してはいないのだが、立場が変り、指定についても、補助金なども変ってきているとき、担当職員の苦労がよくわかった。参考にしたい。
- 市町村合併の現実と対応について（個別の自治体で様々な対応がなされていると感じた）。
- 各地の実情がよく伝わった。

- 指定都市の問題と同様なものもあり大いに参考になった。他市町村の事例を聞いてよかった。
- さまざまな地域で各種の問題に取り組んでおられる方々がいることを知った。
- 合併後の状況が、ある程度理解できた。
- 他県の現状を知る良い機会でした。
- 現場の声が聞けた。
- 行政関係者として、文化財保護所管の考え方（従来は教委内）、地域振興の視点から伝統文化継承を考えたほうが良いかもしれないと考えさせられた。伝承者の良き理解者、支援者になりたいと思うが、後継者育成・公開と伝承の問題……やはりむずかしい。でも、やれるだけのことは、他例を参考に努力したい。
- はじめて、行政の方々の話をきいて、新鮮だった。合併によって、近隣の村同士のコミュニケーションがうまれるということが、一つのおもしろい点かなと思われた。たとえば、西浦の人たちも、これまでは、ほとんど他の地域には興味をもっていなかった（ように思われる）が、少し変わるかもしれないと思った。
- 合併と民俗の問題が重要という指摘はそのとおりだと思います。ただ、合併そのものの議論が少しナイーブで、その部分の共通理解を作って、個別の発表がよかったかなと思いました。
- 現在、今後生じるであろう問題に対応するヒントと人脈を得ることができました。ありがとうございました。
- 事例発表は様々で、聞いている例はどのように聞いてよいものか考えあぐねたが、総合討議でこの会の目的に沿ったように持って行って頂いたのでありがたかった。東文研のサイト上で毎年の報告書を読むことができるが、今回の会だけに参加するより、現在までの会のテーマも踏まえて参加すると、行政関係者としてより理解が深まるという感想を持った。
- 当面今回のテーマに当てはまらず、今後の問題として考えたい。各団体とも後継者の育成、財政問題をかかえ活動している内容が理解できた。
- 各地の自治体関係者と保存会の方から具体的事例をお聞きすることができ、自らが所属する地域の問題点の解決に役立つと思われたからです。いわゆる現場の生の声を聞き、響きあうものをもてたわけです。ありがとうございました。
- 多くの民俗芸能を有する地域の現状などが生々しく報告され、たいへん参考になりました。市町村合併については、大阪市はおこないませんでしたので、実施された地域の課題は勉強になりました（実務にはあまり関係しないかもしれませんが）。
- 市町村合併が続く中、行政担当者、保存会の方々の具体的な取りくみを知ることができ有難かった。
- うまくいった方だと思う。
- 様々な実情がわかりました。文化財の枠を超えた取り組みの必要性を実感していますが、さて、どうすれば良いのやら、悩ましいところです。
- もっともっと文化財保護行政のぜい弱な市町村が多い中、それらの事例が聞かれなかった点。方策、対策の具体的なヒントがほしかった。



#### (4) 今後この研究協議会で取り上げてほしいテーマ

- ①限界集落の文化遺産を継承再生した例。
- ②民間伝承を若手に関心を持ってもらうための施策例。
- ③民俗芸能のジャンル毎の社団化への道。例えば社団法人神楽連合協議会、風流踊連合協議会、獅子舞連合協議会。
- 無形が無くなり、有形（獅子頭等）の物のみ残った後の対応について、現在当市では検討しております。H18年、有形の道具、衣装等のみ市指定としましたが、今後無形の舞の復活を検討しており、「有形」の指定等の取扱いの事例をお願いします。
- 「環境保護意識と無形民俗文化財の継持・継承」として環境問題に関わるテーマを設定してもらいたい。
- ①助成金利用のノウハウとその効罪（公的助成と財団助成の両方で）。「ふるさと文化」の検証。
- ②無形文化財活性化のための有形資料（文書、道具、報告書、映像等）の保存と活用（アーカイブ）（公開）。
- 浜松の戸田さんの言われるとおり、無形民俗文化財の継承には“内、なる活性化が必要です。“内、なる活性化に成功した事例、“内、なる活性化のプロフェッショナル（演出家・プロデューサー）または心理学者の意見などどうでしょうか。
- 民俗文化財の調査について（映像編と報告書編）。
- 続「市町村合併と無形民俗文化財の保護」「合併しなかった地域の現状」。
- 民俗芸能と生業。←移りゆく生業の中で、いかにかつての姿を残すのか、もしくは、その変化を受けとめて、民俗芸能自体も変わらなくてはならないのか。今の文化財行政で、変わるということのは容認されるのか。また、過疎化や新住民増加といった地域コミュニティ全般の話も絡めるとおもしろいかもしれないと思います。
- 文化財（保護）と観光。
- よさこいの影響について。
- 生業にかかわる民俗の保護活用。農業、漁業の伝統的な技術が近代化、産業の変化により消えつつある。
- 各種保存会の生の声、行政としての支援策を学ぶ機会を設けていただきたい。
- 博物館、資料館における民俗芸能の扱い（無形民俗文化財の保存・活用における博物館の役割やその事例）。
- 伝承者の高齢化、後継者確保の対策事例。学校での伝承活動は本当に後継者確保に結びついているのか？
- 大規模な災害の無形民俗文化財への影響。
- 民俗芸能の実演の機会の創出とその効果、影響。
- 中断していた芸能の復活について。担い手は誰か、将来的な伝承活動の見通し、行政の関わり方などの事例を。

- まちづくり資源となりうる民俗芸能の実態や変容、課題など。よさこいソーランなどの流行についてどう思うかなど。
- 本日は、合併後のプラスの話が多かったのですが、次はマイナスの話、民俗文化財の指定解除や、その後の方策についての意見が聞きたい。
- 今後の話にもあった「民俗芸能保存協会」連絡会などの詳しい活動状況についてもうかがいたい。
- (過去に取り上げられたかも知れませんが)「民俗芸能と学校教育—その教材化について」。
- 都市の祭礼(山車祭り)、獅子舞等。
- 無形文化遺産について。
- 今回の内容も踏まえ文化財行政とは何をすべきかを明らかにしてはどうでしょうか。博物館は収集・保存・調査研究・教育普及といった共通の機能が確立していますが、文化財行政は自治体毎に千差万別な感があります。博物館や学校との連携も含めて提示をしてはどうでしょうか。
- 地元で守られてきた民俗芸能に他地域住民が参加する実例、その効果と問題点。
- 都市域の住民に、保存活動の有意義性を示す実例。
- 無形民俗文化財と観光との関わり。
- ひきつづき、文化財保護行政の問題について取り上げてほしい。
- 今回と同様、無形民俗文化財に係わる、全国の事例(テーマは問わない)研究を行っていただきたい。映像保存、伝承、保存方法(継承者の育成)など。
- 各地域における保存協会、保存会などの現状と課題。
- 民俗芸能と町づくり、活用状況。
- 伝統芸能保存と学校との連携など。
- 民俗芸能の海外公演と公開における国内外の状況。
- 都市における祭りの在り方の問題。
- 民俗芸能等の保存計画のこと。
- 繰り返しとりあげられるテーマかもしれないが、後継者養成についての成功例や失敗例などにつき具体的にとりあげていただけたらと思う。
- 芸能保持者(青年)を失い、小中学校生徒にバトンがタッチされたとき、もう民俗は失ったとみて、民俗芸能の呼称をすて「学校芸能」と改称し、芸能の適者生存を受け容れる方法を改めて積極的に考えてみるか、どうか。
- もと芸能部ということで、どうしても祭礼・芸能を取り上げられることが多いですが、民俗技術に関するテーマもお願いします。
- 市町村合併パートII、保護団体からみた合併とは。全国の伝承者の率直な声を聞きたい(生々しい話を)。
- 保護団体に対する、財政支援のありかたについて。行政から、企業(財団)等から。
- 無形文化遺産は日本人の心のふるさとであり、日本の宝だと思います。その尊い意義と価値

をもっとアピールしなければと感じました。そのためには現地で見ても感動を共有しなければとも思っております。

- 民俗芸能、神事等を単なる観光資源として扱うことの是非、問題点について掘り下げて頂ければと思います。
- 変容と伝承。
- 後継者問題。保護団体の思い。
- 補助事業や映像記録などの事業評価について。
- 民俗文化財の保護への、市民参加のあり方について、民間企業との連携（ボランティア、体験学習、一般向けの市民講座などの事例）。
- 少子化の中での担い手育成について（伝承地域の広域化、学校との連携、女人禁制の撤廃など）。
- 民俗技術の保護への総合的取り組みについて（指定・補助といったこと以外で）。
- せっかく範囲が広がったので、是非民俗芸能以外の風俗習慣を取り上げて欲しいです
- 講についての各地の現状。三山講、子安講、浅間講 etc.
- 合併しなかった市町村では……。今回のテーマの第2弾ともなるのでは。
- 少子化と民俗芸能。
- 合併前、合併後の取組み方の違い、特に合併後に具体的にどのような取組があったのか、今後のヒントとなるような具体例が知れば。
- 舟大工、竹細工などの民俗技術。
- 市町村の民俗文化財行政。登録文化財について意見交換をしたい。
- 前向きにということですので……。
  - ①合併したメリットは、文化財担当者を複数おくことができることです。ただし、現状は埋蔵文化財の専門家ばかり複数になっている。今後は、考古、文献、民俗、美術史、建築史などバランスのとれた採用にしていくことで、学際的協力が可能になり、大きなメリットになる。これを実現させるための取り組みについて、協議するテーマを設定してもらう必要があるかと思います。
  - ②もう一つは、お金の確保についてのテーマです。補助金は企業、国、県、市町村の事例の紹介のほか、国際的なものや、観光振興や地域づくりなどさまざまな可能性について、お話をきく機会があればよいと思います。また、新しいパトロンもしくは、助成者の発掘についての研究会を行う。非常に政策的なことになってしまいましたが……。
  - ③今回もありましたが学校教育との相互のとりくみについて、興味があります。次世代の育成は重要なことですので。
- 民俗芸能は小学生ぐらいまではよく参加し、活動してくれるが、その後伝承してくれる児童・生徒たちとなると大変少なくなる。そういったことで、中学生以降も、継続的かつ体系的に取り組んでいる事例があれば紹介してもらいたい。
- 全国での保存・保護の実例の紹介をし続けて下さい。
- 無形民俗文化財で芸能を取り上げてきたが、それ以外の民俗行事なども重要である。年中行

事（儀礼行事など）の継続についての問題も取り上げてほしい。

- 民俗技術について、その後の状況等。
- 無形民俗文化財を展示する方法、意義。博物館のなかの位置づけ等。
- （無形）民俗文化財担当者の行政における役割（成果や課題）、市役所、教育委員会のポジションの築き方。
- 民俗芸能の伝承と今後の保存のあり方。
- これまで民俗芸能の発表のあり方について現状公開か舞台公開かで論議されて来たが、現行で舞台発表が主力をなしている。本当にこれでよいのか、大いに討議してほしい。
- 現代における民俗芸能の伝播が可能か。もし可能であればどのような理由によるものか。
- 限界集落の民俗をどうするのか。
- 変容のキャパシティ。「伝統文化」と「伝統的文化」……。都教委が新教育課程に導入したが、疑問。自分の仕事に対するアイデアがゆらぐ。
- 伝承者と記録メディア、観客をえるための工夫、劇場、リサイタルでの工夫、よさこいなど popular なものとのあつれき、民俗芸能復元と行政の関与。
- 観光資源としての無形民俗文化財をおねがいします。
- 研究者と行政関係者（とくに専門職でなく一般行政職）をつなぐ、乖離させないテーマで今後も続けていって仲立ちして頂きたい。
- 後継者の育成と確保。
- 市町村の垣根を越えた民俗芸能の振興について。
- 無形民俗文化財を保持している意義を、地元の行政と住民に理解してもらうためにしている試み（の事例）。
- 過疎地域の伝統文化（無形民俗・有形民俗・技術等）の保存と継承。地域そのものの維持が困難な状況にある中で、どう伝統文化を継承していけばいいのか、方策を探りたい。
- 博物館・資料館が無形文化財を扱うことができる可能性や方向性について。

## (5) その他の要望

- 今後の継続を望みます。旅券予約などの関係で、もう少し早めに参加決定通知を頂けるとありがたいです。
- 本日は大変有意義であった。
- 文化財保護担当課が教育委員会から市長部局へ移管することが多くなってきた。教育委員会の職員と市役所の職員とでは対応する伝承者の態度がちがうのではないかと感じてしまう（他分野を担当しているが、このような感じを受けることが多いため）。
- 発表者に研究者を入れる可能性はありますか？
- 室温がやや暑い気がします。パワーポイントをそのまま焼いた資料はA4に2画面くらいのバランスでとどめていただければ（資源保護にはなりません）ありがたいです。←字が読めない。小さくて。もしくは、よければ、後でファイルを電子データとしてうけとれるよう

にさせていただくと非常に嬉しい。いろいろと書きましたが、とても有意義でした。どうもありがとうございました。こういった時代ですので、財政が厳しことは仕方ないと思います（無い袖はふれないのですから）。お金がかからないように、資料館も祭りも考えていくとともに、祭礼関係者が、パンフレットなどを売って、資金を得たり、募金を集めたりすることを勧めています。とはいえ、補助金も出しているのですが、将来、金額を下げたいという工夫したいと思います。

- もっと多くの行政の文化財の担当の方に聞いてもらいたい会だと思っています。ぜひ今後も続けていただくとともに、そうした方々の参加を増やすことはできないものではないでしょうか。
- 同協議会が今後とも継続して開催されることを希望します。テーブルのある筆記（メモ）のとりやすい部屋がありがたいです。
- 参加申し込み受け付け後にも関わらず、ご配慮いただき有難うございました。
- 1日の開催でなく、何日間かで開催することもよいのではないかと。
- 数年後にまた同じテーマでできれば同じ発表者でと思います。
- 少々つめこみすぎか。1ケース30分は短いのでは。
- 県の担当としてのお願いです。募集にあたり、「先着順」とされると、取りまとめの県としては、市町村からの申し込み締切をいつにしたらよいのか、悩みます。締切を遅く設定して、出席できなかった場合を考え、早く締切っていますが、「先着順」と「県取りまとめ」はどちらかを再考していただけませんか。この協議会は、他県の実情を知ることのできる、良い機会ですので、今後も継続して頂きたいと思います。合併によって「ムラ」（限定的な地域集団の意）の祭は「マチ」（「ムラ」に対する広域、多数の人々の意）の祭になっていくのではないかと思います。→「ムラ」の祭から「マチ」の祭へ。
- 保存会側の事例がもう少し聞きたかった。
- 発表者の一人30分は短い。資料をなぞるだけのかげ足の発表は残念です。また、きちんと発表するうえで、発表者がこの協議会を理解しているのかが疑問に思いました。相模原市、浜松市は行政の一方的な発表に感じられ、綾子舞の会長さんはやはり主観的にならざるを得ないように見られた。特に浜松市の「……!？」の標記は、日本語としてあいまいであり、発表内容の標記としては不適切である。第一回の協議会に比べ非常に残念です。
- 最後に出た民俗芸能の形の伝承について、非常に難しい場所にあります。おおむね司会の方に賛成です。とはいえ伝承者、保護者、支援者のモラルが大事ですね。
- 今後とも、研究会の継続をお願いします。記録、撮影等、現場で実践をしていく際の知識、技術について。研究会、講習的なもの（全体的なものではなく、個別専門的な部会）。
- 発表時間の厳守をお願いします。今日は帰宅しませんが、地方参加者は終わりの時間が延びるかどうかわかりませんが、いらいらしながら参加しなくても良いことは、本当に有難いことですから。
- 昼食休憩が1時間40分間は長い。1時間10分程度にして、終了時間を17:30から繰り上げてはどうか。



## 第2回無形民俗文化財研究協議会 参加者

秋山 笑子	千葉県立房総のむら	関根 訪	桶川市教育委員会生涯学習課
熱田 貴保	島根県教育庁文化財課	関谷 学	あきる野市教育委員会社会教育部社会教育課
阿部 武司	東北文化財映像研究所	曾我部一行	成城大学
阿部 直子	成城大学大学院生	曾根原裕明	飯能市教育委員会生涯学習課
有田 洋人	法政大学大学院人間社会研究科	蘇理 剛志	和歌山県教育庁文化遺産課
安斎 順子	くにたち郷土文化館	平良 宣子	下呂山町歴史民俗資料館
安藤 直子	東北福祉大学	太川 裕晴	日向市教育委員会教育総務課
石井 聖子	常陸大宮市歴史民俗資料館	武田 恵美	巨理町教育委員会生涯学習課文化財班
石垣 悟	文化庁文化財部伝統文化課	田中 英機	実践女子大学
板橋 春夫	伊勢崎市教育委員会文化財保護課	千田 和文	盛岡市教育委員会歴史文化課副主幹
市川 剛	市川市教育委員会生涯学習振興課	鶴岡 英一	市原市教育委員会ふるさと文化課
伊藤 暢直	豊島区教育委員会教育総務部教育総務課	寺田 昭士	揖斐川町教育委員長職務代理者
稲葉 信子	東京文化財研究所文化遺産国際協力センター	徳重 敬子	藤沢市教育委員会生涯学習部生涯学習課
入江 宣子	日本民俗音楽学会	戸田 剛	浜松市生活文化部文化財担当課
岩田 博	岩田書院	永尾 和章	(財) 伝統文化活性化国民協会
鶴飼 均	亀岡市教育委員会社会教育課	中村 茂子	実践女子大学
内田 幸彦	埼玉県教育局市町村支援部生涯学習文化財課	中村 規	都市民俗研究所
大石 泰夫	盛岡大学文学部	中本 由有	実践女子大学
大島 建彦	東洋大学名誉教授	中藪 規正	ブレインズ・ネットワーク
大城 學	(財) 国立劇場おきなわ運営財団	並木 達哉	日の出町教育委員会社会教育課
大森 恵子	民俗芸能学会/日本民俗学会	西瀬 英紀	国立劇場調査養成部デジタル情報課
大山 孝正	財団法人福島県文化振興事業団	西角井正大	民俗芸能学会
掛谷 昇治	財団法人日本青年館公益事業部次長	西山 誠	稲城市教育委員会教育部生涯学習課長
金子 征史	八王子市教育委員会生涯学習スポーツ部文化財課	秋谷 良太	土浦市立博物館
刈田 均	横浜市歴史博物館課横浜市歴史博物館係	服部比呂美	東京文化財研究所無形文化遺産部
川口 康	香取市教育委員会生涯学習課	浜島 司	まつり同好会
城井 智子	(社) 全日本郷土芸能協会	半貫 芳男	狭山市教育委員会生涯学習部社会教育課
菊池 健策	文化庁文化財部伝統文化課	樋口 昭	創造学園大学
菊池 信吾	逗子市教育委員会教育部生涯学習課文化財保護係	樋口 和宏	文化庁伝統文化課
北島 恵介	森町教育委員会社会教育課文化振興係	久野 隆志	福岡県教育庁総務部文化財保護課
吉川 周平	京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター	俵木 悟	東京文化財研究所無形文化遺産部
木原 善和	八千代市文化伝承館	福持 昌之	愛荘町愛知川観光協会
君島真理子	桜川市歴史民俗資料館	藤田 隆則	京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センター
木村 弘樹	相模原市教育委員会文化財保護課	古庄 康悦	さいたま市教育委員会文化財保護課
久保田裕道	東村山ふるさと歴史館	星野 紘	東京文化財研究所名誉研究員
香林有希子	戸田市教育委員会生涯学習課	前川 尚子	群馬県教育委員会文化課
古川 実	青森県教育庁文化財保護課	増山 一成	中央区教育委員会事務局社会教育課郷
小杉 明史	静岡県教育委員会文化課文化財保護班	榎 義嗣	東広島市教育委員会生涯学習部文化課
小谷 竜介	東北歴史博物館	松崎 睦彦	東村山ふるさと歴史館
児玉 信		松村 聡	熊谷市教育委員会社会教育課
古山 邦廣	日の出町郷土芸能保存会	松本 幸久	揖斐川町教育委員会
近藤 忠造		丸尾 依子	山梨県立博物館学芸課
齊藤 裕嗣	文化庁伝統文化課主任文化財調査官	宮田 繁幸	東京文化財研究所無形文化遺産部
坂部 公章	徳島県教育委員会文化財課	宮本 瑞夫	立教女学院短期大学/財団法人宮本記念財団
笹生 昭	(社) 全日本郷土芸能協会	向田 明弘	南丹市日吉町郷土資料館
佐藤 誠	八千代市立郷土博物館	茂木 栄	國學院大学日本文化研究所
澤井 浩一	大阪歴史博物館	柳川 雅史	相模原市教育委員会
鹿谷 勲	奈良県立民俗博物館	山崎 和巳	多摩市教育委員会生涯学習振興課文化財係
清水 周	国立市教育委員会生涯学習課社会教育係	山本 紋子	揖斐川町教育委員会社会教育課
清水 博之	日立市郷土博物館	山本たか子	大田区立郷土博物館
鈴木 規夫	東京文化財研究所	吉川 雅智	城陽市教育委員会歴史民俗資料館
須田 弘宗	柏崎市綾子舞保存振興会会長	吉田 純子	文化庁文化財部伝統文化課芸能部門
須藤 武子	日本民俗舞踊研究会	吉田 剛文	板橋区教育委員会生涯学習課文化財係
瀬尾 学	せきかねさいとりさし保存会	鷲野 正昭	まつり同好会
関 孝夫	上尾市教育委員会教育総務部生涯学習課	渡邊 直哉	三浦市教育委員会社会教育課文化財保護係
関口 宣明	調布市郷土博物館	渡貫 一志	国立劇場芸能部第二制作課

## あとかぎ

今回の協議会は、これまで長く懸案となっていたテーマにやっと取り組むことができたという充実感と、どれだけ協議をしても解決策を導けない、そしてそれ以上に、私たちがどれだけ望もうとも、状況を変えていくには微かな力しか持ちえないのだという無力感とを同時に感じるようになった。はじめから述べているように、数ある文化財の中でもとくに民俗文化財は、その特質として地域性を重視し、また実際の保護のための取り組みも地域が主体となって行われるという意味で、市町村合併という地域再編の影響を大きく受ける分野である。そして大きく見れば、地域の文化の多様性や、その自立的な伝承を評価するという点からは、市町村合併という一種のグローバル化の流れは、決して手を挙げて歓迎されるものではない。ましてやその合併の実態が、文化や社会のまとまりをあまり考慮しない、経済効率的な観点から行われたことが明らかなこの平成の合併のなかでは、そうした思いはいっそう強く感じられる。

それにもかかわらず、この状況から何かポジティブな方向を探っていけないかというのが、今回の協議会の意図だった。さいわい、いくつかの取り組みのアイデアについては、今後に向けてのヒントになったのではないかと思われる。例えば揖斐川町が、広域での調査の成果を学校の副教材として実現したことは、広がった町という一つの文化圏の中で各集落が伝えている祭りや行事を見直すきっかけになるのではないかと思う。また、相模原市や盛岡市のように、地域内にある様々な伝承団体の連携のためのネットワーク作りは、それまで小さな集落単位で苦労や困難を抱え込んでいた伝承団体が、他の団体との情報交換を通じて新たな道を切り開いていく場となる可能性を持っていると思われる。連絡協議会などというと、すぐに合同イベントの開催などを連想しがちであるが、大切なことは、そうしたネットワークを通してこれまで表に出てくる機会がなかった個別の団体の声を、広い範囲に届かせることができるようになることではないかと個人的には考えている。さすがにもう、民俗は特定の地域の中で黙々、粛々と伝承されなければならないと考える人は多くはないだろう。伝承者が自分たちで、自分たちの担うものをどのように捉え、伝えていくべきかを考えるための場を提供することは、その保護のための重要な手法であると考えられる。市町村合併がそのきっかけとなれば良い。

今回の協議会で反省すべきは、一つは世話人の専門分野のため、事例報告が民俗芸能を中心としたものに偏っていた点である。民俗芸能は、他の無形民俗文化財と比較して、もともと地域という文脈を超えてでも（芸能史的、あるいは芸術・鑑賞的になど）評価されやすいものである。しかし小規模な祭りや日々の生活にまつわる慣習や行事などは、現代人の生活の枠組みである行政単位の変更の影響をさらに強く受けると思われる。「積極的な取り組み」を紹介するという意図があったため、そうした困難を抱えた例への目配りが十分でなかったことは反省する。もう一点は、実際に伝承を担う人々の声を、肝心のこの協議会に十分に迎えることができなかったことである。本来であれば、保存団体からの発表をあと数件増やしたほうが良いと企画段階から感じていたのだが、もともと行政のためにやっているのではない民俗の伝承であればこそ、その影響を短期間で総括して、彼ら自身の言葉で話してもらうのは難しい。今後、こうした地域再編の影響を、ある程度期間をとったインテンシブな民俗誌的調査で明らかにするような研究が出てくることを期待したいと思う。

(文責・俵木悟)



独立行政法人文化財研究所  
東京文化財研究所  
第2回無形民俗文化財研究協議会報告書

—市町村合併と無形民俗文化財の保護—

平成20年3月31日

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構  
東京文化財研究所無形文化遺産部  
〒110-8713 東京都台東区上野公園13-43  
TEL 03-3823-4925